

第三十八回 参議院文教委員会會議録第二十二号

(三四〇)

昭和三十六年四月二十五日(火曜日)

午前十四時四十五分開会

委員の異動

本日委員二見甚郷君及び安部清美君解任につき、その補欠として平島敏夫君及び野上進君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

北畠 教真君
近藤 鶴代君
野本 品吉君
豊瀬 慎一君

委員

井川 伊平君
下條 康磨君
杉浦 武雄君
野上 進君
平島 敏夫君
千葉千代世君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 荒木萬壽夫君
國務大臣 池田正之輔君
國務大臣 迫水 久常君

政府委員

内閣総理大臣 増子 正宏君
官房公務員制度調査室長 入江誠一郎君
人事院総裁 矢倉 一郎君
人事院事務総局任用局長

人事院事務総局給与局長 滝本 忠男君

科学技術庁長官官房長 島村 武久君

経済企画庁総計司局長 大来佐武郎君

文部政務次官 瀧田 弥三君

文部大臣官房長 天城 勲君

文部省初等中等教育局長 内藤三郎君

事務局側

常任委員

工業 英司君

説明員

大蔵省主計局主計官 佐々木達夫君
文部省大学学術局大学課長 村山 松雄君
文部省大学学術局学生課長 西田亀久夫君
労働省職業安定局職業訓練部長 有馬 元治君

参考人

日本育英会会長 田中 義男君

本日の會議に付した案件

一、日本育英会法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

一、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(豊瀬慎一君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、委員長所用により不在のため、委員長の指名によりまして、私が委員長の職務を行ないますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なほ、ただいま委員の異動がありましたので、御報告いたします。

二見甚郷君が委員を辞任され、その補欠として、平島敏夫君が委員に選任されました。

以上であります。

○理事(豊瀬慎一君) 次に、委員長及び理事打合会の経過につき、御報告いたします。

開会前、理事会を開き協議いたしました結果、本日は、まず、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題とし、審議を進め、これを議し、次いで、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について審議いたして参ることに決定をみました。

以上、理事会決定通り取り扱って参りたいと存じますが、御異議ございませんか。

○理事(豊瀬慎一君) 御異議ないと認め、さよう進めて参ります。

○理事(豊瀬慎一君) それでは、日本育英会法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際発言を許します。千葉千代世君。

○千葉千代世君 私は、日本育英会法

の一部を改正する法律案に関連しまして、まず、当面の問題につきまして、育英会長にお尋ねいたします。

ただいま日本育英会の職員の方々がベースアップを要求しているようでございますが、それに対して、会長さんはいかにどのように対処していらっしゃるか、現状を説明していただきたいと思ひます。

○参考人(田中義男君) 職員の給与のベースアップにつきましては、組合の方からその要求を出しております。私の方といたしましては、財政上の問題、あるいはまた他の団体等との比較等も十分検討いたしました上で処置をいたしたいと、かように考えているのが現状でございます。

○千葉千代世君 他の団体と申しますと、たとえば私学振興会とか、共同で要求していらしゃいますね。そういう全部の方との関連においてお考えになる、こういうわけでございませうか。

○参考人(田中義男君) 関係の団体との検討も必要だと思ひます。また、その他先般この議場で申しておりますように、いろいろ他の団体等につきまして、広く給与ベースの点を検討いたしました上で考えたといふ、かように思っております。

○千葉千代世君 それでは、他の団体がベースアップの要求をいければ育英会もいれると、こういうわけでございませうか。

○参考人(田中義男君) 私どもだけで、これは単独に決定するわけには参りません。自己自身の予算の関係もございませうし、また、国との関係もございませうと、それそれの手続を経、処置いたしませんと、育英会だけでどうするといふことは、実は権限上もできないことになっておりますので、十分検討いたしたいと、かように申し上げているわけでございませう。

○千葉千代世君 共同で要求している、そういう団体の方々の話を聞きますと、いづれも他の団体と見合はしてきめるといって、その所属している、自分が長としての考えをはっきりお出しになっていない、そうすると、お互いによりかかり合つていって、さっぱり解決の糸口がないのじゃないかという感じが感ぜられますので、そういう意味で、育英会長さんとして早急にこの問題に対して、よその方はどうだろうけれども、育英会としてはやはり民間賃金との格差とか、それからお仕事をいらっしゃる内容とか、非常に骨が折れるわけですね。賃金も少ない、こういう中で、それでは自分の所属しているところでは一つ早いうちにかつていこう案を出そうという、こういうお考えはございませうか。

○参考人(田中義男君) 他の団体のことは一応参考として調査をいたしておるのであります。むしろ育英会は育英会としてのまた独自の判断に従つて、そうしてその措置を検討いたしたい、かように考えております。

○千葉千代世君　その独自の判断をする材料ですね、どういうことですか。たとえば育英会の中の人件費について、少ないとか、あるいはこのくらいならできるとかいう判断の材料がございますすね。それを明らかにしていただきたいと思います。

申し上げる程度の結論を得ておりませ
ん。

○千葉千代世君 それではいづごろそ
れが申し上げられる程度になるのです
か。

○参考人(田中義男君) はっきりいつ
ということは申し上げかねますけれど

○参考人(田中義男君) 私の方の職員
の、まあ職員構成と申しますか、いろ
いろそれぞれの経歴を持ち、また、職

も、私は最近の状況からいたしまして、特にこの給与問題には、ただ単に自分で主務を持ちながらの片手間に処置

それらをも十分検討いたしました上に
給与はきめるべきものだと思います。
それには、先ほど来申しますように、

をすることゝして、とうてい適当でありませんので、特にそのために専心検討をする、研究をする人を置きまして、そうしてできるだけ具体的にこ

むしろ人他との関係も考慮しなければならぬ。いかにあるべきかという判断はわれわれにおいて下して措置をすべきものだ、かように思っております。

○千葉千代世君 私学振興会の方々も
す。まあなるべく早く結論を出すよう
にはいたしたいと考えております。

○千葉千代世君　もう少し具体的に回答えただきたいと思うのですが、た

やはり要求していच्छるようですけれども、会長さんの方では、やっぱ

たとえば要求に対して全部いれられるか、あるいはその希望に沿うようにどのくらいの努力、処置をしていくかという、こういう点についてお答えいただきたいと思います。

り民間との資金も非常に低い、かなり差があるのでですね。一つ希望に沿うように努力するというふうに向いているように、そういう共同で要求した中で、これは当たっていなかったら大

○参考人(田中義男君) 現在の要求は
かなり実情よりも高いものを要求いた
しておる。で、それが直ちに受けられ

へん失礼になりますけれども、日本育英会の方では、育英会の会長さんががんとしてそれに反対しているということを聞いたのです。現に育英会ではほ

るというふうには考えられませんが、
で、漸進的に、実際に可能な程度がど
の程度であるかというふうなところに
目安を置かなければならないようにた
だいま考えておるのであります。

かの方よりも平均四千円ぐらい少ない
そうですね、賃金が。お調べになった
ことはございましょうか。他の法人の
俸給の現在の平均よりも育英会の方々
の方が大体四千円ぐらい低い、そうい

○千葉千代世君 その可能な程度という額はどのくらいでしょうか。一応の用途を知らしていただきたいのです。

○参考人(田中義男君) それはまだ私

うふうに伺ったのですけれども。

○参考人(田中義男君) 彼の団体の平均よりも四千円低いとは私承知いたしておりません。われわれよりもむしろ

他の産業省等の団体、公団等で、よほどそのトップ・レベルの、いい所はあるいはそうかもしれません。けれどもいろいろ調べてみると、われわれよりもまた少ない、かなり低い団体もなかなかある。で、それらを考えてみると、私の方はまず中位じゃないかと実は考えておる程度でございまして、平均四、千円低いというふうには……、ちょっと私は数字を持っておりませんが、

ので、この育英会法が通って、そうしていい運営をしていくために、そういう方々の一番の協力がなければならないうと、こういう観点から、幸いに反対しているということはうそだということとがわかりましたので、早い機会に要求に対して、よりよい努力とよい回答が出ますように御努力いただきたいと思っております。この質問を終わります。次に進みます。

經濟狀況等からいたしまして、これはあまりに低過ぎるので、いまだ少しこれは増額してもらいたい。ことに高等学校についての千円につきましては、かなり強い増額要求がございまして、これらについては、われわれも実情まことにもっともだ、できるならば増額はかりたい、また、希望いたしておるのでございます。

○千葉千代世君　文部大臣にお尋ねい

○理事（豊瀬禎一君） ただいま委員の異動がありましたので御報告いたします。

日本育英会の運営の中で一番問題になっている点、今後こうしていきたい——もちろん問題になっている点があつて、文部省その他でもつてこの改

たしますが、ただいま育英会の会長から、もっと人数をふやす問題とか、あるいは月額の費用をもう少し多くしてほしいとか、単価を上げてほしいと

安部清美君が本委員を辞任され、その補欠として野上進君が委員に選任されました。

以上であります。

でも、この改正案のほかに問題になっている点がございましたらあげていただきたいと思うのです。具体的には返還の処置とか、それから、もっと文部

か、こういう問題点を持っているというところでございますが、文部大臣は、これに対して来年度の予算あるいは今後のこの運営について、どのようなお考えをお持ちでしょうか、数をふ

○千葉千代世君 そのいろんな団体の
中で、育英会長さんが頭強にベース

省の予算をたくさんとって育英会の方に出してほしいとか、こういうふうな

やすことと単価を上げることについて。

アップに反対すると、こういうふう
に伺っているのですが、それは間違いで
しょうか。

○参考人(田中義男君) 特に私が頑強
に反対しているというところはございま

問題点がございましたらあげていただきたい。

○参考人(田中義男君) 育英事業につ
きましては、現在かなり拡充されてき
ておりますけれども、なお人数の点に

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 検討を加えたいと思います。その方向はむしろ仕事量に應じる適正な員数であり、また給与も他の類いの機関等との関係もにらみ合わせて、向上させるといふ方

○千葉千代世君　ごさいませんか……。
反対しているということはないけれど
せん。

おきまして狭き門である、こういうふう
に言われておるのであります。特に
大学よりも下級の学校におきましてそ
の必要が多いように感じます。従つ

向の方向づけを念頭におきまして検討したいと思います。いずれにしまして
も、公務員の給与の改善は、御案内の
通り人事院の勧告を持って「なるほど

も、非常に消極的で、さっぱり漸進させるといふ道を開いてくれないといふふうにとってもよろしいですか。

○参考人(田中義男君) それも少し誤解だと思えます。

て、現在の数よりももう少し人数においてふやしてくれという声はかなり強くございまして、これも一つのわれわれ問題といたしております。次に、現在の月額単価でございします、これも

でもございます。そういう関係もむろんございますが、方向としては、今申し上げたような考えで努力したいと思っております。

○千葉千代世君 それじゃ、この点はこれでやめたいと思いますけれども、やはり民間の賃金の差、他の法人との関係その他の中で、非常に賃金も低い

高等学校におきまして一般貸与は千円、大学におきまして月額二千円または三千円、この月額はすでに数年前の単価でございまして、現在のこの一般

ますけれども、ちょうど三十五年の九月三十日現在で、育英資金を借りて返した収納率が五六・八八％、こうなっただんだん収納率はよくなっている

と、こういうふうな何ってありますけれども、まだ返せない人たちがございますですね。そういう人たちに對してどのような処置と、それからこの収納の見通しをお持ちになつていらっしゃるのかどうか答えていただきたいと思ひます。

○参考人(田中義男君) 昨年はかなり成績が上回つてきておりまして、当初、昨年度の返還目標額を少し上回る成績を上げております。しかし、お話をうかがうとお延滞をいたしておるものが多いわけでございまして、従つて、本年度から特に返還機構につきましては、お除をもつて支所を設置をして、そしてその地域における返還収納率を上げることを逐次努力することにいたしております。なお手段、方法等におきまして、単に文書連絡による督促をさらに一歩進めまして、これも予算面において認められましたあの外務員制度を採用いたし、そして個々に面接によつて指導的に集金をしていく、こういうふうなことも拡充して参りますし、なおそれでも悪質にして返還の誠意がないようなものにつきましては、よほど慎重なる検討、手続を経ました上で、あるいは行政措置を講じなければならぬかと、かように考えまして、機構においても、回収方法等においても、これを強化いたしまして、そして延滞の解消を期する、こういう考えで進めて参っております。

○千葉千代世君 再三の質問で、私どもの考えは明らかになりましたが、私に、やはりこれは貸与ではなくて給与への方向を私どもはとっていききたいと、こういう考えでありますが、当面、貸した金が返らないということに

ついては問題がございしますので、その中でどうしても病氣であつたり、貧困とか、いろいろな事情で、だれが見ても返せない。こういう人に対してはやはり免除の幅を拡大していくような処置を講じていただきたいと、こう考えております。

時間の都合上進めたいと思ひますが、次に、この法律が通過したあとの問題点、たとえばこの法律が適用される人たちはいいのですが、されない方、すでに卒業して社会に出ての方です。その方々がずっとこれから長い間返していかなければならない、こゝうなっておりますが、それについて免除の方法等考えたことはございせんか。つまり、この法律が適用される方とそうでない方々との差がございまして、それについてどうのようにお考えになりますか。

○参考人(田中義男君) これは非常にむずかしい問題で、私どもも実際問題としていふん苦慮いたすところでございまして、これは文部省におきても御検討になつて処置せられまして、原則としてはやはり不適及、これは前回の義務教育の場合に、これは三年間さかのぼつていまして、けれども、しかし原則としては不適及、こういう建前をとつておたうでございまして、従ひまして、今回も不適及という原則に基づいて処置せざるを得ないような実情でございまして、この法律案で採用されたことが適当だと言わざるを得ないようでございます。

方と比較して、不均衡のないように、たとえば全額免除というものも、これはなかなか問題でしようけれども、とりあえず二分の一ぐらゐを免除していただきたいと、こういう考えを持っておりますが、これは全然望みはございせんのです。

○参考人(田中義男君) これはいろいろ政府の御方針、御政策等にも関係するわけでございまして、私はっきり申し上げかねますけれども、部分的に免除するにしましても、これはすべて法律に基づかなければならぬことで、むずかしいのではないと思ひます。

○千葉千代世君 それじゃ文部大臣にお尋ねいたしますが、今、育英会長は法律に基づかなければむずかしいと、こゝういふことをおっしゃつたのです。政府の方としては、將來あるいは現在でも、この二分の一あるいは三分の一でもいいし、全額免除ならぬといわけなんです。返還免除の方向についてどのようになつていらっしゃるのか。

○参考人(田中義男君) 御質問の点につきましては、先般、当委員会でお答えを申し上げましたが、また今田中育英会長から話がありましたことと同様でございまして、原則は、やはり法律は適及しないという建前を置くことが適切じやなからうかと思つてございまして、むろん人情論と申しますか、実際問題としては、その境界線、ボーダーラインにある人は気の毒だといふ気持はむろんいたしますけれども、これは一般にこゝういふふうな新しい制度が開かれます場合には、常につきまとう問題でございまして、やむを得ないこととして適及させないという建前でいくことがより適切である、こゝういふふうな考へていらっしゃるわけでございます。

○千葉千代世君 まことに残念でございしますが、これはやはり現在の方と前にかの措置を講ずべきではないか、こゝう考へております。

○参考人(田中義男君) それでは、次に文部大臣にお尋ねいたしますけれども、御提案になりました法改正の中に、大学を卒業した者が、今までは義務制については免除だ、こゝうございまして、その中に幼稚園を加えていただきたい、こゝう考へていらっしゃるわけですか。と申しますのは、たとえば短期大学を卒業なさつた、小学校、中学校にお勤めになつた方と非常な差があるわけですか。幼稚園にお勤めになつた方は給与あるいは退職金、恩給等々について非常に不均衡だ、少しでもそれを是正していききたい。あらゆる面から直していききたい。中の一つとして、この育英会から借りた資金の免除という点について、これは非常に差があるわけですか。差があると申しますよりも、全然ないわけですか。ぜひこれは加えていただきたいという考へを持っておりますけれども、文部大臣はそれについてどのようにお考えですか。

○参考人(田中義男君) 幼稚園教育が教育の一環として、実質上非常に重要であることは私もわからぬわけではございませんが、ただ遺憾なことには、幼稚園制度そのものがまだしっかりとくりたしてありませんで、御案内の通り、全国的にみれば種々雑多と申しますか、整備されておらない。ですから、今後、幼稚園制度そのものをもっときちりすることが先決問題で、その上に立つてお話のような趣旨を上げていく、順序としてはこゝういふことではなからうか、かように今考へていらっしゃるわけですか。

○千葉千代世君 もう一つは中学校の問題でございまして、大学院を卒業して、そして免除の特典を受ける中に、今度は高等学校まで延ばされたわけですか。私どもとしては、これは中学校まで延ばしていただきたいといふことを考へていらっしゃるわけですか。これは申し上げるまでもございせんけれども、専門科目の問題、あるいは教育行政上、中学校と高等学校のおのの生徒の増減によつて、教育行政上人事の交流をするわけですか。そうすると、高等学校にお勤めな者が今度中学校に行く場合もございまして、中学は、まあ今度は生徒がだんだん減つていく場合に、また高等学校に、もとに戻すとか、こゝういふふうな暗黙の話し合いの中で人事の交流を持った例がたゞございまして、そうしますと、これは本人が好むと好まざるにかかわらず、行政上、中学に行く場合もございまして、この点についてぜひ中学の教諭の方々にこれを適用していただきたいと、こゝう考へていらっしゃるわけですか。それについてどのように考へておりますか。

○参考人(田中義男君) 大学院を終えた人が中学の先生になつた場合にも適用すべきじゃないかといふお説でございまして、私どもこの原案を提案し、御審議願ひますまでの考へは、むろんそのことも必要であるということ

は考えたわけでありましたが、現実問題としては、大学院の本来の趣旨が中学の先生になることを本来目的としていない、また実務上のケースもきわめてまれな例外的なものであって、数の上からいえばほとんど考慮の余地がなからう、こういう前提のもとに、抽象論としては御説ごもともだと思ひますが、この現実を立ててこの際は必要じゃなからうと、かように考えておいたわけでごいまして、趣旨そのものは幼稚園の場合とは違ひまして、実質的には当然なことであらうかとも思ひわけでありま。

○千葉千代世君 これで質問を終わりますけれども、再三申し述べましたように、やはり日本の国の責任として、将来の子供たちが安心して勉強して、その特質が生かされて、それが国家の役に立つと、こういう観点から、これが貸与でなくて早急に給与の方向に進んでいくべきじゃないだろうか、今世界各国の例も調べてみましたけれども、やはりその国の青少年が国家に信頼をして、安心して勉強していくと、こういう中で給与によって、非常に強い希望を持つてくるし、国としても大きな愛情を子供の一人一人に注いでいく、こういう観点から憲法の精神を生かしていけるべきじゃないか、そういう意味で、私は貸与でなくて給与制度への切りかえというものを強く要望いたしまして質問を終わります。

○矢嶋三義君 二、三点明確にしておきたい点がありますので、簡単に回答をお願いします。

大学卒業者が高等学校の教諭になると、大学四カ年間に受けた奨学金は免除になりますね。お答え願います。

○説明員(西田亀久夫君) その通りでございます。

○矢嶋三義君 大学院卒業生が高等学校の教諭になる、その大学院の卒業生の大学の四年間の奨学金は免除にするつもりですか、しないつもりですか。

○説明員(西田亀久夫君) 現在まで、大蔵当局との協議の段階におきましては、最終の課程を卒業するその人間をその最も望ましい職業に誘致するという趣旨からいえば、最終課程の奨学金だけを免除すれば足りるのじゃないかという意見がございまして、その点につきましてはまだ結論を得ておりません。

○矢嶋三義君 では、今の段階ではあなた方としては大学院の修士課程二カ年間に修了して高等学校の教諭になった場合には、修士課程の二年間の奨学金だけを免除すると、こういう考え方で、今のところ。

○説明員(西田亀久夫君) そのようにすることがこの免除制度の性格として妥当であるか、それとも大学のものもあわせて免除することが適切かどうかにつきまして、政令のきめ方を関係当局と十分協議いたしたいと思っております。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺っておきますが、説明員の答弁は矛盾していると思うのです。大学院を卒業してその修学目的に云々ということならば、高等学校の先生が免除になってきたのですから、だから大学院の二年の修士課程を経て高等学校の先生になった場合には、大学院の二カ年しか免除されないというのではこの立法の精神に反すると思う。だから大学院の修士課程二

年を卒業されて高等学校の教諭になった場合には、大学と大学院の奨学金を当然免除するように、この政令をかやうにしなればならぬと思っておりますが、大臣の御見解を承っておりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私もお説に賛成でございますが、現実問題は大蔵省との折衝でなかなか難航しております。金をなるべく出したいという方と、なるべく出してもらいたいという側との折衝でございまして、事実問題として今後の折衝の努力の成果に譲りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 田中会長に念のために伺っておりますが、私の所論は筋が通っておりますか。

○参考人(田中義男君) ただいま文部大臣のお答えになった通りだと思ひます。

○矢嶋三義君 念のために伺っておりますが、修業後一定の期間内というのは、一年以内に就職してやはり二年間、大学卒業生にして、大学院修士課程の卒業生にして、二カ年以上上職にあった場合、かようにお考えになつておられると思ひますが、念のため伺っております。

○説明員(西田亀久夫君) この法律にありますが「一定年数以上継続シテ」というのは、現在の政令ではいづれも勤続二年以上という意味でございまして、そして政令には、さらに卒業後その職につくまでの期間が修業後原則として一年以内、特別事情がある場合にはさらに一年延期して二年以内にその職につけばいいという規定になっております。

○矢嶋三義君 私の伺っているのは、その二という数字を動かすお考えがあるのかないのかということを知りたいのです。

○説明員(西田亀久夫君) 免除を受けるために、その貸与を受けた期間の何倍を在職しなければならぬかというその倍率につきましては再検討するつもりであります。最低二年間以上ということはやはり必要だと考えております。

○矢嶋三義君 最後の質問ですが、文部大臣に伺いますが、この前私質問してどうしても納得できないからもう一遍伺っております。労働省所管の中央職業訓練所、ここに勤めた人は私は免除されるべきだと思ひます。まず、文部大臣の見解を聞く前に労働省の政府委員の見解を聞いておきます。と申しますことは、昭和二十九年文部省告示第八十九号による免除されるのを見ますと、防衛庁の防衛大学校が入っているし、海技専門学院、海上保安庁の海上保安大学校も入っている。さらに具体的問題に例をあげますと、日本国有鉄道の中央鉄道教習所というのが入っているのです。中央鉄道教習所のごときは高等学校三年を経て入っているわけですから、そういう点を考えた場合に、労働省所管の発足しました中央職業訓練所、当然これは免除されるべき部類に入れるべきだと思ひますが、労働省側としてはどういう御見解を持てているのか、伺っております。

○説明員(有馬元治君) 私どもの方の中央職業訓練所は、御指摘のように、大体高校卒を対象に入所させておりますが、この四月の二十日から開所したばかりでございます。まだその職員構成等につきましては、今後若い大学

院、あるいは大学卒業生も漸次採用して参りたいと思ひますが、現在のところ人員構成がそういう若い層に及んでおりませんので、文部省とはこれから折衝をいたしまして、中央訓練所の教授、助教授、スタッフになる要員、あるいは研究部門の要員にこれらの優秀な大学卒業生が入ってきた場合には、この恩典に浴するように取り計らっていただきたいというつもりで、文部省とこれからお話を進めて参りたいと、かように考えます。

○矢嶋三義君 文部大臣、最後の質問になるわけですが、私幾つか例をあげましたが、特に中央鉄道教習所、これは免除になっているのです。先般発足しました中央職業訓練所なんかは非常に重要なところなんです。高等学校三年を終えたのを入れて長いのは四カ年間教育するわけですから、当然、今労働省の見解のように、中央職業訓練所も免除の指定をすべきだと思ひますが、御見解を承っておりますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 実は今のお尋ねの点は、労働大臣からかつて閣議で話が出まして、検討してみようというところで事務当局相互間で検討を加えました結論は、純粹の教育と考えられる範囲にこの際は限って、立法措置をしたいという結論には、御指摘の通り、国家目的から国対国民という関係において考えれば、実質上は同じようなことかと思ひますが、幾らかそこに違いがあるということで、分界線を一応引いたと考えられるのであります。今後検討の余地があるかと思ひますが、差しあたりは今申し上げた考え方で、この際は立法措置を講じたという

ふりに御理解いただきたいと思いま

す。
○矢嶋三義君 納得できないから指摘
しておきますが、純粋な教育の研究
所といつても、防衛大学は学校教育
に基づいたものではないのです。海上
保安大学またしかり。それから産業
安全研究所それから鉄道技術研究
所、中央鉄道教育所、こういうのが
みな免除になつてゐるわけです。そ
うして中央職業訓練所を免除しない
というのは、中央職業訓練所がいか
なるものかといふことを文部大臣は
御検討なさつていないのじゃないで
すか。当然私は入れるべきものだ
と思うのですが、これは要望にとど
めておきます。質問を終わります。

○理事(豊瀬慎一君) 他に質疑のお
ありの方はございませんか。——他
に御発言もないようですから、質疑
は尽きたものと認めて御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(豊瀬慎一君) 御異議ないと認
めます。よつて質疑は終了いたしま
した。

この際、お諮りいたしますが、千葉
委員より、委員長の手元に修正案が
提出されております。よつて、本修正
案を議題に供します。

まず、提出者より趣旨説明を聴取い
たします。

○千葉千代世君 私は、自由民主党及
び日本社会党を代表して、日本育英
会法の一部を改正する法律案に対する
修正案の趣旨説明をいたします。

まず、お手元に配付いたしました修
正案を朗読いたします。

日本育英会法の一部を改正する法
律案の一部を次のように修正する。

第十六条ノ四第一項及び第二項の
改正規定中「継続シテ高等学校」を
「継続シテ中学校、高等学校」に改め
る。

原案によりますと、大学院に学んだ
間に受けた貸与金の返還を免除される
職のうち、新たに高等学校の教員の
職を加えておりますが、本案は、さ
らに中学校の教員の職を加える。こ
の修正を行なうとするものでござ
います。その理由としては、大
学院に学び、その間貸与金を受けた者
のうち、高等学校以上の学校の教育
の職についた者のみが貸与金の返還免
除の対象にされておつて、中学校の教
育の職についた者には返還免除の適用
がないことは、まことに均衡を欠くも
のであると考えております。申すまでも
なく、中学校においては教育の職務の
内容が専門的な教科担任制であります
から、大学院に学んだ人々がその職に
つきますことは容易に予想できること
であります。また望ましいことでもござ
います。それに加えて、現に高等
学校と中学校の教員の交流は、生徒数
の増減によつて教育行政上しばしば自
由に行なわれておつた。こういう観点
から、ぜひ中学校も加えるように、こ
ういふような修正案を提案した次第で
あります。どうぞ一つ、委員の皆さん
の全員の御賛成をお願いしたいと思
います。

以上であります。

○理事(豊瀬慎一君) それでは、ただ
いまの修正案に対し、質疑のおありの
方は順次御発言をお願いします。

別に御質疑ございませんか。——御
発言もなければ、質疑は尽きたものと
認めて、これより原案並びに修正案に
ついて討論に入りたいと思ひますが、
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(豊瀬慎一君) 御異議ないと認
めて、これより討論に入ります。御意
見のおありの方は、賛否を明らかにし
て、お述べをお願いします。

○野本吉吉君 私は、自由民主党を代
表いたしまして、ただいま千葉委員か
ら御提案になりました修正案及び修正
部分を除きます原案に対して賛成の討
論をいたします。

この育英会法の一部改正の法案が提
出されました理由は、すでに提案理
由に尽きておりますが、要は、高度の
学術研究といふことが日本の将来の発
展にいかん重要なものであるかとい
うこと、それから教育界に人材を招致
するといふことが、またいかに重要な
ものであるかといふ点にかながみまし
て、従来、貸与金免除の道が開かれて
おつたのでありますけれども、その考
えを拡充発展させることが時代の強い
要請であつて、これにこたへる道を開
いたといふ点におきまして、この改正
案はまことに時宜を得たものと考えて
いるわけでありまして、特にここで申
上げたいことは、何と申しまして、
教育はいろいろ問題がありますけれど
も、過去においても、現在においても、
将来においても、教育は人であるとい
ふことは、これはもう動かすことので
きない、教育の効果をあげる鉄則であ
らうと思ふ。そういう意味におきまし
て、教育の職に關係する者に貸与金免
除の道を開くといふことは、日本の教
育の将来のために、非常に大きな役割

を果たすであらうといふことが期待さ
れるからであります。

第二の点は、貸与金の回収の問題で
ありますが、今まで私どもは、貸与金
の回収がわれわれの希望するような状
態でなかつたことに對して、深く
遺憾に思つておつたわけでありまして、
私は貸与金の回収といふことを、貸し
たから取るのだといふような、そうい
う気持ちでなしに、これは先輩が後輩に
對する貸与金支給の機会——恩典を奪
うようなことがあつてはきわめて遺
憾である。先輩の善意の協力といふも
のが後輩を鼓舞し、激励し、光明を与
えるといふ、どこまでも道義的な立場
に立つて考へたいと思ふのでありま
すが、かような点につきまして、さら
に回収を円滑にするための措置をとら
れたことに對しては、まことに當
を得たことであると、かように考へ
て、この案に賛成するわけでありま
す。

なお、ここで私は、社会党の皆さん
及びわれわれ話し合ひの上、次の付帯
決議をつけたと思ふのであります。

日本育英会法の一部を改正する
法律案(附決議案)

大学において学資の貸与を受けた
後、学校教育法第一条に掲げる学校
の教育・保育の職に就いたすべての
者に対し、貸与金の返還を免除でき
るよう、政府は、すみやかに適切な
措置を講ずべきである。

この付帯決議をつけますゆゑは、
先ほど来申しました本案提出の理由を
徹底させるといふ点にあるわけであり
ます。なお、本案を審議する途上にお
きまして、いろいろ委員からの質疑

があり、要望があつたことは御承知の
通りであります。それらの要望の線
に沿つて、将来、政府の善処方を希望
する、かようなわけでありまして、
以上、付帯決議を付します趣旨につ
きまして、つけ加へさせていただきます
した。これをもって終わります。

○岩間正男君 私は、日本共産党を代
表いたしまして、ただいま議題とな
りました、日本育英会法の一部を改正す
る法律案並びにこれに対する修正案に
對して反対するものであります。

まず、修正案から申し上げますとい
うと、社会党の皆さんが免除規定を拡
大する、高等学校、さらに中学校まで
に對しては非常に多とするもの
であります。しかしながら、この法案
の最もねらいであるところの、いわば
滞納の取り立てを強化する、いわば借
金取り立て法案とも申すべきこの法案
の本質においては変わりはない、従
いまして、残念ながらこの修正案には反
對するものであります。

次に、法案の反対理由を申し述べた
いと思ふのであります。第一に、こ
の日本の育英会制度そのものの根本的
改訂を迫られておる時節にもうすでに
到来しておると思ふのであります。中
教審の答申案によりまして、貸与よ
りは給与が望ましい、こういうことを
明白にうたつておるのであります。と
ころが、この中教審の答申のこのよう
な基本的な、しかも現状に合つたこ
ろの趣旨はほとんど考慮されていな
い。何ら法案には生かされてない。
そして滞納を、これを取り立てるべ
きだといふ一面だけが、この法案に生
かされて、このように審議会の答申そ

のものは政府の都合のいいところだけを取り上げて、他の最も重要な面というものをこれはごまかしてしまおうというやり方では、審議会そのものの趣旨とも私は反すると思うのであります。こういうような意味において、私はこの法案というものは全面的な改訂が望ましいにもかかわらず、そのようなことがされてないという点について第一にこの法案の性格が明確であると思ふのであります。私はこのような意味においてまず第一の理由として反対せざるを得ないのであります。

第二に、この法案は、先ほど申し上げましたように、いわば借金を取り立てることを強行する、そのための態勢を強化する、こういう形になっておるのであります。むろん先ほど野本委員が述べられましたように、これは後輩に対する恩恵を、現状のように滞納が多いことによつてその恩恵を削減するものだといふ、そういう趣旨、それを表面に——それだけを考へるならそうです。しかし、私たちが考へてみますときに、このたびのこの法案ができたときは、池田総理が第二次内閣を作った当初だと思ひますが、この育英資金の滞納が非常に多い、これは返還を要求するために措置をとらなければいかぬ、このような精神によつて貫かれておると思う。ところが實際全般の国家施政、国家の財政計画から、われわれはこの中におけるところの教育の機会均等、ことに貧困者層の恵まれない層に對するところの教育の機会均等という立場から考へるときに、このような局部的な問題について非常に強調することは私は当たらないと思う。と言

いますのは、日本の終戦後の歴代内閣がそうでありましたけれども、ことに開銀、輸銀を通じて大独占資本に一体どれだけの今まで投融資をしてきたか、そうしてその回収されないものはどうかという膨大なものなんです。これがたして厳正な形でこの取り立てが実施されておるかというところ、これはさういふ形にはなっていないと思ふ。ところが、わずかに二十一億の、いわば国家財政の千分の一の滞納を取り立てること、わざわざこのような法案をこれは出してきておるのであります。私はここに一つの問題があると思ふ。単にこれはもちろん行政だけの狭いワタク内考へるべきじゃない、国家の行政全般の中におけるパランスにおいてこの問題ははつきり検討されるべきであるのであります。性格は明白ではないか、さういふ点から考へまして、さらにその次に問題にしたいのは、現在取り立ての對象になつていゝところの大学卒業生あるいは高等學校卒業生、いわゆる育英資金の貸与を受けている学生諸君の初任給の問題であります。この初任給は御承知のようににはなはだ低いと言わざるを得ない。私は初任給を十分に引き上げ、最低生活の保障というものが十分にできている、さういふ中では、私はこのような事態といふものはこれは激減するものだと考へるのであります。ところが、初任給は非常に低くて、しかも育英資金のこれはワタクがあるわけであります。私はさういふ点から考へて、青少年の生活状態から考へて、このような法案といふものは直ちにこの現状に合つたといふふうには考へることができな

い、こゝに、私はさらに問題にしたいのは、この法案の適用でありますけれども、この適用に当たつて、実は貧困者層の就学不能の人たちの問題を解決するところに国家の施策のあたたい手が伸びていくことが非常に喜ばれると思ふ。ところが御承知のように、生活保護法の適用を受けておる数は百六十万をこえております。ボーダー・ラインを加へるならば実に一千万をこえておる。これに對して特別奨學制をとつて、高等學校で八千人、大学で一万二千人の措置をやつたというやうな表現でありますけれども、現状において生活保護を受けておる人たちは、自分の子弟を、その子弟がどんなに優秀で高等學校にやりたいと思つても、高等學校に入学の受験をして、さうしてこれをパスしきしても、高等學校に入れば生活保護を切り捨て、さういふやうな苛酷な条件があるのであります。この問題を全面的にわれわれは検討するといふことが、現在の教育文政の中においては教育の機会均等を真に机上の文句にしないためには非常に重大な問題だと思ふのであります。特別奨學制の問題では、ほとんど名目的な問題で根本的なこのやうな問題を解決することはできないのであります。この具体的な現われは、高等學校において全日制の制度に對しては三割の適用、しかし貧しい階級の定時制の子供に對しては二割の適用、さういふ格好になつております。数が定時制の場合には全日制の三分の一にも満たないのでありますから、絶対数においては十分の一にも達しない、さういふやうな事態が起つていゝのであります。眞に日本の教育の現状、国民生活の現状

から考へるならば、教育の機会均等を正すための努力をこの育英会法案でやるとするならば、この点について相当格段の努力を私はしなければならぬと考へるのであります。さういふやうな意味におきまして、この法案の持つてゐる性格はまさに恩恵的、これは貸与、この基本線においてはほとんど変わりはないのであります。これを諸外國の例に比べてみるならば、なるほど資本主義の世界におきましては、たとえば米國の全學生の二五％、あるいはフランスにおけるこれは二・三％、それから西ドイツにおける二・三・七％、これは育英会からもちつた資料でありますけれども、さういふことになつておる。しかし社會主義國の体制を見ますといふと、ソビエトはこれは全學生の約八〇％、それから中華人民共和國は八〇％、チェコスロバキアは六二％、朝鮮人民民主主義共和國のごときは大部分の學生がこのような適用を受けておる。これは貸与でなく給与です。ここにさういふ教育に対する熱意、さうして教育制度の階級的な性格といふものが私は明白に出ていゝと思ふのであります。さういふ点から考へて、この育英会法案に對しまして私はちか養成することができないのであります。私は一番大きなねらいであるところのこのやうな滞納金取り立て、これを中心とする法案、しかも罰則まで適用しようとしていゝ。しかもこの罰則は法律によつて定めるところではなくて、実は省令によつて決定するといふことになつて、この正体は不明であります。私はこのことが及ぼすところの青少年に對する教育的影響を考へるときに、なおさらこの法案には賛成す

ることができないのであります。さういふ点から、日本共産黨といたしまして、この法案に反對の意見を表明する次第であります。

○理事(豊瀬慎一君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(豊瀬慎一君) 御異議ないと認めます。よつて討論は終局いたしました。

これより日本育英会法の一部を改正する法律案について採決に入ります。まず、千葉委員提出の修正案を問題に供します。千葉委員提出の修正案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○理事(豊瀬慎一君) 多数でございます。よつて千葉委員提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○理事(豊瀬慎一君) 多数でございます。よつて本案は多数をもって修正すべきものと議決されました。

次に、討論中に述べられました野本君提出の付帯決議案を議題といたします。

野本委員提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○理事(豊瀬慎一君) 多数と認めます。よつて野本委員提出の付帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○理事(豊瀬慎一君) 多数と認めます。よつて野本委員提出の付帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○理事(豊瀬慎一君) 多数と認めます。よつて野本委員提出の付帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

本決議に対する政府の所見を求めます。荒木文部大臣。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま決議されました点は、實際上、幼稚園教員の問題であらうと存じます。これまで本委員会の御質疑に対してお答え申し上げてきました通り、なるべくすみやかに幼稚園教育に関する各種の問題点を総合的に検討いたしまして、この結論に基づいてなるべく御趣旨に沿うように研究を進めて参りたいと存じます。

○理事(豊瀬慎一君) なお、本院規則によりまする報告書の作成等諸般の手續は、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○理事(豊瀬慎一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○理事(豊瀬慎一君) 次に、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際発言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 本法案を審議するにあたって、現内閣の科学技術政策が如何にあるのか、どの程度の科学的な数字、根拠をもってなされているのか、それが明確になっておりませんので、法案の審議ができない段階にあるわけですから、主として池田内閣の科学技術政策に最も関連の深い河大臣の御出席をいただいて、その点をまず明確にしたいと思ひます。その角度から伺つて参ります。

まず、科学技術庁長官と文部大臣の

順序で伺いますが、国の経済の発展と国民生活の向上には科学技術の振興というものはきわめて大切であるということに申すまでもないと思ひます。

池田内閣もそのことを述べているわけですが、具体的にはつきりしたものが出てこない。そこで伺いますが、国立試験研究機関の新しいあり方というものを再検討する必要があるのではないかと、乏しい国家財政で、試験研究が行なわれておりますが、重複している面があったり、または漏れた、脱漏した点がある、こういう点は私は否定できないと思ひます。世界の科学技術の進歩とともに試験研究機関というものは規模が大きいくほど効果が上がるといふことになっていくわけですね。そういう世界趨勢から見て、日本の国立試験研究機関の新しいあり方というものを再検討する必要があるんじゃないかと、同時に、この科学技術者の養成計画について、文部省と科学技術庁の間で意見の相違を来して先般来質疑が行なわれているわけですが、科学技術行政そのもののあり方も再検討しなければ世界の進運に伍していけないのではないかと、こういう見解を持っておりますが、どういふ御所見を持っておりますか、池田國務大臣から荒木文部大臣の順序でお答えいただきたいと思います。

○國務大臣(池田正之輔君) 科学技術庁の科学技術行政のあり方、これは非常にむづかしい、簡単に申し上げにくいんでありますが、私の立場から申しますと、日本の科学技術庁というものはまだ五年しかたっておりません。私が長官に就任いたしましたところによりますと、科学技術庁というものはどうも双生児みたような、少し何と

いうんですか、月足らずみたいな感じがいたします。従つて、これを抜本的に、ほんとうに骨を入れて科学行政のあり方というものをやていくためには、幾多のこれから検討も要するでしようし、やり方も変えていかなければならぬ面がたたくさんあると思ひます。そこへ持ってきて、御承知のように、これは日本だけじゃなしに、世界的な規模において科学技術の目ざましい進歩発達というものは御承知の通り、これに即応していくんだということになってくると、ますますその感を深くするので、従つて、ただいまお尋ねになりましたように、研究機関のあり方のみなならず、全般にわたつてわれわれは広く深く再検討する段階に入つておる、かように考えております。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま池田長官からお答え申した通りでございます。もっとも大学の研究を中心に考えますれば、大学では学問的な学理の研究、真理の探求が第一でございますし、科学技術庁の所管される試験研究等の範囲は、その原理の真理の探求の結果を応用するという面以下のことを総合的に担当しておられると、こう思ふわけでありまして。しかし、御指摘の通り、原子力の問題を初めとしまして、学術の研究をするにいたしましても、応用技術の研究をするにいたしましても、研究施設というものは、設備というものは金もかかるし膨大にならざるを得ない。その目的が違ふからといって、幾つも置くという御指摘の重複した施設は財政的にも賢明でないのみならず、能率的にも考慮を要するといふ面もあらうかと思ひま

す。まあそういうことで、現に原子力研究所等の施設にいたしましたも、大学等における研究の便宜も与えられる道も開かれていようですが、極力、金のかかる、しかも必要なものは整備すると同時に、それを総合的に活用するといふ考慮が払われるべきだと、そういうふうな考えます。

○矢嶋三義君 ただいま国立試験研究機関のこの物の問題を論じているわけですが、研究行政、科学技術行政そのものにも問題がある。それから施設、設備が非常に老朽化して近代化をはからねばならない、この物の面もありまして、と同時に、今度は人の面を伺いたすと思ひます。日本の理工系研究技術者で外国に流れて出て行った人、流出して行った人ですね、この人の人数、状況を資料として要求いたしておきます。また、大学の教授、研究者で民間の方へ流出した人数、状況を資料として提出するように要請しておきたいと、その数字をお答え願ひたいと同時に、その原因をいかように把握されているか。荒木文部大臣並びに科学技術庁長官の順序でお答え願ひます。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(天城勲君) 最近におきまして国立大学の理工系教官の海外への就職状況でございますが、現在、三十二年、三十三年、三十四年につきましては調査いたしましたところでは、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、スイデン、ブラジルの国々につきましまして、教授、助教授、助手クラスを含めて三十三名でございます。それから同じように、国立大学の理工系教官の民

間への転職状況でございますが、三十二年、これは教授、助教授、講師、助手を含まして百二十一名、三十三年は九十五名、三十四年は百四十一名でございます。

○政府委員(島村武久君) 科学技術庁の方からお答えいたします。

ただいま資料の手持ちがございませんで、後に、新しい資料要求として拝聴いたしまして、資料を整へまして御提出したいと思ひます。

○矢嶋三義君 文部省はよく数字を出して科学技術庁からその数字を批判されるわけですが、数字が的確でないです。まあそれは指摘いたしますが、その前に、元国立大学の理工系だけで三十三名海外に流出しているわけですね。これは研究条件がいいから流出して行くわけですよ。民間を含んだ日本の科学者の流出というものは、まだはるかにこれより数字が多い。特に若い基礎科学を研究している人がよく流出している。それから国立大学の理工系教官の民間への流出状況、あなたの今の答弁では三十二年が百二十一、三十三年が九十五、三十四年が百四十一というが、この数字は一体どこからとられたのですか。日本私立大学連盟がこの問題を取り上げて、科学技術庁並びに文部省から出された資料をまとめたものが発表されております。それによりますと、三十二年理科系だけで千四百四十四になっております。三十三年度千二百四十七、昭和三十四年度が千四百七十七、理科系だけです。しかもこれには定年とか、本人の意思に基づかないものとか、死亡とかというものは除いてあるのです。流出したのがこれだけの数字になっているのです。

この私立大学連盟で調査したのは、これは科学技術庁、文部省の資料をもとにまとめた、かように書いて詳しくこの方面のことをまとめられておる。従って今の文部省の出された数字というものは非常に甘い数字ですよ。こんな甘い数字で政策立案、行政執行をやっているば狂いが生じてくるのじゃないですか。ともかく、あなたの出された資料をかりに認めるにしても、ものすごい数字になりますね。一体、この原因は那边にあると把握されておるのか、両大臣からお答えをお願いします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 第一には、御指摘の通り、研究意欲を満たすには日本の内地の研究施設ではもの足りない、外国の施設の方が研究意欲を満たす、魅力を感じるということが指摘されると思ふのであります。同時に、経済的な条件がいいからスカウトされるという人も中にはあらうかと思ひます。いずれにしても、はなはだ遺憾でありまして、そのためには日本の研究施設等につきましてもっともっと力こぶを入れて、国内において研究ができるような、魅力を感じるような方向へ努力していくべきものと存じております。

○国務大臣(池田正之輔君) これは矢嶋委員からおしかりを受けるかも知れませんが、日本は理工科卒業生や研究員がほとんど外国へ出て行くというところは、とりもなおさず日本民族の頭がいいから、頭脳がいいからほとんどヘンティンクをされる、こういう見方も成り立ちます。だからといって、私はこれを手放しで喜ぶものではないと思ひます。従って、それは今、文

部大臣からもお話がありましたように、いろいろな条件からそういうことになっていくようですよ。ということ、一番大きい問題は何かとて待て、研究環境が日本の場合に整備されておらない。従って、アメリカその他に参りますと研究環境が整備されておられて、勉強するのに非常に落ちついて勉強ができるということ、帰ってくるのがいやになってくるというやうなことも聞きますし、そういうことが一番大きな原因じゃないか、つまり研究意欲に燃えた若いそういう研究員の人たちは研究が目的でありますから、日本のように研究設備も不十分、環境の悪い所よりも、そっちに行つた方が勉強ができるというやうなこともございまして、ただ、幸い最近御承知のように民間の研究所は、国立はそれほどまだ進んでおりませんが、残念ながら環境がどんどんよくなりつつありますから、それと合

わして私も行政の責任者としては、これを何とかしてとめる方法を考へていきたい、かように考へております。○矢嶋三義君 そこでやや具体的に伺います、さすがは科学技術庁長官だけあっていいことを突かれたと思ふのです。研究環境をよりよくする。研究者が安心して研究できるやうな生活が保障されること、そして興味を持ち、希望を持って心身ともにその研究に投入できるやうな条件を整えるということが必要条件だと思ふのです。そこで、それは日本の政策を進めていくにあつては研究投資ですね、これは最も投資効率の高い国民的投資だと思ふのです、研究投資ということ。その研究投資は、予算を編成するにあつて

て、日本の国の国民所得の何%程度が研究投資として適当だと思ふかを考へて持っておられるか。それによつて日本の国の予算の性格がきまってくると思ふのです。それによつて日本の科学技術の振興のテンポも質も量もきまってくると思ふのです。この点大事だと思ひますので、両大臣の見解を承ります。

○国務大臣(池田正之輔君) これは御承知のように、三十四年、三年くらいまでは国民所得に占めるパーセンテージは〇・九%前後だったと思ひます。去年あたりからことしにかけての民間の——国立はそれほどじゃありません。若干ふえておりますが、民間の非常な研究熱というものが膨脹いたしました。最近の統計によりますと、大体一・四%前後まで上がつておるやうであります。しかし、諸外国の例を見ますと、少ないところで二%以上になつておりますから、まだまだこれは満足すべき状態じゃない、さうに承知いたしております。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 数字を存じませんが、多々ますます弁ずる問題だと思ひます。とかく日本では、従来の基礎的な研究、応用研究も含めて、研究にあまり金をつぎ込まない傾向が顕著であつた私も承知しますが、近來、民間におきましても、今、科学技術庁長官から申しました通り、その必要性のゆえにずいぶんと努力が注がれておる状況であります。これは御案内の通りであります。国もまたもちろん今後に向かつて惜しみなく金をつぎ込む体の覚悟を持つて臨むべきものと思つております。

○矢嶋三義君 科学技術庁長官の数字は私の持つてゐる数字と合致いたしません。で、それを基礎に伺ひますが、たとえばアメリカは二・七%なんですね。国民所得がけた違いに大きいのに持つていて二・七%ですか。日本の場合は、国民所得がその十分の一なり二十分の一で昭和三十三年の時点において約〇・九%、ようやく本年度あたり一・四%近くなつていますが、この政府の所得倍増計画に伴う計画を、青写真を見ますと、昭和四十五年で二%にするという計画が答申されておる。これを一体池田内閣は踏襲していくつもりなのかどうなのか。これはこれからの高級技術者、中級技術者の養成計画、ひいては教員の養成計画と直接結びついてくるのがね。昨年の十月、科学技術会議から答申された十年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方針についてという、これによりまして、十年後にやうと二%に研究投資を持つていくという青写真が示されているわけですが、今の時点では、いわゆる先進国というものは二%をこえているわけですね。しかも、アメリカあるいは英国、西ドイツのごときは国民所得が上だ。上の上のやうなパーセンテージになつていくわけですね。だから、今後、科学技術の振興、技術革新、ひいては国際貿易の社会において日本が進出していくやうなことになるれば、こういう青写真では私には世界的情勢についていけないんじゃないかと思ふのです。この点は池田内閣としてはどういう目算を持っておられるのか、お答えいただきたい。文部大臣、池田長官の順序でお願いします。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の科学技術会議の答申は、一昨年来、科学技術会議の慎重な検討の結論として生まれ出たところ承知いたしております。現在としては、遺憾ながらさういう青写真を一応の目途として進むはかにはないのが日本の現状だらうと思ひます。○国務大臣(池田正之輔君) これは私の就任前になされたものでありまして、その後私が就任いたしました以来、内容についても若干検討してまいりました。ある意味では無理なところもあり、ある意味では非常に遠慮した書き方もあるやうであります。遠慮した書き方というのは、つまり現在の段階においては予算の裏づけがないから、つまり今の、現在の日本の政府の予算規模においては、さう急速には伸ばされないうやうなこともございまして、しよし、それぞれの役所の、御承知のように、国立研究所は各省にまたがっておりますから、さういう意味で各省の意見等も参酌した結果、非常に抽象的な結論になつてゐる面が多い。これが当時、私がもしもその地位にあつたら、かような抽象論でなしに、もっと具体的なものを私は打ち出しておつたらうと思ふ、できたかどうかは知りませんが。さういふ意味で、はなはだ不足なものである。しかし、今にして考へてみますと、これはまあ少し無理はありますけれども、若干の無理があつてもこれを押し通すのでなければ、日本の科学技術というものは、ひいては日本の産業、経済というものは所期の目的の通りにやうていけない。従つて、これは若干の無理があつても、これから急速にわれわれは積極的にやうていかなければ

ならない、かような考え方を持ってお
るのであります。

○矢嶋三義君 内閣の方針、それから
予算の組み方ははっきりしていないか
ら、今審議しているような工業教員養
成所法案というようなものが火事どろ
式に出てくるのです。世界の情勢と
か、国内の情勢、それから方向づけと
いうものがちゃんとまとまっているの
ですかね。わかるのだから、政治家と
いうものは少なくとも先が見えなかつ
たら政治家の部類に入りませんよ。
はつきりわかっているのだから、それ
に即応した方針を立てて、予算を組ま
ないからこういう事態が起こってくる
のです。だから、こういう点をしっ
かりと内閣としては明確にしてもらわ
なければ、次の論議をしてもむだだ
と思うから聞いているわけです。昨年
一月です、岸内閣のときに建設省の
設置法の一部改正するとき、村上建
設大臣を相手に、私は建設省並びに地
方庁の建設関係の技術者の充足状況は
どうか、足りないのじゃないか、もう
少し技術者の養成計画を立てる必要が
あるのじゃないかというのを繰り返
し、繰り返して伺ったけれども、つべこ
べした数字をあげて、何ら技術者は不
足しておりませんと答弁をしている。
それがあなた、昨年の一月ですよ。基礎
科学の振興とか、技術者の養成を計画
しようなんというのは、日本学術会議は
数年前から叫んでいる。ところが、それ
が一向日本の政治、行政面に反映して
こない。それで火がついてから考える
から、こんな火事どろ的なものになっ
てくるわけだ。それでは世界に伍して
いけないわけなんですね。そこで、さ
らに具体的に伺いますが、たとえば予

算ですがね、科学技術振興費、これが
本年度一四％増になっていますね。そ
の総額は約二百七十七億、前年度に比
べて三十四億六千万円ふえています。こ
の予算の規模からいえばわずかに
一四％ふえている。増になっている。
ところが要求は四百七十八億四千万円
というのを要求していますよ。四百七
十八億四千万円、三十五年度に比して
世界の情勢から九〇％増の予算要求を
したわけです。この要求をしたこうい
う案を作ったのは荒木さんが科学技術
庁長官のときです。そして閣議決定し
たのはわずか一四％増にとどまってい
るわけです。この閣議決定したときの
責任者、主たる責任者は科学技術庁長
官。どういふわけでこんな予算を一体
組むのですか。一般会計の歳出総額に
対する比率は〇・〇一％下げていま
す。三十五年度で一般会計歳出総額の
一・四三％が三十六年度になって一・
四二％と〇・〇一％下げていますの
です。世界の科学技術の振興のテンポの
早さ、それから日本の置かれている条
件、人口、領土の広さ、資源あるいは
日本人の勤勉、頭脳、こういう要素を
考えた場合に、一体こういう性格の予
算を組むのは何が目的かとわからない
のです。要求したところの責任大
臣は荒木国務大臣、議決してこれを国
会の承認を求めて参ったときの責任者
は池田国務大臣、あなた方は一体どう
いう所見を閣議で主張し、やられてお
られるのか、このお二方からお答え願
いたいと思います。まず原案作成者の
方から。

○国務大臣(荒木高爾夫君) まあ概算
要求は、せめてできることならばとい
う考え方で科学技術会議の答申の線を

尊重する立場から要求したと記憶いた
しております。原案として国会に提出
しましたときに、初めの概算要求と似
ても似つかぬものになるのは、遺憾な
がら日本の予算編成の過程の通有のこ
ともでありまして、残念には存じます
が、むろん閣議決定のときの所管大臣
として池田長官もそれまでにあらゆる
努力をしたはずでございますが、成果
はあまり上がらなかったことは残念で
ございます。それもしかし結局は三十
六年度予算全体をにらんで、財源との
関連において最終的に調整されたわけ
でございます。残された問題は今後
に極力積み重ねられていくべきものと
思います。

○国務大臣(池田正之輔君) 今、荒木
文部大臣も申されましたように、日本
の予算の編成のやり方が大体古くさい
ですよ。もう少し何とかせないと、私
はそう思っています。しかしまあとに
かく過ぎたことは……。(笑)そこで
今度の私どもの予算は、なるほど全額
においては一〇何％ということでは御不
満だろうと思うし、私ももちろん不満
でございますが、内容的にござらん願う
とおわかりになりますように、たとえ
ば新技術開発公団でございますとか、こ
れなどは将来五十億まで広がっていく
という性格の予算でございます。それ
から理化学研究所の移転問題に関しま
しても同様でございます。それからま
た原研に設けましたプラズマの研究、
これは全額から申しますとわずかなも
のでございますけれども、将来非常に
広がっていくような性格のものでござ
います。そういうようなもの、つま
り私のねらいとしたしましては、金額
そのものよりも新しい事業に手をつけ

ておけば、これがやがて来年度から直
ちにこれを広げていけるというような
ものにねらいをつけまして、大体新要
求の項目は取ったつもりでございます。

○矢嶋三義君 一つには、概算要求が
大体原案が僕にはよくなかったと思うの
です。そうしてあなたの方の要求する場
合の資料というものが科学的にがっち
り固まっていなくて、科学的にあると思
うのです。それで具体的に伺って参りま
すが、たとえば科学技術者の養成計
画、これについて現に両省庁の間で意
見の食い違いを来たしておるわけ
です。所得倍増計画に伴う科学技術者
は十年後に大学卒業程度の理工系技術者
が約十七万人不足する、それから工業
高等学校を卒業した中級技術者が約四
十四万人不足するというのが指摘さ
れているわけです。この充足計画は本年
度から始まるわけですね。この計画は
さんであるといつて科学技術庁長官が
荒木文部大臣に勧告書を出した、文部
省の方にこの高級技術者の十七万、中
級技術者の四十四万の充足計画を青写
真で数字を示しなさいと言つて出して
いたのだと、同じ文部省内で作った計
画と思えないのです。そもそも計画
の立て方から違ふ、数字の並べ方が
こういうことで一体大蔵省を説得し得
るかどうかということですね。数字の
組み立て方が違ふのです、同じ省内
で。そしてその数が適当でないか
ら、池田科学技術庁長官から法に基
いて勧告を文部大臣は受けたわけ
です。大筋としては池田長官の勧告は私
は支持いたします。ただし、そこで池
田長官に伺いますが、あなたは科学技
術庁設置法の十一條によって勧告を出

されたわけですが、日付は三月十一
日、ずいぶんこれは勇ましい勧告です
がね、少し色あせたのじゃないか、も
うきようは四月の二十五日ですね。先
般あなたがおいでにならぬ委員会で大
平官房長官に御出席いただいて伺つた
ところが、まだ閣議の議題にもなつて
いないということなんですね。どうい
うわけでこういう大事な問題を、しか
もあなたは勧告を出されて、関係閣
僚の懇談会とか、閣議の議に供しない
か、私は理解に苦しむのですがね。一
部新聞の報ずるところによると、四月
十四日に閣議で話に出たというので
す、それは閣議の議題にならなかった
のか、大平官房長官の言明にも私は納
得いたしかねるところがありますの
で、勧告書を出された国務大臣とし
て、その真相と、現在どういふお考え
でおられるのか承りたい。

○国務大臣(池田正之輔君) これは、
勧告は当然私の職権において出したも
のであります。私と文部大臣との話
し合いでこれは解決できる。従つて、
そういう問題を一々閣議に出して閣議
の決定を仰がなければ決定できない、
さような性格のものではないと思いま
す。そういう場合もありましようけれ
ども、私はそれは微力ではないつも
りであります。そういう意味で私は自
分での問題は処理するのだ、従つて、
閣議には、総理やその他の諸君に迷惑を
かけないという意味で私はかけなか
つたのであります。十四日の閣議で私は
これは発言いたしました経過を報告し
ただけでありまして、これは閣議に正
式に議題としてかけたものではござ
いません。考え方としては、私は自分で
自分の職権に基づいてこれを勧告し、

そして最終的には自分の発言を正しいと思つておられますから、これは何とか貫徹したい。文部大臣もこれは理解してくれらるう。まあ文部官僚の一部はこれはわかりませんがね。(笑聲)

○矢嶋三義君 じゃ、科学技術庁長官に伺いますが、あなたは解決の最終的めどを何月何日ごろに置いておられますか。

○国務大臣(池田正之輔君) 何月何日の何時というわけにはいきません。

○矢嶋三義君 時間はいいです。もう学校は始まつておりますからね。

○国務大臣(池田正之輔君) それぞれ時間切れですから、とにかく近いうちに何とかけりがつくだろうと思つております。

○矢嶋三義君 もう一つ科学技術庁長官に伺つて文部大臣に伺いますが、科学技術庁長官としては、三十六年度の予算に影響なく増員できると御判断されておられるようですが、あなたの胸算用では大体何名程度増員できるとお考えでおられるかどうか。私は可能ならば増員すべきだと思うのです。というのは、これは荒木文部大臣も聞いておいていただきたいと思うのです。が、あなたのところから出された資料です。これで三十七年度に三千三百五十人の増員、三十八年度で三千五百十人となっているのですが、これは非常に少ないです。一万六千人の定員増を一年でも早く達成するということが必要になってくるわけなんです。この数字からいいますと、一万六千増員達成するのを一年でも早くやらなくちゃならぬ。一年でも早くこればおくれるほどの欠員が蓄積されていく、ひいては所得倍増計画に影響を及ぼして

てくるわけですね。その見地からいえば、三十七年の三千三百五十、三十八年の三千五百十という数字はあまりにも少ないですよ。そういうこととあわせ、本年度に、この成立した予算に影響はなくて増員が可能ということになれば、最大限私は増員を早急にやるべきだと思つておられます。そこで荒木文部大臣の見解を承る前に、科学技術庁長官として、何名程度はそう無理しなくて可能だ、こういう数字を持っておられるか、お答えいただきたいと思つておられます。

○国務大臣(池田正之輔君) これはその増員計画の数字になりますと、これは基本的に私と文部省との意見が食い違ふと思つておられます。しばしば申し上げておりますように、科学技術会議の要請する人員は十七万人となつておられます。それに対して文部省の案によりまして、四万人足らずしか四十五年までには卒業者は出せない。これが原案であります。その後若干の何は出ております。そこで御参考までに申し上げますが、一体、現在年々、ことしもそうでありまして、理工系の卒業生がどれくらい出ているかと申し上げます。これは正確な数字はつかめないの数字はでたらめであります。で、(笑聲)まことにでたらめであります。私もこれはなげかわしい次第だと思つておられます。これは文部大臣からよく聞いておいてもらなければならぬ。文部省の各局から出てくる数字がそれぞれ違ふのですから、従つて、私自身が科学技術庁長官の立場において正確な数字をつかむことはなかなか困難であります。そこで、概算で申し上げますと、大体四万と言つておられます。

が、しからば一体今、年々出ておる卒業生は理工系に医学部、農学部を合せて大体三万二、三千人になつておるはずであります。ですから、その中から医学部や農学部系統を差し引きしますと、大体去年あたりの数字によりまして二万二、三千人です。二万二、三千人に若干のものをこれから十年かかって四万人にふやしたつて、十年間で四千人ずつ、かりに割つたとしても三万人にならないですね。そういう数字があるのです。ところがそれじゃ需要数はどうなつておるかということ、これを一つはつきり、文部省の諸君もここにお願いしますから、私は文部省の諸君はおそらく財界や何かとの話し合ひはまだだされてないだらうと思つて。一応ここで参考として説明しておきます。今まではそれでよかったかもしれせんけれども、最近の理工系の需要というものは非常に急激にふえております。たとえば三十四年の民間の研究要員、これが一万一千幾らになつておられます。ところが三十五年度は四万二千幾らになつておられます。三万人の増加になつておられます。しかし、この数字は若干割り引きしなければなりません。というのは、三十四年度において調査したときに調査漏れになつた分や何かがございますから、そういうものを差し引きしましても、少くとも二万人程度というものは、民間の研究所へ全部吸い上げられておる、これが実情であります。大げさに申し上げますと、理工科系統の今までの卒業生が全部それに吸収されておるという数字になります。その上に驚くべきことは、最近私も若干認識不足の点もありましたけれども、最近、民間の業界、

財界やその他でいろいろ調査を進めておりますから、正確な数字は申し上げられませんが、たとえば貿易商などでは、少くとも二割から三割、多いところでは五割まで百人、二百人という新しいことしの採用人数の中からは理工科系を採用いたしておられます。つまり貿易商社は、御承知のように外国の貿易商のセールスマンというものはほとんど理工系であります。同時に銀行及び証券会社、さらにデパートの機械の売場というようなものはほとんど理工系をこしらへ採用しておられます。新聞社、雑誌社は申すに及ばず。従つて、この第三次産業の方面に一般の方々が気がつかれた、予想もされなかった。第三次産業に莫大な人数が吸収されておられます。そうなりまして、それだけでも、もうすでに卒業生は足りない、これが現状であります。従つて、職場に行くものはほとんどもうそれでも足りない、そこへ持つてきて、先ほど矢嶋さんから御指摘がありましたように、外国に相当長い間行つておるというのが現実の姿であります。しかも急激に。昨年から本年にかけて、ことにこの三月の卒業生の現状であります。でありますから、この十七万人という数字を政府は出しておられますけれども、答申案が出ておられますけれども、私は最初からこの十七万では、これは足りないというのが私の実は考え方でありまして。ところが文部省の案によりまして、四万人しかありませんから、そこでこれを何とか無理してやっくいけば、少くともことしは、文部省が最初に予算要求のときに出した数字よりも、少くとも私は一万人はふやせるといふのが私の見解であります。

○矢嶋三義君 文部大臣に伺いますが、今、池田長官が数字をあげておる述べられました。大体私がつけておる数字と合致いたします。しかし最後の一万八という数字は、私が予想しておた数字よりは大きい数字を聞かされたわけですが、勧告を受けた文部大臣としては、なるべく早く調査を完了するということでした。先週木曜日の質疑の際には、十一校のうち二校の調査を完了した。で、早急に調査を完了して結論を出したいということでしたが、現時点において何校の調査が完了し、いづごろ、どの程度の結論が出る見通しが立たれておられるか、お答えいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先日もお答え申し上げましたように、大体今月一ぱいには調査を完了したいと思つておられます。

○矢嶋三義君 現在何校の調査が終つておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 政府委員からお答え申し上げます。

○政府委員(天城勲君) 約十一校のうち半分くらい。

○矢嶋三義君 約なんかじゃないですよ。そんなはつきりしていない……。○政府委員(天城勲君) 正確な数字は現在覚えておりません。約半分済んだと記憶しております。

○矢嶋三義君 池田長官いかげすか。怠慢じゃないですかね。文部省は三月十一日に勧告を受けて衆参で論じられてきて、法律案の審議にも関係が及ぼしてないわけですね。閣内の方針が一致していないわけですね。追及されて、この前、綱領政務次官が官房長官に中間報告をしたのは四月十三日の

ずです。四月十三日に文部省の政務次官は太平官房長官に中間報告をしたはずで、そのときも早急という言葉を使っています。あの活字には、先週の木曜日に二校だけ調査が終わった、それで質疑をしたところがすみやかにやりたいと、ここで本日質疑のあることはわかっているのに、約半数とは何ですか、半数とは、二十九日から飛び石連休に入ります。休みが終れば五月中旬です。それから一体どうしようというのですか。池田長官も少し催促したらいかがですか、あなたはどういう所感を持たれますか。

○国務大臣(池田正之輔君) 今答弁したのは文部省の何という人か知りません。これはでたらめな答弁、無責任な答弁です。知らないというならそれでいいけれども、約半数なんて無責任です。これが文部省官僚の姿なんです。わが政府内部にかような官僚がいることはまことにさききにたえませ

せん。今まで済んだのは三つしかありません。そこで私は文部大臣も、ここに政務次官がおられますが、その他の諸君もおられますけれども、一体、文部省の中に私の意見に賛成している人が非常に多い、一部にそういう担当しているような連中の中に、若干の連中にみなごまかされている、いいかげんことをやっている、一体半数というよう

な、そういう無責任な答弁をしておる、これはまことにさききにたえませ

せん。

○矢嶋三義君 これは委員長、法案を審議する委員としても困るのですが、先週の木曜日に伺って、本日までこれをばっかりして質疑をしようというのに、先週、文部大臣は十一校のう

ち二校調査した、大体三千人程度の目安があるが、増員できるかどうかというのを検討するという事です。本日、池田長官は約一万人は予算に關係なく可能だと判断しているという、一対三以上じゃないですか。それだけの

両大臣に食い違いがある、しかも先般催促をしておいたのに、文部省の方では約半数調査が終わった、それで文部大臣はできるだけ早くというよう

なところで答弁されている、ところが池田長官はそでその数字はうそだ、三つしか調査が終わっていない、こういう答弁では次の質疑をしようにもされぬじゃないですか、文部大臣、どうして責任をとりますか。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 調査の実情につきましましては、政府委員からお答え申し上げさせていただきます。

○政府委員(天城勲君) 十一校でございまして、書面と、それからお目にかかっている調査で私半数と申し上げましたけれども、十一校のうち六校終わっており

ます。

○矢嶋三義君 それでは官房長に伺いますが、その六校調査をした結果、増員入学はできそうだというのは何名くらいだと判断されておりますか、その六校の調査では。

○政府委員(天城勲君) 私実は調査に直接立ち会っておりませんので、詳細な報告を得ておりませんのでお答えすることができません。

○矢嶋三義君 学術局長が病欠ならば大学課長が来るはずですが、お答えいただけます。こういう質問があることがわかってはいるはずじゃないですか、お答え願います。

○説明員(村山松雄君) 官房長からお

答え申し上げましたように、大学からおいでいただきまして、書面と口頭によつて実情を伺っておるわけですが、全体的に検討いたします必要もござい

ますので、個々の大学につきましまして可能であるかないかという結論はまだ現段階では出しておりません。

○矢嶋三義君 その答弁もおかしいです、その大学に収容能力があるかないかというのを調査するんでしょ

う。国全体として何名不足で、でき得べくんば入学させて増員しなければならぬということとははっきりしているわけ

なんでしょう。だから教育をする大学は受け入れ体制があるかないかというのが目的

じゃないですか、それだけじゃないですか、よその大学と関係はない、六大学は調べたが、十一大学全部調べなければ、調べた六大学については収容能力があるかないかという判断が下され

ぬという、そんなばかなことがあります

か、そんなことではすまされませんよ、お答え願います。あると判断したか、ないと判断したか、あると判断したなら何名程度可能だと調査の結果判断されたのか、お答えいただきます。

○説明員(村山松雄君) 大学の増員の計画なり、それから現在の施設の収容能力なり、そういった点について御説明を承ったわけでございますが、それにつきましまして可能であるかないかの判断を下すにつきましましては、大学基準の適用、それからそういうことを承認する場合の手続、その他いろいろ検討すべき点がございまして、現段階にお

きましましてはまだ結論が出ておりません。

○矢嶋三義君 そういう点は誠意がないです。

それじゃ私も一項目突っ込んで聞きます。政務次官に伺いますが、あなたは四月十二日の夜、太平官房長官にこの問題についての何らかの回答をされましたね、これをまず確認したいと思

います。

○政府委員(續岡三三君) 先般御質問の際にも、私は大体、太平官房長官に三項目の内容を、あつせん案の内容として申し上げたと御説明申し上げました。その通りでございます。

○矢嶋三義君 その内容をちょっと確かめて次の質問をいたしますが、それは現行の大学設置基準及びその運用については検討を加えたい。運用についての検討を加えたい。増員計画についてはすみやかに当大学の実情を調査し検討したい。こういう意思表示をあなたは大臣にかつて官房長官になされた

ましたですね、御確認願います。

○政府委員(續岡三三君) ただいま御指摘の通りに私は申し上げました。そこで先ほど来、官房長、大学課長から申し上げましたように、実は先般来早急に進めておりますが、学校の方都合もございまして、金曜と土曜日は実はそれができません。昨日は実は千葉大と芝浦大学を呼ぶことになりました。芝浦大学の方は、一応書面をもつて、私の方としては今のところ増員の計画をすることはできないということ

でございます。千葉大学の方

は、理事が急に胃がいれんになりまして参りま

せんので、昨日は近畿大学を呼んだようなわけであります。きょうはまた引き続いて二校を呼ぶわけであり

ますが、従つて、できるだけ早くこ

れない方の方は、東京の近くの方でお見えいただける方に御都合をつけて、日程を変更して調査を進めたい、こういう状態です。

○矢嶋三義君 大学の学生定員増は、これは文部省の認可事項になっていないで

しょう。この点いかがですか。大学設置基準の運用について聞いているんです。学生の定員の増員は、文部大臣の認可を受けなければならぬという認可事項じゃないで

しょう。いかがですか。

○説明員(村山松雄君) 学生定員は規則に規定する事項になっておりまして、学生定員増は、形式的に申しますと、学則の改正ということになりますので、法令上は報告事項になっております。

○矢嶋三義君 認可事項ではないで

しょう。

○説明員(村山松雄君) そうでござい

ます。

○矢嶋三義君 事実認可事項として扱っているんじゃないですか、いかが

ですか。

○説明員(村山松雄君) 学生定員の問

題は、大学の規模、それから教授能力、大学教育の成果を左右する非常に重要な要件でございまして、大学の設置を認可する場合におきまして、将来、学生定員の変更も文部省と協議していただくように希望事項として述べ

まして、そのように運用しておるわけ

でございます。

○矢嶋三義君 現行の大学設置基準及びその運用については検討を加えたい

ということ、認可事項でないのを認可事項と同じように文部省で相当にコントロールしている、そのためにうま

くいかなから、そこらあたりを検討を加えたいという意思表示をした資料、これ、しかるに何ですか。政務次官に伺います。この昭和三十六年三月三十一日付大学術局長名で出されたこの通達はいつ発送しましたか。

○政府委員(藤田三三三) 局長名で出しましたので、実はタイミングが非常に悪かったのでありますが、一応聞きまして、起案から執行するまでに相当日数がかかっておったわけでございまして、実はそういう意味におきまして、いささかタイミングがはずれておりました、従前のものを確認して出したというふうな形になっております、実は起案当時は科学技術庁長官の方からは承知いたしておりましたが、多少そこに事務的の手違いがあったということでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣、この通達、承知してありますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 出しましたときは承知していません、あとで承知したわけでございます。でございますが、現在の文部省対私学との関係において、当然関係者が知っておらねばならないことについて通達が出されておるように私は承知しますが、ただ運用上も検討を加えたいということを国会でも申し上げ、そういう考え方でおるときに、何かしらぬそれとちがはく、なような感じを受ける通達が出されたという点ではいささか遺憾に存しております。事柄それ自体としては、検討するにいたしまして、必要な事柄が盛り込まれているように承知いたしております。

○矢嶋三義君 これでは文部省と科学技術庁の意見調整ができていないのは私は当然だと思うのです。こういう問題が論ぜられているときに、こういう通達を出されるというのは理解に苦しむんだね。大学課長に聞くがね、ともかく私学が法律規則を無視してやたらに独走しちゃうから、ここで一つコントロールしなきゃならぬというふうなそういう現実があり、その必要性を感じたからこれを出されたんですか。そうだろうと思うのだ、おそらくそうでしょうね。どうですか、どういう気持ちでこれを出されたのですか。

○説明員(村山松雄君) お示しの通達は公立大学のみならず、国立大学にも出したわけでございまして、従来、許可可事項、報告事項につきましては、場合によりまして、励行されていなくて、場合がございまして、そうなりまして、文部省といたしましては、大学の事態を把握するのに不十分な点が出て参りますので、これを励行していただきたいという趣旨で出したわけでございまして、特にコントロールしようというふうな特定の意図があるわけではございません。

○矢嶋三義君 じゃ伺いますがね、この通達を出す時期は、タイミングとしては国会論議並びに科学技術庁と文部省との意見調整段階では適当なタイミングでなかったという反省をいたしておられるかおられないか、これを伺います。

○説明員(村山松雄君) タイミングとしては確かに不適切な点があったかと思ひます。

○矢嶋三義君 特にコントロール云々というけれども、新たにつけ加えたものがあるじゃないですか、終わりの方に、「別段の定めはないが、異動の際には御報告ください」、「別段の定めはないが、そのつど御送付下さい」、「根拠のないのにそういう要求をつけ加えて出している。特に協議事項のところに、「大学等設置の際に協議事項」という協議事項のところでですね、「当分の間、文部大臣に協議すること」、「これは明らかに法律違反じゃないですか。先ほど私伺ったように、学部を設置する場合には、大学設置審議会でもって認可を受けなければならぬ、ところが学生定員の増員等は認可事項でないのだから、こういうような通達を出すということは、僕は精神としては法律違反の精神があると思うのだね。この点は科学技術庁長官どういう見解を持っておられますか、あなこの通達が出ていることを知っておりますか、知っておりませんか、その点、もし知っているとすれば、このいう段階にこういう通達を出すことは、タイミングとしてはよくない」と文部省が反省したからそれはいいとして、むしろコントロールを強めるような協議事項の通達は、僕は法律の精神からいって、それに反するものだと思うのだが、科学技術庁長官どういふ見解を持っていますか、お答え願います。

○国務大臣(池田正之輔君) 実は私もこれが出たことを知りまして、中身を見まして非常に驚いたのです。これは文部官僚の一部が……しかもその当時これが出されたときに、文部大臣も政務次官も、上の方の人たちは何も知らなかった。これだけの重要な、大問題になっているやききに下僚がこれを勝手に出してやった、これは私学に対する一つのどうかつであります。恐迫と

しか思われない、こういうようなことを文部官僚があえてやっておる、これは私は非常な義憤を感じました。と同時に、これはあえて御質問ですからお答えしますけれども、一体この協議事項というのは、これが出された当時は私に妥協だと思つた。これはたしか終戦直後に、時期ははっきりいたしませんけれども、今から十数年前に出されたと思う。そうして何年も何年もこういうものをやっていると云ふことなれば、当然これは法律を改正すべきである、法律論から言へば。従って、こういうものを次官通達か何かで強制してやるということとは、これは立法の趣旨に合わない、従って、これは法律違反、法律違反というところは非常に言葉が強くはなりますが、そういう結果的に法律を無視したような結果になることは、文部省として、十分に文部大臣にも考えてもらわなければならぬ。こういうものを一々大臣も知らないうちにどこか下僚が出すような通達、それはどう重要なものか——先ほど御答弁の中に特定の学校が、これは危険がある、いかげんなことをやらねば困る、従って、それに注意を与える意味において、こういうものをそういう特定の学校にだけ出すならこれは話がわかる。私立大学その他官立大学全部に出したというところになると、ますますこれはゆゆしい問題である。どういふつもりでああいう答弁をしたか知りませんが、これも、かようなことは、これは以後十分注意しなければならぬ。どうしてそんな必要があるなら当然これは法律改正で出すべきである。私はそう解釈しております。

○矢嶋三義君 文部大臣、ただいまの池田国務大臣の見解に対してはどういう見解を持たれますか。確かに、終戦後、新制大学が発足した場合に、その必要を認めて協議事項として扱ったんだと思うのです。それで情性で、一つの慣性でここにずっときていっていると思うのです。だから、池田国務大臣の意見のように、確かにその必要があるなら法律を変えてやるべきだ。これをやるのは法律無視だ。さらに、少し言葉が強いけれども、私学に対するどうかつだと、こういうふうな池田長官は所見を表示されているわけですが、文部大臣はどういう御見解ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の点も含めて再検討をしたいということ、文部省として国会において申し上げておるやききに、その通達が出たことはタイミングとしてちょっとおかしかつたと思ひます。ですけれども、その通達そのものは、よく聞いてみると、ほとんど毎年のように出しておる。まあ念のための通達だそうでございます。まして、その意味においては実質的には他意があったわけではむしろございませぬし、ただ政治的な問題にもなっております、何か他意があることと思われはしないかということとを連想しないで出してしまつたということ、はタイミングが悪いということだと思ひます。それから、これはまあ沿革的に言へば、昭和二十四年くらいから始まつた私は承知いたしておりますが、矢嶋さんも御指摘の通り、終戦直後の混乱期において、私学はもろろん、教育界がめどを失つたような状態、新しい制度が発足したとたんにおきまして、いかがわしい大学もあつたやうであります。ですから、法律上か

ら申し上げますと認可事項ではありま
せんけれども、文部省として私学の実
態を把握する上からいいますと、こ
に学校法人の認可あるいは学部の認可
と関連して、施設、設備はもろろんの
こと、定員も無関係ではございません
ので、教育の質を落とさないという角
度から、認可に関連して、認可条件と
してこういうことについても省内では
協議して下さいという条件をつけまし
たそのことは法律的には私は疑義はな
いと思います。ただ、現実の私学の実
態がその後だんだんと健全化してき
て、いかにわしい大学などはほとんど
ないという最近の状態になってきます
と、認可条件としてそういうことま
でやるのはいかがであらうか。当、不
当の問題としては残っておる課題だ
と思います。ですから、その意味にお
いて今後検討を加えて、協議事項など
いうものを除いてよくはなからうか
というのを含めて検討したいというこ
とでございます。純法律論として言う
ならば、従来の認可条件に加えました
ことは、少なくとも当時としては違法
でもなければ不当でもなかったらう。
今後に対しては、不当の観点から
検討を加えねばならぬ、かように
思っております。

じきようがないんです。若干ここに
数字が出てきましたけれども、早くこ
の一万と三千の両ラインの数字のその
数を近づけていたとすると同時に、その
数字の質ですね、内容ですね、それも
合致させていたなければならぬに
も隔たりが大きい。これでは一体臨時
教員養成所で工業学校の教員を何名
何年計画で養成していいのか数字の
じきようがありません。これははっき
り申し上げておきます。で、午前中の
質問を終わるにあたって数字をお答え
願いますが、これは文部省と科学技術
庁と、それから大蔵省の説明員からお
答へ願いたいと思うのです。それは、
この理工系の科学技術者養成所が一人
増員するにあたっては一年に幾ら予算
が必要か、それからこの臨時教員養成
所の学生には一人について一年幾らの
国費が必要なのか。それから理工系の
科学技術者の過半数は私学で養成して
いるわけですが、私立学校における理
工系の科学技術者一人について、国は
一人当り一年幾ら助成をしているの
か、その数字を三者から承って午前中
の質問を終わります。

○国務大臣(池田正之輔君) この問題
についての答弁を申し上げる前に、先
ほど質と量のお話が出ました。そこで
私は御参考までに申し上げますけれど
も、文部省はこれは当然であります
が、やたらにふやすと質が落ちる、そ
れから教授の数が足りないということ
をしきりにおっしゃるのであります。
これはごもっともなお話なんです。し
かし、何らこれに——それじゃ足りな
いからといって、あるいは質が落ちる
のですけれども、私は落ちないと思う
のですけれども、落ちないで質、量を

ふやす方法はないか、こういうことな
んです。これはあると思うのです。
現にソビエトなりドイツとかというも
のは、少なくとも三百人、五百人を一
つの教室に入れてりっぱな教授が教え
ている。そういう面の検討がなされて
おらないということとまことに私遺憾
にたえません。なぜ、いたずらに教授
が足りないとか、質が落ちるとか、
そんなことをばかの一つ覚えみたい
に文部官僚に言っているのです。よ
その国でやっているのですから、そ
れをやっていないのは日本だけなん
です。なぜそれをやろうとしないか、
積極的な意欲がないということであ
ります。そこで今の御質問の最後の点
でありますけれども、私の承知いたし
ておりますところによりますと、本年
度の——大蔵省の主計官が何かばや
やして、大蔵省から私から申し上げま
す、大体一人頭十八万円ぐらいになっ
ております、割ってみますと、今年度
の教員養成所の面は、しかし、これは
設備費がまだ十分に入っていない数字
じゃないか。これから二年、三年、四
年になって参りますと、研究費、設備
費がかさんで参りますと、おそらく二
十数万円、普通の国立の理工科系は三
十数万円になっております。地方はこ
れよりずっと落ちております。そこで
私学関係でございますが、私学関係は
今度の設備補助、これを見ますと一人
当たり八万幾らになっております。

○国務大臣(池田正之輔君) いや、こ
れは数字は私まだはきりつか
めないのですけれども、八万幾らに割
るとそうなりますが、おそらくこれは
大学の場合は、四年間で割るというこ
とになると二万円、一人当たり二万
円、私大体そこをどこに、最後の
点は私明確にわかっておりません。大
体そんな見当じゃないかと思ひます。
○矢嶋三義君 今文部省側と大蔵省側
が数字を検討しておるようですから、
その答弁をいただく前に、科学技術
長官にもう一つ伺いますが、私は、一
万人と三千人が、絶対数も違うが質も
違ふと言った意味は、あなたは、一万
人は予算を伴わないで可能だ、こうい
う判断ですね。それから、荒木文部大
臣は、この前の委員会でも、大体十一
大学で検討する対象になるのは三千人
だというわけですね。三千人なら増員が
可能だというわけじゃないのですよ。
荒木文部大臣は、三千人が一応検討の
対象の数字だというわけですね。だか
ら、何名増員できるかという点につ
いては、きょうの段階においてもまだ全
然白紙なんです。三千という数字はそ
ういふ質の数字なんです。あなたの方
では一人一人可能だというわけですね。
だから、あまりにも開き過ぎるわけ
です。とても私はこんなことでは一歩
も先に進めないと思うのです。どう
ですか。あなた、この時点に立って、科
学技術庁設置法の第十一条の五項に基
づいて、長官は内閣総理大臣に対して、
当該事項について内閣法の規定によ
る措置がとられるよう意見を具申する
ことができるという規定があるわけ
ですが、この十一項の五項で、内閣総理
大臣に意見の具申をして、所得倍増計
画を一枚看板とする池田内閣の手に
よって、総理の手によって解決しな
ければ解決できないのじゃないかと私は
今判断をしているのですかね。という
ことは、その一万と三千の、絶対数が

違ふのと質が違う、こういう点につ
いてあなたはどいう、現時点にお
いて、判断と見通しを持っておられ
るか、お答え願ひます。
○国務大臣(池田正之輔君) これは決
して御心配を要しません。というのは、
はっきりに申し上げても、この
際ですからはっきり申し上げませんが、
各大学とも、それぞれ定員の二倍、多
いところは三倍くらいの人学を今度
やっております。これは現実によつて
おる。これは既成事実としてでき上
がっております。これに対して文部省はど
ういう態度をとるか知りませんけれ
ども、これは私はけっこうだと思ひま
す。従って、私の所期の目的は半ば達
しておる、こういう結論になるのであ
ります。でありますから、これ以上そ
う総理をわずらわす必要もなければ……。
ただこの機会に、私は文部官僚のもの
の考え方——文部官僚と申ししても
全部というわけではありません。特に
大学局における文部官僚の頭というもの
を、これを一つぶち破ってやらないと
いけないと思う。これは文部大臣から
もう少ししっかりしてもらわなければ
困ると思うのです。
○矢嶋三義君 さすが池田国務大臣は
池正の名で通っているだけに政治家だ
と思ふ。あなたの判断はこういうこ
となんです。三月十一日付で勧告を
出した。この池田勧告に、まあ教唆扇
動されたというか、激励されたという
か、それによって各私立大学は二倍な
り三倍の入学生を現に確保している。
ただそれを認めるか認めないかという
だけの問題だと、こういう認識のもと
に荒木文部大臣に挑戦しているわけ
です。はっきりましたのです。荒木文部

大臣、これいかがですか。二倍なり入れているのですがね、これを認めるか認めないかという段階に来ているという内容がはっきりしてきました。あなたの御所見と、現在における実態の把握はいかようなものであるか、お答えいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 定員の二倍、三倍、現に入学させておられるかどうかは、実態把握いたしておりません。原則として定員が定められているものと思ひます。

○矢嶋三義君 では、これ勝負どころですがね、実際入っているとなれば、矛盾を犯しているわけですね。明らかに受け入れ態勢はあるわけですよ、池田科学技術庁長官の認識によれば、それで現在講義が進んでいるわけですね。それだったら、それに即応する増員計画というものを認定されれば、これで円満にものが解決するんじゃないですか、いかがですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今おっしゃる意味も含めまして、先刻米お答えしておりますように、当該大学の方に来ていただいて、実情もよく承りつつ結論を出したい、こういう段階でございます。

○矢嶋三義君 大体それですべてがわかりました。大臣、大体一倍半か二倍に水増しをしておられることを、あなた知らぬかしらぬけれども、大学学術局は知っておるわけですか。そこで、つむじを曲げて通達を出したというところなんですね。まあそういう行きがかりというか、感情は抜きにして、阿大臣は早く意見の調整をして、ともかく数字をはっきり示して下さい。こ

るわけですが、この委員会は、これをはっきり何名かというところを一つ示していただきたい、それに基づいて中級技術者から教員養成の数字をはじき出して参りますから。これは早急にやっていただけですね。念のために文部大臣の御答弁を伺って、保留になっておる先ほどの数字を一つ御答弁いただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 以前からお答え申し上げておりますように、十一の大学に来ていただいて、実態を把握しながら結論を出したい、こういうわけでございます。ただ御案内の通り、文部省対私学の関係におきましては、私学で理工系の人材養成をこれだけやらないというところを指示する立場にございまして、各私立大学等で、自分のところではこういう学科目、あるいは学部等を新設あるいは増設等をして、これくらい養成をしたいというところを正式に申し出られまして、初めて正式には知り得るわけなんです。ございまして、もしそれが予算に

は定員よりは少なかつたり、ある程度多かつたりということとは従来事実問題として黙認されてきておる。私学においても同様のことが黙認されるという形で推移してきておると思ひます。ですから的確に何千何百何十名おるかというところは掌握できていないのが実情でありまして、正式に定員として文部省が承知しておることを基礎にものを申し上げるほかにはないので、従来からそういう立場に立ってお答え申し上げておることを御理解いただきたいと思ひます。

○説明員(村山松雄君) 国立大学の理工系学生一名増員に対する年間の予算でございますが、これを三十六年度増員の千七百九十名分に對して、それに対応する予算額を千七百九十名で割りまして、建物を除く経費、臨時費が約十萬、建物の経費が三十五萬、計四十五萬という数字になります。それから工業教員養成所の学生一人当たりの年間経費は、三十六年度予算に計上されました工業教員養成所の経費は八百八十名予定する入学生定員で割りまして、建物を除く経費、臨時費が一人当たり十七萬、建物の経費が約五十五萬、計六十七萬という数字になります。臨時教員養成所の方が一般の大学より割高になっておりますのは、一般の大学の方は、初年度は教養関係が入りますので、単価が比較的安くなっております。工業教員養成所の方はいきなり専門教育の方へ入りますし、それから建物につきましても、既設の建物が全然ないという条件で、必要なものを全部計上する関係で高くなっております。それから私学の理工系一人増員に對

しましての経費でございますが、これを今年度、三十六年度の私学関係として予定いたしました八百人増員に對する私立大学整備補助金が一人当たり幾らかという観点で計算いたしますと七萬八千円ということになります。

○説明員(佐々木達夫君) 一人当たり幾らという数字は非常にいろいろな条件によつて違ふと思ひます。たとえば二十人教育する場合と十人教育する場合によつても違ひますし、学部によつてもいろいろ違ひます。従つて、一人当たり理工系幾らということとはなかなか的確には把握できない問題だと思ひます。先ほど大局的な数字につきましては、科学技術庁長官からお答えがありました。大体あつた見当じゃないか、大局的に眺めて見ます。しかしながら、ただいま文部省から説明いたしましたのは、本年度予算をそのまゝ数字をとつた場合の数字でございます。ただ、これはいろいろな条件が違ひますので、的確に、理工系一人増員すれば幾らという数字は、これはなかなかむづかしい問題でございます。従いまして、本年度予算をとつて見ますと、今文部省が説明した数字になるわけでございます。

○矢嶋三義君 今数字を承りました。科学技術庁長官と文部大臣に伺ひますが、この国庫経理、支出から判断されることは、私学に受け入れ態勢があれば私学と十分協議して、私学を利用するといひますか、協力を仰ぐと申しますか、そういう態勢をとることは非常に予算面から効率的なことだと、この数字から判断されるんですが、この点文部大臣なり、科学技術庁長官は

どういふふうにお考えになっておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 私学の協力を求めながら人材養成をすること、これは当然のことでありまして、従来、文部省としても、いまだかつて私学をことさら押へつけて協力させないということはしてこなかったと思ひます。今後といへども、むしろ協力を求めていくべきものと心得ます。

○国務大臣(池田正之輔君) 今、文部大臣がおっしゃった通りであります。が、しかし、大臣が考へていることと下の方でやっておることと違ふんじゃないか、これはもう少し文部大臣からもその点を御注意願ひたいと思ひますが、私も他省のことだからあえて申しにくいことを申し上げるんですが、つまり文部大臣としてはあくまでも公平な立場で、国家的な立場に立つてそういうふうにお考えになつていらっしゃるけれども、つまりこういうへんちくりんみたいなものが出てきたようになつて、さつき私は、二十四年と文部大臣がせっかく言われましてから黙つて引込んでおりました。これが出たのは終戦直後で途中でインチキがあつたんです。これは今こゝでは申し上げませんが、いい機会がありましたら、あなたに御説明いたしますが、文部省はいかにインチキやっておるかということなんです。そういう意味で、これからもう少し文部省の諸君も、ここでお互いに日本人なんですから、日本の善良な行政官として、良心に立ちかへつて国家のために考へてもらいたい、このことだけを私は申し上げておきます。

○理事(豊瀬一君) 本案に関する質疑は午後二時二十分より再開続行することとし、暫時休憩いたします。
午後一時二十四分休憩

午後二時三十八分開会

○理事(豊瀬一君) ただいまより文教委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑の通告がありますので発言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 午前中、人事院総裁並びに公務員局長にお伺いする予定であったのが何えなかったもので、まず、給与の問題について伺いたいと思います。

午前中、質疑も出たわけなんです、この研究者の海外への流出、それから研究者の民間への流出、相当数字が出ているんですがね。私の持っている数字では、公務員の研究者で離職した人は二百十五人という数字を私は持っているんですが、昨年九月二十八日付で日本私立大学連盟作成の人事院勧告と大学教授待遇改善に関する参与資料、これは昨年の秋もらった資料なんですがね。この資料によると、これは科学技術庁と文部省の資料で作成したというんですが、理科系で、昭和三十四年度では千四百七十二人という人が民間へ流出しているわけなんです。で、工業高等学校の教諭並びに助手等が、かなり民間からスカウトされているんですが、これらの資料提出を要求しておいたのですが、文部省では数字としてできていないので、きょう出ていないのですが

ね。こういう事態の起こる一番大きな原因は結局は給与の問題にあると思われるのです。で、この行政管理局の行政監察、それから科学技術会議の答申を見ましても昨年の夏、人事院が行なわれた人事院勧告を実施してもなお十分だということが第三者的な立場からの意見が出ておる。当事者である学術会議とか、あるいは研究者のグループでそういう叫びをしたことはもちろんですがね。これについて人事院はどういう見解を持たれているのかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) ただいま御指摘のように、研究職の離職と申しますか、離職なりあるいは充足の困難という問題につきましてはほかの研究環境と申しますか、そういうものとあわせて給与の問題がやはり一つの要因でありますことはお話の通りだと思ひます。まあそこで人事院といたしましては、もちろんこの現在の科学技術の振興と申しますか、そういう点ではどうしてその給与と任用の両方の関係から対処いたすべきかということとは始終重要な問題になっていきますわけで、給与の問題につきましては昨年の、御存じのごとく、給与の問題及び初任給調整、手当というものの対する昨年の段階といたしましては、一応あの線が妥当なものと思ひましたけれども、いろいろ科学技術庁とか、技術方面からの御要望も十分伺っておるわけでありまして、今年度の問題といたしましては、ちょうど四月現在で民間給与の調査に着手いたしましたので、研究方面の民間給与の問題も勘案いたしながら、十分今度の調査の結果と照応いたしまして十分検討いたしたいと思ひております。

○矢嶋三義君 ただいま臨時教員養成所の法案を審議しているのですけれどもね。給与の問題が適正に解決しなければ教員養成の目的を達することができないと思ひます。私は、問題の根本はここにあると思ひますので、今のわが国の制度では人事院のこの責任と使命というものは大きく最も関係あるところですから、私は後はどう要望もしたいし、もう少し伺って参りたいと思ひます。今、人事院の置かれておる立場というのはきわめて微妙なところがあるわけなんです、私は根性的のある答弁をしてもいいと思ひますので、すけれどもね。その一つは、先般、根本的な問題ですが、日経連の前田専務理事と池田総理大臣が給与に關しての論争をやったわけですね。その所論は当然人事院としては承知していると思ひます。すけれどもね。あの中で池田総理が公務員の給与については民間給与と比較検討してやっておるのだ、そうして日本においてはまだまだかつて生産向上を上回るところの賃金引き上げが行なわれたことではない。だから生産向上に伴うところの収益は資本蓄積と設備——具体的に設備投資等へ回わすと同時に、賃金にもはね返るのが妥当である。だから昨年の人事院勧告は間違つたと思ひない。また、それを十分、百パーセントじゃなかったけれども尊重してこれを行政の面に生かした政府の施策も誤っていない、こういう筋で反論をしていますがね。前田専務理事の所論はこれと非常に対照的なものであったわけですよ。人事院は公務員の給与並びに民間給与について専門家の助言を、常に整えられているわけですがね。あの論争を聞いて人事

院としてはどういうデータに基づいてどういう見解を持っているか、承りましたと思ひます。

○政府委員(入江誠一郎君) 日経連方面におきましては、別に先般の前田専務理事の発言にかかわらず、始終いろいろ公務員の給与と民間給与との差につきましては批評もあるわけでございます。人事院といたしましては、まあ外部のいろいろな御批評のいかにかわらず、御存じのごとき調査によりまして民間給与を調べまして、民間給与と生計費というものを大体二つの柱にいたしまして勧告いたしておりますわけ、今後といえどもそういう方針でやっておりますと思ひます。

○矢嶋三義君 あなたはどちらの所論を正當だと考えられたかということですが、

○政府委員(入江誠一郎君) どちらの所論と申しますか、結局今のお話の通り、前田専務理事の発言は大体において生産性と賃金というふうな問題を中心にして主として先般の公労協その他人事院の勧告というものが高過ぎるといいますか、というふうな意味の発言だったと思ひます。総理大臣は民間給与と比較して人事院が勧告しているのだというふうなことをごいまして、まさにその意味では総理大臣の言われる通りでありまして、民間給与にあわせて勧告いたしておるわけでございます。

○矢嶋三義君 念のために承っておきますが、給与局長に伺いますが、あなたが担当責任者として専門的に数字を扱ってわけですが、人事院は微妙な立場に立たされているわけですが、財界あるいはそれを代表する前田専務理事がああいう所論をされ、それに對して池田総理がああいう反論をするとか、そういうことには当然感ぜられることな、純統計学的に給与の実態を把握し、作業を進められるものと私はかたく信じますが、念のためにあなたの決意を承っておきます。

○政府委員(滝本忠男君) ただいま総裁からお答えがございましたように、人事院といたしましては、公務員法に規定いたしますところに従ひましてやるといふことに変わりはないのであります。従ひまして日経連でもいろいろのお話が出ますし、また総評方面からいろいろのお話が出るわけでありまして、人事院といたしましては、ただいま総裁からお話がありましたように、公務員法に規定されております人事院の使命という点にかんがみまして、それにすなわち、率直に従つてやるといふことで現在本年の四月分につきましては、民間給与調査をやるといふことで、もうすでに準備を進めております。この調査は昨年行ないましたものと大同小異でございますが、多少いろいろわれわれの知りたいこと等も盛り合わせておりますので、その調査結果に依りまして、民間給与というものを把握し、これに基づいて人事院としてどういう勧告をやるかということに判断してやるということにはなりません。感ぜられるなどということはないのであります。もう公務員法に規定してあるところに従ひましてこれにすなおに従つてやる、こういうことでございます。

○矢嶋三義君 あなた方は政治的な配慮をめぐらして初任給調整手当——これはまたあとで伺いたいと思います。が、そういうことでこれを処理しようとしておられるのですが、非常にこういう給与政策というものは僕は複雑的なもので、こういうもので解決はできないと思います。この考え方もあとで伺いますが、その批判点を指摘して御見解を承りたいと思うのですが、その前に、もっと根本的なことを伺っておかなければならぬ点は、それはあなた方が作業をされる場合、昨年の人事院勧告で大学の教授、助教授、すなわち教育職俸給表の一表、研究職、医療職、これを重点的にある程度の高率引き上げ勧告をされたのは方向づけとしては間違いないと思います。しかし、民間の給与との比較ですね。これは私は不十分だと思ふのです。でなければ、海外はともかくとして、国内に官公吏の公務員の研究職にある人があれほど流れていくことはいけません、民間に。それから教職にあるところの技術系の教師が民間にそんなスカウトされて逃げていくはずはないと思うのです。それはひどい格差があるからですね。これを是正するというのが人事院の使命ですから、その点で前田専務理事が何と言おうが、あなた方が民間の試験研究機関の研究職、そういう方々の給与とあるいは公務員のそれとの比較をする場合に、何か統計の基礎となる数字のとり方が、事業所の規模等もその一つだと思ふのですが、何かとり方に欠陥があると思ふのです。これが十分バランスがとれるように適正なる数字をはじいて給与体系を是正しなければ、どういふことをやってもそれは

場合ですね、さっき言った大学の教授、助教授、それから研究職、医療職を高率に勧告しましたね。あたかもこれで問題が解決するかのごとく人事院はお考えになっておられるわけですね。方向づけとしてはそれは正しいと思うのです。ところが、それに行政職関係が便乗してきたでしょう。そして平均一・四、二、二千六百八十円のベース・アップをやった、去年十月現在で。ここにも資料があるわけなんです。計算してみますと、大学の先生と、たとえば行政官の順調なコースをいった人と裁判官との給与差は開いておるでしょう、数字を計算してみますとね。

昭和十五年に卒業して二十年たった。もとよりよいけい開いてきている。こういうところに、大学教官というのは大体大学で優秀な人ですから、民間が給与がよかつたら流れて行くのは当然です。だからこういう勧告の仕方にも問題はあろうと思うのだ。これはどっか数字が開くのは統計のとり方に誤謬があると思う。実際、切りかえた結果がこういふふうに出てきております。行政官、裁判官よりも大学の教官が切られて切りかえられれば差が開かれます。かかるがゆえに現実に現われ

ございせん。これは去年の通りであります。行政部内の各バランスというものをも十分考えてみなければならぬということがあられるわけあります。従いまして、昨年は大学教官、それから研究職、医療職というふうなところを上げ、また行政部内には御存じの通り技術関係がおられるのであります。それからまた行政部内のいわゆる管理的職務にある人は、これはすべて管理的な職務におられるわけではないので、非常にハイ・アラキーの頂点であるような方は非常に少ない人です。これは非常に重要な任務をしておるのだと私は思うのであります。そういうふうでありまして、行政技官がおり、そういう状況があるという場合に、これをほうっておいて、研究、医療、それから大学教官だけをやるというのは当を得た措置でない、このように昨年は判断いたしました次第であります。それで俸給表はあつたやうな勧告をいたしました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。

○政府委員(入江誠一郎君) 給与の比較方法につきましては、現在やっていることにしまして、特に大きな誤りはないと確信いたしております。そこで民間給与と公務員給与の比較の出で参りましたものに基きまして、われわれが俸給表を各種作りまして、それについていろいろ御批判もあらうと思ひますけれども、ただ率直に申しまして、離職の問題とか、あるいは研究職の大きい意味において科学技術方面から見た優遇の問題というものを、給与の問題だけで解決したさうというものは必ずしも簡単には参らぬのではないかと。やはり総合的に研究施設でございまして、いろいろな将来に対する研究の熱意を高揚する施策でありますとか、いろいろな方面から考えていただきまないと、これはよく御存じの通り、教職員の例をごらんになりました。公務員内部にはおのずからそこに給与の均衡といひますか、給与は御存じの通り一つの納得の問題でございまして、全体の公務員がある程度納得し得る一つの均衡をとった給与体系を作る必要もございまして、もちろん民間給与を十分調査いたしまして、ことに最近科学技術の尊重ということが重大な課題でございまして、慎重に対処いたしたいと思っておりますけれども、調査方法そのものは別段大きな誤りはないと信じております。

○矢嶋三義君 少し具体的に伺つて参りますが、たとえば昨年の夏の勧告の場合ですね、さっき言った大学の教授、助教授、それから研究職、医療職を高率に勧告しましたね。あたかもこれで問題が解決するかのごとく人事院はお考えになっておられるわけですね。方向づけとしてはそれは正しいと思うのです。ところが、それに行政職関係が便乗してきたでしょう。そして平均一・四、二、二千六百八十円のベース・アップをやった、去年十月現在で。ここにも資料があるわけなんです。計算してみますと、大学の先生と、たとえば行政官の順調なコースをいった人と裁判官との給与差は開いておるでしょう、数字を計算してみますとね。

昭和十五年に卒業して二十年たった。もとよりよいけい開いてきている。こういうところに、大学教官というのは大体大学で優秀な人ですから、民間が給与がよかつたら流れて行くのは当然です。だからこういう勧告の仕方にも問題はあろうと思うのだ。これはどっか数字が開くのは統計のとり方に誤謬があると思う。実際、切りかえた結果がこういふふうに出てきております。行政官、裁判官よりも大学の教官が切られて切りかえられれば差が開かれます。かかるがゆえに現実に現われ

ございせん。これは去年の通りであります。行政部内の各バランスというものをも十分考えてみなければならぬということがあられるわけあります。従いまして、昨年は大学教官、それから研究職、医療職というふうなところを上げ、また行政部内には御存じの通り技術関係がおられるのであります。それからまた行政部内のいわゆる管理的職務にある人は、これはすべて管理的な職務におられるわけではないので、非常にハイ・アラキーの頂点であるような方は非常に少ない人です。これは非常に重要な任務をしておるのだと私は思うのであります。そういうふうでありまして、行政技官がおり、そういう状況があるという場合に、これをほうっておいて、研究、医療、それから大学教官だけをやるというのは当を得た措置でない、このように昨年は判断いたしました次第であります。それで俸給表はあつたやうな勧告をいたしました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。

○矢嶋三義君 少しく具体的に伺つて参りますが、たとえば昨年の夏の勧告の場合ですね、さっき言った大学の教授、助教授、それから研究職、医療職を高率に勧告しましたね。あたかもこれで問題が解決するかのごとく人事院はお考えになっておられるわけですね。方向づけとしてはそれは正しいと思うのです。ところが、それに行政職関係が便乗してきたでしょう。そして平均一・四、二、二千六百八十円のベース・アップをやった、去年十月現在で。ここにも資料があるわけなんです。計算してみますと、大学の先生と、たとえば行政官の順調なコースをいった人と裁判官との給与差は開いておるでしょう、数字を計算してみますとね。

昭和十五年に卒業して二十年たった。もとよりよいけい開いてきている。こういうところに、大学教官というのは大体大学で優秀な人ですから、民間が給与がよかつたら流れて行くのは当然です。だからこういう勧告の仕方にも問題はあろうと思うのだ。これはどっか数字が開くのは統計のとり方に誤謬があると思う。実際、切りかえた結果がこういふふうに出てきております。行政官、裁判官よりも大学の教官が切られて切りかえられれば差が開かれます。かかるがゆえに現実に現われ

ございせん。これは去年の通りであります。行政部内の各バランスというものをも十分考えてみなければならぬということがあられるわけあります。従いまして、昨年は大学教官、それから研究職、医療職というふうなところを上げ、また行政部内には御存じの通り技術関係がおられるのであります。それからまた行政部内のいわゆる管理的職務にある人は、これはすべて管理的な職務におられるわけではないので、非常にハイ・アラキーの頂点であるような方は非常に少ない人です。これは非常に重要な任務をしておるのだと私は思うのであります。そういうふうでありまして、行政技官がおり、そういう状況があるという場合に、これをほうっておいて、研究、医療、それから大学教官だけをやるというのは当を得た措置でない、このように昨年は判断いたしました次第であります。それで俸給表はあつたやうな勧告をいたしました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。

ございせん。これは去年の通りであります。行政部内の各バランスというものをも十分考えてみなければならぬということがあられるわけあります。従いまして、昨年は大学教官、それから研究職、医療職というふうなところを上げ、また行政部内には御存じの通り技術関係がおられるのであります。それからまた行政部内のいわゆる管理的職務にある人は、これはすべて管理的な職務におられるわけではないので、非常にハイ・アラキーの頂点であるような方は非常に少ない人です。これは非常に重要な任務をしておるのだと私は思うのであります。そういうふうでありまして、行政技官がおり、そういう状況があるという場合に、これをほうっておいて、研究、医療、それから大学教官だけをやるというのは当を得た措置でない、このように昨年は判断いたしました次第であります。それで俸給表はあつたやうな勧告をいたしました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。

○矢嶋三義君 少しく具体的に伺つて参りますが、たとえば昨年の夏の勧告の場合ですね、さっき言った大学の教授、助教授、それから研究職、医療職を高率に勧告しましたね。あたかもこれで問題が解決するかのごとく人事院はお考えになっておられるわけですね。方向づけとしてはそれは正しいと思うのです。ところが、それに行政職関係が便乗してきたでしょう。そして平均一・四、二、二千六百八十円のベース・アップをやった、去年十月現在で。ここにも資料があるわけなんです。計算してみますと、大学の先生と、たとえば行政官の順調なコースをいった人と裁判官との給与差は開いておるでしょう、数字を計算してみますとね。

昭和十五年に卒業して二十年たった。もとよりよいけい開いてきている。こういうところに、大学教官というのは大体大学で優秀な人ですから、民間が給与がよかつたら流れて行くのは当然です。だからこういう勧告の仕方にも問題はあろうと思うのだ。これはどっか数字が開くのは統計のとり方に誤謬があると思う。実際、切りかえた結果がこういふふうに出てきております。行政官、裁判官よりも大学の教官が切られて切りかえられれば差が開かれます。かかるがゆえに現実に現われ

ございせん。これは去年の通りであります。行政部内の各バランスというものをも十分考えてみなければならぬということがあられるわけあります。従いまして、昨年は大学教官、それから研究職、医療職というふうなところを上げ、また行政部内には御存じの通り技術関係がおられるのであります。それからまた行政部内のいわゆる管理的職務にある人は、これはすべて管理的な職務におられるわけではないので、非常にハイ・アラキーの頂点であるような方は非常に少ない人です。これは非常に重要な任務をしておるのだと私は思うのであります。そういうふうでありまして、行政技官がおり、そういう状況があるという場合に、これをほうっておいて、研究、医療、それから大学教官だけをやるというのは当を得た措置でない、このように昨年は判断いたしました次第であります。それで俸給表はあつたやうな勧告をいたしました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。

ございせん。これは去年の通りであります。行政部内の各バランスというものをも十分考えてみなければならぬということがあられるわけあります。従いまして、昨年は大学教官、それから研究職、医療職というふうなところを上げ、また行政部内には御存じの通り技術関係がおられるのであります。それからまた行政部内のいわゆる管理的職務にある人は、これはすべて管理的な職務におられるわけではないので、非常にハイ・アラキーの頂点であるような方は非常に少ない人です。これは非常に重要な任務をしておるのだと私は思うのであります。そういうふうでありまして、行政技官がおり、そういう状況があるという場合に、これをほうっておいて、研究、医療、それから大学教官だけをやるというのは当を得た措置でない、このように昨年は判断いたしました次第であります。それで俸給表はあつたやうな勧告をいたしました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。

○矢嶋三義君 少しく具体的に伺つて参りますが、たとえば昨年の夏の勧告の場合ですね、さっき言った大学の教授、助教授、それから研究職、医療職を高率に勧告しましたね。あたかもこれで問題が解決するかのごとく人事院はお考えになっておられるわけですね。方向づけとしてはそれは正しいと思うのです。ところが、それに行政職関係が便乗してきたでしょう。そして平均一・四、二、二千六百八十円のベース・アップをやった、去年十月現在で。ここにも資料があるわけなんです。計算してみますと、大学の先生と、たとえば行政官の順調なコースをいった人と裁判官との給与差は開いておるでしょう、数字を計算してみますとね。

昭和十五年に卒業して二十年たった。もとよりよいけい開いてきている。こういうところに、大学教官というのは大体大学で優秀な人ですから、民間が給与がよかつたら流れて行くのは当然です。だからこういう勧告の仕方にも問題はあろうと思うのだ。これはどっか数字が開くのは統計のとり方に誤謬があると思う。実際、切りかえた結果がこういふふうに出てきております。行政官、裁判官よりも大学の教官が切られて切りかえられれば差が開かれます。かかるがゆえに現実に現われ

ございせん。これは去年の通りであります。行政部内の各バランスというものをも十分考えてみなければならぬということがあられるわけあります。従いまして、昨年は大学教官、それから研究職、医療職というふうなところを上げ、また行政部内には御存じの通り技術関係がおられるのであります。それからまた行政部内のいわゆる管理的職務にある人は、これはすべて管理的な職務におられるわけではないので、非常にハイ・アラキーの頂点であるような方は非常に少ない人です。これは非常に重要な任務をしておるのだと私は思うのであります。そういうふうでありまして、行政技官がおり、そういう状況があるという場合に、これをほうっておいて、研究、医療、それから大学教官だけをやるというのは当を得た措置でない、このように昨年は判断いたしました次第であります。それで俸給表はあつたやうな勧告をいたしました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。

ございせん。これは去年の通りであります。行政部内の各バランスというものをも十分考えてみなければならぬということがあられるわけあります。従いまして、昨年は大学教官、それから研究職、医療職というふうなところを上げ、また行政部内には御存じの通り技術関係がおられるのであります。それからまた行政部内のいわゆる管理的職務にある人は、これはすべて管理的な職務におられるわけではないので、非常にハイ・アラキーの頂点であるような方は非常に少ない人です。これは非常に重要な任務をしておるのだと私は思うのであります。そういうふうでありまして、行政技官がおり、そういう状況があるという場合に、これをほうっておいて、研究、医療、それから大学教官だけをやるというのは当を得た措置でない、このように昨年は判断いたしました次第であります。それで俸給表はあつたやうな勧告をいたしました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。今、矢嶋委員の問題にされました。

しょう。年次だけで何年に出た者がどうだとなかなか言えないと思うのであります。で、われわれの方としましては、こういうことはございませうけれども、一応大体現在局長になっている者が大体何年くらいに出たものであるかというふうなところに見当はつけまして、俸給表等の勧告の場合に考慮をいたすわけでございませう。昨年の場合におきましては、まず医療、研究、教育を見まして、それから行政を考えましたときに、あの程度をやるのが適当であろうというふうに考えた次第であります。まあ学校関係の場合に、教授が非常に長く在職される場合に、教授のいわゆる定員というものが詰まっております、そして上にいけないというふうな問題があるかもしれない。そのためになかなかとがつかないというふうなことがあるかもしれない。いろいろなことがございまして、実際に給与がどういふふうになるかということとは、そういう実施の問題であわせたうえでやらなければならぬのではなからうか、そのような点につきまして、われわれは、たとえば等級別定数というものを現実的に作りまして、そして定員を認めたりいろいろなことをしているわけでありませう。その辺の努力もいたしている次第であります。で、今、裁判官のことのお話が出たのでございませうが、これは特別職でございまして、まあわれわれは去年の状況におきまして、矢嶋委員が御指摘のような立場に立って、たとえば大体学校を出てどれくらいの方が、どのくらいに給与に平均的にはなっているのだらうというふうなことから見ました場合に多少懸隔が、行政職一般あるいは教育職、

大学教育職あたりとの間に、相当の開きがあるのではなからうかというふうなことも念頭にあったわけでありませう、その辺も考慮に入れて勧告いたしたのでございませうけれども、裁判官は特別職でございまして、これまで別個にお考えになったという立場で、結局あいうことになったのであります。その結果、現在御指摘のように、やはり裁判官と行政官の関係が、従前に比べまして、必ずしも改善されたとはいえないような状況にあるのではなからうかと思ひます。まあ昨年の状況におきましては、昨年の勧告というものが、俸給表としては一応去年はあの程度が許される限度だというふうな考えでいるのであります。われわれとしましては、その俸給表がどういふ一体効果を持つか、影響があるかということ、絶えず現在でも調べておりますし、また今年の調査の結果、どういふことに相なりますか、まあかりに問題を具体化するというふうな場合には、その間の研究を十分繰り込みまして、実施まで含めてこれが適正を期するよう、われわれはやりたいというふうに考えております。

○矢嶋三義君 私さっきあげた数字は、具体的なケースをあげて、大体の傾向を察知するためにあげたので、その数字が百パーセント普遍性を持つていふという意味で申し上げたのではないのです。その点であなたの所論の過半数を私は認めますが、しかし方向づけとしては、傾向としてはそうなっているというのを私は指摘したわけですから、そこで文部大臣に今度伺います。この給与との関係があるわけですが、臨時教員養成所を設けた場合に、

講座制をとるか、学科制をとるか、それによって研究費が違ってくるわけですから、そこで私は伺いたいのです。講座制をとっている大学と、科目制をとっている大学で研究費が非常に違うわけですね。やはり一方は講座研究費になり、一方は教官研究費という形で配分される。これは非常に違うわけですね。私は臨時教員養成所はわずかに三年足らずで養成するといわれることを承けて、どういふ形をとるのか、その内容は向う前に、一体講座制をとっておるか、科目制をとっておるか、合に、あれほどの研究に対する予算に相違があつてよろしいものかどうか、この点については大学の教授の研究意欲にも関係することです。給与、俸給表と不可分の関係に私はあると思うのです。それで基本的なことを伺つておきたいと思ひます。もう少し是正する考えはないか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ちょっと明確にお答えいたしかねますので、政府委員から答えさせていただきます。○説明員(村山松雄君) 現在国立大学におきましては、大学院を持つ大学はその基礎となる学部は講座制をやっております。大学院を持たない場合にはその学部は学科制ということをやっております。従ひまして講座制の場合には学部の教育だけじゃないに、大学院の教育研究もその講座が担当するといふ考え方になっております。で、研究費につきましても学部と大学院の分をカバーできるだけのものを計上しておるわけでございます。従ひまして学科制の場合に比べますと、相

当の差が出てきておるわけでございます。○矢嶋三義君 そういふことは私知つてゐるのです。大学院のある大学と、ない大学とで差があるということ、は、すべてに差があるわけですね。それは研究費だけじゃない、定員にも差がある、全く同じ国の大学とは考えられないほど差があるわけですね。それでいふと思つておられるかどうかというのを、実は失礼ですが、午前中池田長官と並んでお伺いしていると、池田長官はやっぱり数字を持っておつてはつきりやっております。それで文部省が攻撃された場合に文部大臣は反論ができません。それは数字を持っていないからです。倫理綱領というのには非常に詳しいのですが、少し失礼ですが、けれども数字をもう少し入れてお答えいただきたいと思ひます。後刻本論に入るときに定員というのを聞きたいと思ひますが、今の配分されていると、あれほど講座制をとっているのと科目制をとっている大学で研究費に差等があつてよろしいのでしょうか、どうでしょうか。私は是正さるべきかと思つております。その前に大学課長、どの程度の差をつけているか、それを説明して、それを受けて大臣の御答弁を願ひます。○説明員(村山松雄君) ただいま大学院大学と、それから大学との教官研究費等につきまして明確な計数的な資料を持ってきておりませんので、直ちに取り寄せまして御説明申し上げます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) どうも数字に弱くて申しわけありません。先刻大学課長が申し上げましたように、大学院における研究と学部における研究と、いわば両面のものをまかなう意味であります。いづれにしても大学院大学であらうと、そうでなからうと、研究費が非常に少ないということ、はもう多年いわれており、いつかもし上げたと思ひますが、せめて戦前並みにしたいというのを戦後今日まで文部省は年々それを目標に努力してきておるやうであります。まだ戦前に立ち返つていないと思ひます。いろいろな内容が複雑で奥行きも深くなつておる今日からいたしますと、戦前並みというところでも足りないかと思ひます。これまた今後着々増額をはかつていくべき課題と心得ております。

○矢嶋三義君 臨時教員養成所は三年足らずでやられるといふことなんです。が、研究費の配分についてはどちらの方をとられる予定でございませうか。○説明員(村山松雄君) 工業教員養成所の教官組織、研究費の単価等は学科制の大学の準じて定めることにいたしております。

○矢嶋三義君 先ほど文部大臣、研究費を戦前並みにしたいと考えてやつてこられていふことなんです。速記録を調べますと、昭和三十三年の時点において、三カ年計画で教官研究費、講座研究費を戦前並みにするといふ言明を速記録に政府はとめております。だから四、五、六と三年目にきたわけですね。今年度の教官研究費並びに講座研究費は戦前の実質一〇〇%になつ

ておられますかどうか、それとも何%になっておられますか。

○説明員(村山松雄君) 三十六年度の国立大学の教員研究費は、大学と研究所を合わせて、約八十億になっております。これは戦前水準で換算いたしますと、目標額が百二十億でございますので、まだ三分の二程度しか達しておりません。

○矢嶋三義君 あなたは三分の二と言いますが、私計算してみると、六〇%ちょっと出たくらいですね、三分の二までいっていません、六〇%ちょっと出ているだけです。どういうわけで、三十三年の時点で、三カ年計画で戦前並みの一〇〇%に持っていくという言明を国会速記録に残して、その後日本の経済は飛躍的に伸びてきているわけです。非常に順調に伸びているわけですね。税の自然増も多く、非常に予算は組みいい条件に恵まれている。それだけ条件がそろって、どういうわけなんですか、予算が組めないんですか、そうして六〇%そこそこにとどまっているのか、文部大臣の答えを願います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 努力不足でございます。もともとも三十六年度は前年度に比べればだいぶふやしたつもりではございますが、まだ努力が足りなかったことを遺憾といたします。

○矢嶋三義君 お互いに国会で質疑応答して、それから政権を担当し、予算の編成権を持っているものとすれば、これは予算を編成する権利と、それから公約を実行する義務と責任との関係にあるわけですからね、若干ずれることはしょうがないですよ。それから天変地異があるとか、国の経済状況が非常

に危機に瀕するというような新しい事態が生ずれば別ですよ。ところが、昭和三十三年のころより予想以上に日本の経済力は伸び、予算編成等も案になり、いろいろな条件がそろって、しかもこういうことが守られない点については、立法府としては責任を追及せざるを得ませんよ。大臣が謙虚に努力不足だということですから、私はそれで一応この点は下がりますけれども、しかし、政治というものはそれじゃ済まぬものと思うのです。結局、権利と責任という形で数字になって現われてこないかと思うのです。私はここで持っているこの講座研究費から言いますと、非実験の場合は四一%ですよ、実験の場合は七七%近くなっていますけれども、そうしてこれが講座研究費の場合ですからね。教官研究費の場合には、科目制をとっている、教官研究費の形態をとっている大学では、実験の研究費が講座制をとっている大学の非実験よりは下回っています。どうして私はこういう予算を組むのかというところが理解できないのですがね。だから冒頭にあの質問をしたわけです。講座制をとっている非実験の率よりは科目制をとっている実験の方が低いのですからね。そういう資料ははっきり出てきます。それではそういう大学から研究者が民間にスカウトされて逃げるのは当然ですよ。人事院にさっきお伺いしましたが、給与の問題もありますけれども、人事院みずから指摘したように、そういう研究環境というものがやはり条件になる。ごもっともな言葉だと思ふのです。それが工業高等学校にいったら、なおひどいですからね。一

部優秀な実習場を持っているところもあるけれども、研究室もないのですから。それに民間に行ったら給与もいろいろ、研究所もあるわけですから。だから大学で教職課程で教員を養成しても、教員にならんで民間に行ってしまう。教員になっておいても、途中からスカウトされて逃げられてしまうということなんです。だからどうして数字で予算面と、そういう試験研究の機関の施設設備と給与と、両面からそういう態勢を整えなければ、的確的な策を講じて人材を確保することはできないかと思うのです。そういうオリソックスな行き方をしないで、何か奇策を弄していこうというところ、そういう点については、文部大臣はどういう御見解を持っていられるのか、念のために伺います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の通り、研究費等は潤沢であればあるほどいいわけでございますが、先刻申し上げました通り、努力不足であったと申し上げるほかないのでございますが、しかし、これでやむわけじゃございませんで、年々積み上げて理想に近づけていくということよりほかに考えようもございませんし、またそのことをやっていきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 ここで具体的な数字を伺いますが、大学の工業教員養成課程ですね、それが従来定員が何名で、昭和三十五年並びに三十六年において何名の人が工業高等学校等に就職されたか、数字をお教えいただきたい。

○説明員(村山松雄君) 工業教員養成課程として国立大学に置いておりますのは七大学でございます。入学定員

は百三十名でございます。その卒業者は大体百二十名程度卒業しております。工業教員となった者は、三十六年につきましてはまだ確認しておりませんが、三十五年卒業者につきましては、二人と承知しております。

○矢嶋三義君 二人になったのですか。衆議院の速記録では一人と答弁しているのですが、その後一人ふえましたか。局長は一人と答弁しているのですが、衆議院でその後ふえたのか、それとも間違いないのか、どちらがほんとうですか。

○説明員(村山松雄君) 失礼いたしました。一名でございます。

は百三十名でございます。その卒業者は大体百二十名程度卒業しております。工業教員となった者は、三十六年につきましてはまだ確認しておりませんが、三十五年卒業者につきましては、二人と承知しております。

○矢嶋三義君 二人になったのですか。衆議院の速記録では一人と答弁しているのですが、その後一人ふえましたか。局長は一人と答弁しているのですが、衆議院でその後ふえたのか、それとも間違いないのか、どちらがほんとうですか。

○説明員(村山松雄君) 失礼いたしました。一名でございます。

○矢嶋三義君 二人になったのですか。衆議院の速記録では一人と答弁しているのですが、その後一人ふえましたか。局長は一人と答弁しているのですが、衆議院でその後ふえたのか、それとも間違いないのか、どちらがほんとうですか。

べきではないか、これは内閣と国会でやることでありますけれども、しかし、この全国官公庁技術懇談会のこの意向というものはこれは傾聴に値すべきことだと思ふ。こういうことを人事官耳にしたことがあるのかどうか、また人事官会議等の運営にあたって、こういう声というものは十分僕はしんしゃくされてやられておるものと思うのです。これはひいては今後のあなたの方の人事院勧告にも影響してくることです。研究者の勤務状態に影響してくることですから、あなたを不信というわけではなく、人事院の総裁としてどういう御見解を持っておられるか承っております。

○政府委員(入江誠一郎君) 人事官の任命の問題につきましては、よく御存じのごとく、これは人事院の一種の独立性に対する政府の一種の統制といえます。これが人事官の任命権を政府が持つておられるところに、この面においても重要な要素を置かれておるわけでございます。私といたしまして、人事官の任命がいかにあるべきかということにつきましては、こでお答え申し上げることは差し控えていたのですが、ただいま御指摘の科学技術方面からの御要望は私も伺っております。また、むしろ現在の段階におきましては、今御指摘の通り、三人の人事官の中に科学技術系統の者がおりませうために、この点は率直に申しまして、よい気を使っておるわけでございます。給与は先ほど申しました通り納得の問題でございますが、いかに努力いたしましてそこにはやはり人事官の構成のいかんによって納得しがたい

点が公務員各位にあらはせぬかという点を始終苦慮をいたしております。そういう意味におきまして今後十分ほかの人事官とも科学技術の振興につきましまして、誠心誠意努力したいと思っております。

○矢嶋三義君 高等学校の給与、すなわち臨時教員養成所卒業者の給与に入前に、私は先刻の質疑を少し敷衍してさらに伺いたいのですが、四月現在における民間の給与を資料として検討、作業中だということですが、これは人事院総裁に伺いたいのですが、前出専務理事がいかように申されようとも、昨年の一二・四％平均二千六百八十円のべ・ア勧告というものは低くとも高きに失したのではないと思う。しかも、これは、政府は、あなたの方の意に反して完全に実施しませんでした。尊重にとどまりました。その後、中労委が仲裁裁定をやりまして、これは定昇を入れて平均三千円アップしておるわけですね。去年仲裁裁定はどういうものが出たかという、去年は八百円―八百五十円程度であった。これは平均四％というわけですね。本年度はそれが御承知のごとく一二％前後で実質三千円以上出ているわけですね。その後民間給与の動きを見ますと、大体三千円から七千円のべ・アが行なわれておりますね、民間のべ・アが。そうなりますと、私の持っているデータからいっても、三公社五現業の賃金と民間給与とをあわせ考へる場合、当然公務員、これは理工科系の公務員だけではありません、全公務員を通じての初任給のべ・アを含む勧告をしなければならぬ数字が当然出てくると思う。

この点についてはどういう見通しを持っておられますか。

○政府委員(入江誠一郎君) 結論から申しますと、去年の五月以降今年の四月までの民間の給与が上がりましたの月、先ほど申し上げました人事院の四月を起点といたしました民間との職種別給与調査の現われでございまして。問題はどの程度、いろいろ今金額をあげて御指摘になりましたが、たとえば公務員関係のいわゆる定期昇給を含めて三千円、人事院の二千六百八十円、これは定期昇給を含んでおりませんが、大体公務員と、御承知の通り約一〇％の差でございまして。昨年の賃金に比べまして。そこで、人事院の昨年の勧告は大体一〇％、そこで、公務員方面と一般の公務員との差が現在大体一〇％、現在と申しますのは、今度の引き上げ前でございますが、大体一〇％の差がございまして。これはずいぶん長い間沿革的に、大体それが持ち越された格好でございまして。人事院といたしましては、やはり公務員協会の賃金も十分注意いたしておりますけれども、これは御承知のごとく、民間給与と生計費とを勘案して勧告するようにというものが法の精神でございまして、やはり私もいたしましては、四月の民間給与調査の結果によって善処いたしたいというわけでございますので、現在どの程度の差があるか、あるいはそれがこの夏と申しますか、夏にそれについて勧告をする場合に、どういう結果が出るだろうという見通しにつきましては、現在全然見通しを持っておりません。

○矢嶋三義君 この法案で大学は三年、養成所に三年しか在籍しない者に四年

制の大学を出た者と同じ待遇にしようとか、したいとか、あるいは初任給調整手当てで確保したい、そんな弥縫策で根本を忘れたような給与政策をやったのでは僕は承知しませんよ。今の、私は給与局長に伺いたいと思っておりますが、今度の定期昇給を含む三千円べ・アで、公務員と三公社五現業の大体バランスがとれたというふうな意味の答弁は数的に問題にならぬ答弁だ。私はあなた

の部下から承けておるのですが、あの仲裁裁定が出る前に、国家公務員の一・二・四％平均二千六百八十円のべ・アとの関係から、仲裁裁定は千五百円に出るだろう、あなたの方の専門家の数字が千五百円、そうしたところが定期昇給を含めて三千円の仲裁裁定が出ておる。これは人事院の給与局長の部下自身が、すでに専門でやっている人自身がびっくりした。だから、閣内では一番びっくりしたのは水田大蔵大臣でしょう。予算編成なんということじゃない。それは税の自然増収も景気も上昇だから、その点心配ないが、三千円という数字にびっくりした。大体千五百円くらいであった。だから、この三千円というものが出て、これを完全に政府はのんで実施するのですから、そうなるのと当然差が出てきますよ。それにさらに民間が、この間の私鉄あたりの争議の要結状況を見ても、三千円から、中小企業でも大阪あたりでは七千円くらい、べ・アをやっているのです。この賃金の上昇ですよ。生活水準の向上ですよ。それに物価もやや上昇ぎみというのです。これらの要素から見れば、直感というものは正しいのですよ。どうです、給与局長。これは五％そこそこできくものではないで

すよ。あなたの方が数字をひん曲げれば別ですよ。正直に統計学的に数字をばじいていたら、必ず初任給を含むべ・アの勧告を法に基づいてやらざるを得ないことになるですよ。それも直感としてきていますはずですよ。それが直感としてきていなかったら、給与局長おかしいですよ。直感なら直感で、答弁したいのですよ。何もこわいこと

はないのだから。そういうことを無にして、四年制の太学出と同じように給与しなさいと、人事院がそれなら政府ものんでもよろしゅうございましょうとか、あるいは初任給調整手当てでございましょうとか、そういうものは本末転倒の議論だと思いませんか。だから、そういう前提の問題をはっきりた

だしてから、本論に入ろうとしているのです。

○政府委員(滝本忠男君) 矢嶋委員は、総裁の説明されたのをちょっとと違えられておられるのではなからうかというふうに私思うのですが、というのは、総裁が答弁になりましたのは、従前は長い歴史的経過におきまして、これは古い資料で話でありまして、その後、大した変化もないから、大体同様の推移をしているであろうと想像できるものであります。なお、おね一〇％前後の差がございまして、後、公労協関係とそれから一般職と違っているという経緯があるのです。それは各企業体によりまして多少の相違はむろんあるでありますが、なお、おね一〇％前後の差がございまして、そこで、去年一二・四％の勧告をしまして、十月からそれだけ上がったわけでございますから、国家公務員が上がりまして、公労協が上らない前の話でございまして、そこでは大体平均

のは定期昇給を除外した話でございます。その千五百円というのを、それが個人としておそれる言ったのでありまして、これは見通しとして言ったのかどうか知りませんが、これはどうも私には責任が持てないのですが、今回の国鉄は、定期昇給のところを除いて言いますと、二千三百円くらいの改善になっているのじゃないかというふうな考へておられます。それはそれといたしまして、それでは人事院が今度どういう措置をとるかということでございますが、これは先ほど給費が答弁されましたように、われわれとして、今般々に見通しをこうだろとか、ああだろとか言うわけに参りません。従いまして、われわれも、これはもちろん、労働省の毎月勤労統計でありますとか、あるいは広範な調査でなくとも、いろいろな資料が随時労働関係の冊子等に出来ますから、そういうものは十分見ておられます。しかし、われわれが責任を持って言えることは、やはり人事院が民間給与調査をやりました、その結果に基づいて言えるわけでございます。その点については、現在その調査をやる準備は着進めしております、近く実地調査の段階に入りますけれども、まだその調査ができていない先に、ああだろ、こうだろという言えないうわけです。それで言わないうわけは、パーセントを上げるだけの目的ではない、パーセントを上げるだけがあるべきかというのをあわせてやるわけでございます。従いまして、いろいろな新

しく生じます問題で、従前の企画にはまらぬものは、やはり勧告の時期にそういう技術的な問題もあわせて取り上げなければならぬと、こういうことにならうと思ひますし、ただいまの状況におきましては、まだ人事院の調査というのが完了しておりませんので、これはその上で慎重に検討したいと思つております。

○矢嶋三義君 なかなか局長の答弁はがっかりしている。そこで、具体的に少し伺いますが、初任給調整手当の問題は、去年あなた方が勧告を出された、一般職の俸給表を審議する段階で、初任給調整手当なるものは、行政職一表とか、研究職とかあげられて、教育職の一表だけに適用して、教育職の二表には適用しないのだと、こういう速記録が残されておりますね。ところが、三月三十一日付で人事院規則を出されて、教育職俸給表の二表にも初任給調整手当というものが出ています。従つて、この法律案の卒業生に對して、初任給調整手当を支給するということになつておるようですが、そういうふうに変わられた経緯を簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院は、勧告しました当時、たゞいま御指摘になりまして、たゞいま人事院の考えを国会で申し上げておたわけでございます。ところが、この人事院勧告を受けて、給与法改正案として政府側が提出されましたときに、その法案で人事院が考へておたものよりも広くされたわけでは、人事院は、その当時におきましては、科学技術振興のためということはもちろん考へて、そのためにやつたわけでございますが、それは

もうほんとうに一番必要なぎりぎりのところにそれを適用しようということ考へておたのであります。従いまして、著しく高度な科学技術知識、それから採用が非常に困難であるということも二つの条件にしておたのであります。政府側は、この専門性のところでも少し程度のやわらげた表現をとられ、また採用の困難というところでも少し調子を落とされて法案を出されたわけでありまして、その法案が通つたわけでありまして、従いまして、人事院が当初考へておたものよりも、国会で御審議になり、そうして法律として出ましたものが、範囲が広がつておたわけでありまして、それが、それに應じて、われわれ実施の際にこれをどういふふうにするのか、いろいろ研究しました結果、やはり工業高等学校の専門科を担当しておられる教育に出すのが適當であるというふうなことから、当初勧告後には人事院の考えを申しておたところよりも、範囲が広がつたわけでありまして、現在そういうところに出ておりますので、今度国立工業教員養成所の卒業生というものが出ます場合に、もちろんこれは工業高等学校の工業課程を担当されることになると思はれますので、その場合におきましては、現在の人事院規則によりまして工業教員には出ることにしておりますので、当然出るようになるだらうと思はれておる次第であります。

○矢嶋三義君 そこで、少し掘り下げますが、この人事院規則の別表で、たとえば物理科は指定してあるわけですね。ところが、応用化学は指定してあるが、いわゆるケミストリー——化学の方は指定していない。数学も指定していない。何ですか、この別表で、電気通信、機械、土木とか指定するにあつては文部省と十分意見を調整した上かどうか、その点、それから物理を、応用化学だけやつて普通の化学を入れない。数学を入れない。たとえば数学あたりだつたらば、今証券会社だつて、保険会社だつて近ごろは数学の需要が非常に多い。優秀な数学教師を確保することが非常に至難な状況です。それをどういふわけにしようという線を引きかけたか、お答えいただきたい。

○政府委員(滝本忠男君) 先ほど申し上げましたように、初任給調整手当を支給します対象というものを選定いたします場合に、それが技術的に非常に専門性を持つておるという要件と、それから採用困難という要件と二つあるわけでありまして、これをかみ合わせるとやるといふことであります。ところで、採用困難という場合に、どの程度を一体採用困難というかということが非常にむずかしい問題でありまして、そのけじめがなかなかつかない、理屈が分かれるところでありまして、われわれとしましては、文部省のみならず、この科学技術に關係のある省庁とは一応相談はしました。しかし、それで全部みんなが人事院の考へに同調したというわけではございません。皆それぞれ主張があります。しかし、われわれとしましては、これは人事院が国家公務員の採用上級試験というのをやつておるのであります、その場合に、各省庁並びに關係機關等からただだけの技術者がほしいという要求が人事院にくるわけでありまして、その要求が参るわけでありまして、実際に試験をやつてみて合格者というものが出る。ところが、その合格者が出ましても、民間等にいくために抜けていくものがある。そういうものは實際上採用することができませんので、従つて合格者の中から辞退者を差し引きします。それが採用可能数というものであります。その採用可能数というものを、各省庁が要求しております需要数でございます。ね、需要数で割る。それをわれわれは便宜供給率といつておりますが、その供給率が最近三年間の平均で九〇%以下、こういうことで線を引いたのであります。それで、たゞいま御指摘のように、ああいうIBM、電子計算機とか、国産の計算機などいふん発達いたしまして、その方面のいわゆるプログラマーというものは、これは数理統計に非常に熟練を要するらしいのですが、そういう方面のものが非常に要求されております。実情もよく知つております。ただ統計数字としては九〇%ちょっと高いものが出てくるので、これは入れようがない。しかし、傾向から見ても、ますます、これは想像の域を出ないのであります。来年で降になれば、こういうものはおそろしく現在のパーセントを割るのじゃないか、支給対象になるのではないかと、見通しを持っておられます。しかし、どこかで線を引くといふことになりまして、やはりそういう話はわかるのであります。けれども、数字としてそういうものが出てこない、仕方がないといふところでございます。

○矢嶋三義君 政府のやるべきことがすべて合理主義と、科学的に行なわれてないから、えらい矛盾が起つて参りますよ。特に教育の場におけることであ

れば、僕は先生方の心理状況にも影響して、それは職場の雰囲気なり、さらに教育効果に至大な影響を持つてくると思うのです。

それはさておいて、文部大臣に伺います。九〇％という数字で線を引き、いたこと、いかにもそれは人事院の統計マニア的なところがあるのですけれども、しかし、政治行政というところで考えた場合、物理を入れて、化学を入れないで、数学を入れないと、そういうことでよろしいのですか。実際優秀な教師を確保するのに、非常に困難を来しているという現実があるのです。その点については、文部大臣はどういう見解を持っていますか。

○政府委員(内藤三郎君) 先ほど人事院から御答弁ございましたように、結局採用が困難かどうかという問題になってくるわけでございます。工業高等学校の際には、工業だけに限定をいたしまして、特にお話のように理科、数学の問題も検討いたしましたけれども、まあ今回は工業学校にしようとしたわけでございます。私どもはこれで決まっております。私どもはこれを決して十分だとは考えておりませんし、たとえば水産の機関学科にいたしましたも、その他検討すべき問題がまだ残っております。私どもは、とありあえず第一段階として工業にし、それから大学の場合に、確かに物理を入れたら、化学と数学を落としたのはどういふわけかというお尋ねでございますが、これも当面採用が非常に困難なものという点で入れたわけですが、先ほど給与局長が答弁いたしましたように、あるいは来年になれば、この状況がまた変わるだろうと思

います。ともかく深く科学技術を専門に研究したということ、採用困難という二つの条件をからみ合わせまして、できるだけ現場の需要に沿うように努力したいと思っております。

○矢嶋三義君 私はこの質問を続けます。現内閣の給与政策というのは、目に余るものがあるのです。それで、もう少し総合的にこれは質問を追及して参ります。

議員立法ですから政務次官に伺います。産振手当、これは自民党の議員立法でありました。工業高等学校の理科の先生には、産振手当は出るでしょうか、出ないでしょうか。政務次官、出すのが妥当と思えますか、出さぬのが妥当と思えますか。

○政府委員(細田三三君) 出していいのでございます。

○矢嶋三義君 きょう上野で開かれていた日本学術会議では、基礎教育、基礎科学の重要性というものが論じられていたはずですが、これは長きにわたって論じられていた。その基礎科学を徹底的にやらなければ、日本は世界の進運に落伍するであろうというのが日本の科学者の予言です。その基礎科学にはいろいろあるけれども、義務教育課程における理科教育もその一番下のベースとして非常に大事だということをいわれているわけですね。工業高等学校で、産業教育、職業教育をやる場合に、理科という教科がなくて、電気、機械の講義というものができても、理

科という教科の名によって教育を受けていないで、一体工業高等学校の専門の教科ができるでしょうか。どういふわけで理科の先生に産振手当を出さぬ

のでしようかね。政務次官、これは議員立法ですから伺います。政務次官が工業高等学校にかりに勤めているとしますよ、あなたが理科の先生、他に化学の先生、電気の先生、幾何の先生おられます。そういうのは俸給の七％産振手当をもらう。あなたが、理科の先生が下ごしらえをして差し上げる。そうして産振手当がないというときに、ごもっともだといってあなたは下がりませんか。議員立法でしたからね。行政府はそういう運用をしているという事なんですが、どういふ御所見を持たれますか。是正すべきではないでしょうか。

○政府委員(細田三三君) この議員立法制定の当時、私よく存じませんでしたが、私は今のお話を聞きまして何となく片手落ちのような感じがいたすわけでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣、ちょっと実態申し上げますが、それは工業高等学校の理科の先生なんか哀れなものですよ。少し実情を知らせる必要があると思う。理科の先生は大が一年二年を担任しておる。三年の担任には絶対なれない。何となれば三年になれば就職問題が起こってきますから、三年の担当の先生は、電気、機械とか、専門の教科の先生だけです。理科の先生が一年、二年のときに下地を作るわけですね。それで手当というものがなければ、す。それで教師は薄給で働くわけですね。育つ子供が楽しくみなんです。自分の教えた子供がすくすく伸びていって、世のために地域のために働いて幸福に成長していく姿を見て、唯一の慰めにするものです。教師というものは、工業高等学校の実態というものは、

教える子のたずねてくるのは、三年のときに担任になった機械、電気、あるいは土木とか、こういう専門の先生だけです。三年のときに担任してもらって就職の世話をしてもらうからで、まあ人情が薄いというか、やむを得ないと思うが、理科とか一般教科の先生が工業高等学校に行ったら哀れなものですよ。私は工業高等学校に奉職したことはないが、つぶさに調べているが哀れなものです。全く生徒から刺身のつま扱いです。実際は大事な教科をやっている。そして手当の方は、一方は七％、一方はつかない。これで先生方が満足するのはおかしいと思う。こういう手当自体が問題があると思う。それで今度また初任給調整手当というものが出てくるわけでしょう。それで理科の先生にまたつかない。だから、産振手当はつき、初任給調整手当はつき、一方はつかない。たとえば今東京大学を出て土木の先生がかりに工業高等学校の先生になった。そうすると、産振手当がつき、初任給調整手当がつく。理科の先生が先生になったら、初任給調整手当もつかない。そして同じようにその学校で校長の指示下に入って教育をしている。こんな給与体系ってあります。しかもそれは土木と機械と、数学あるいは化学や物理、理科と、教科が違うだけで、それをさらに進めて教育という立場でいえば、英語であろうが、数学であろうが、国語であろうが同じですよ。皆、どこかで線を引かなければならない、そんな一体給与体系というものがあつたうかね。目に余るものがあると思うの

だ。僕は、文部大臣、どういふ御所見ですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 的確にお答えができませんが、矢嶋さんのお話、何かごもっともなような気がいたします。議員立法をいたしたとき、御説のように線の引き方が適切であつたかどうかということにも問題があるかと思いますが、まあ一般に理科なり数学なりという、何と申しますか、基本的な科目、それが無視されていいともむろん思いませんし、給与体系の問題として線の引き方を考える余地なきやいなやを一つ検討してみたい。気持で今承っていたわけでありませう。

○矢嶋三義君 それは保留して、今度は別の角度から人事院に伺いませう。本年度から行政職の採用試験に甲、乙と分けました。行政職甲と乙の合格者、それから実際に採用したの甲と乙で何名ずつになっているか、お答えいただきたい。

○政府委員(矢嶋一郎君) 本年度合格数、それから採用の実態でございますが、甲と乙と別々に申します。合格者は甲種が九百八十一名、それから乙種で三百八十九名でございます。そのうち、まだ採用が現在も進行中ではございますが、現在の段階で御報告申し上げますと、甲種で五百三十六名、それから乙種が百二十七名、以上の数字でございます。

○矢嶋三義君 数字は正直で確実ですよ。念のために伺って次の質問に参りますが、行政職甲と乙とそれぞれの初任給をお教え願いたい。その初任給を知っているはずだ、そのくらいのこと。念のために聞くんです。

○政府委員(荒本忠男君) 行政職の初

任給は甲が俸給表で一万二千九百円、乙が一万二千円です。

○矢嶋三義君 文部大臣、質問いきますよ。その前に、内務局長に伺います。この数字を聞いてあなたはどういう感想を持たれるか。行政職甲の合格者九百八十一名、採用は五百三十六名、応じてきたそうですよ。それから乙は三百八十九名、約三分の一、そうしてその採用されたのは百二十七名、これは甲の約四分の一、圧倒的に甲です。甲の初任給は一万二千九百円、乙の初任給は一万二千円。あなたの扱っている教職員の初任給は御承知の通り一万二千八百円。ところが、この本年四月から始まった行政職の甲、乙の、この合格状況、採用状況、この数字を承けて過去を振り返り、どういう御所感を持たれたか、まずそれを承ります。

○政府委員(内藤三郎君) 教職員の初任給につきましては、普通の公務員よりは少なくとも一号の差があるべきであるというのが文部省が従来とってきた態度でございます。そこでこの甲、乙の話が昨年出たときに、私が承知しておる限りにおきましては、乙が原則であって、甲は例外である、こういうことでございまして、教職員についても一号の差が維持されているものと私は心得ておったわけでございまして。ただ、これは去年初めての制度でございまして、実はどういふ運用をされるのかについて文部省も重大な関心を払って見守っておったわけでございまして、今、御指摘になった事情をお聞きしますと、こういうことで原則がひっくり返るようになりますと、これは教職員の初任給について、さらに検討

討をしていただかなければならぬ問題であると、こう考えております。

○矢嶋三義君 あなたはこういう場合に非常に頭がよく覚えておる。りっぱな答弁です。文部大臣、お聞きになられたでしょう。だから今の政府の給与制度は目に余るものがあると思うのです。そういうものを是正しないので、臨時教員養成所出と大学卒業と同じ扱いをするとか、切任給調整手当とか、こういう弥縫的なことをやっていることは、論ずるに当たらないということをして主張しておる。そのために積み重ねておけるわけですか。なぜこんな原則である、甲は特例ですよと、こ

う言うて各省の人事官を納得させておる。実際採用したらほとんど甲ですよ。乙はそのうちになくなってきますよ。これはとりもなおさず切任給は低過ぎる、低賃金だということからいって、これを切り抜けるかという、しかも賃金の所要予算、国家の所要予算をできるだけ抑えて、何としても今の低賃金政策からきている隘路を突破するかという方法としてこういうものを考え出したのですよ。だから官僚の諸君のあとに続く幹部コースを行くものは、とにかく九百円上げて甲にしよ。それからどうしても民間の関係でつかまらぬのは、初任給調整手当というさで引っぱっていき、あるいは産振手当で足止めしよう。それ以外

でもないですよ。これは今の政府の給与政策だ。だから私は目に余るものがある。そうしてさっき言ったように、同じ大学から出ていって、同じ職場で子供に教育して、一方は初任給調整手当、産振手当をもらう、さらに定通手当というのがある。さらに上の方だから、教頭だから管理職手当がつくことになる。何が教頭が管理職でつか。小学校六学級で管理職。熊本県では、全県下の先生方の人事を扱っている教職員課長が管理職手当を受けてお

ない。ところが、山の中の小学校の六学級の教頭さんが自民党の給与政策で管理職手当の支給を受ける。こんなばかな政策あります。反論できません。か。こういう給与政策で先生方があなた方を信頼して、一体ついていくかどうかということだね。ことに私は若い青年諸君、優秀な人を教育界に確保しようというにあたっては、やはり若い者が希望を持って――彼らは新教育を受けたいから、戦後の新教育理念というものを身につけている者たちが納得できるような教育体系を作らなければならぬと思う。文部大臣、初任給はさっき行政職の甲との関係から、今まで聞いておったのと違う、こうなればかつての先生は、超動かないために一号アップだった既得権を剥奪されておるから、初任給の是正について考慮しなければならぬと、ここで明快に答弁している。しかもこれはどこに出ても堂々通っていく論だ。だから私はほめた。文部大臣、いかがですか。

○国務大臣(荒木高義君) 昨年の臨時国会で決算委員会で矢嶋さんから同じお尋ねがございまして、当時は輪郭がはっきりしなかったもので明快には申し上げかねましたが、今内務局長から申し上げたことが私どもの側の考え方でございます。すなわち、教職員は超勤手当を支給するというのに比べて、一般より一級上げて初任給を考えると、そういう従来慣例になっている。そういう建前になっている。その建前は今後ともむろん維持していくべきものと思うのでありまして、その場合の基準を、それが原則かということにおいて考うべきものと思っております。

○矢嶋三義君 人事院総裁に伺います。私が、私はさっき申し上げましたが、初任給が民間給与とのそれに比較して、エンゲル係数云々ということは抜きにして、民間給与との他に比較して、初任給が低過ぎるというこの事実が、あるいは初任給調整手当、あるいは甲、乙と、こういう形に現われている、こういうこの所見に対して、あなたはどのような見解を持たれるか。第一、人事院の専門とするところが、大学を卒業するときに甲、乙と分けて採用するというのは、これはどういふわけか、こういうことをやられたの。私は滝本さんの給与に対する考え方というものは、長い間給与局長をされてよく知っていると。個人的に聞いたことではないが、滝本さんがこういうことを考えたのではないと思う。それから入江総裁にしても神田人事官にしても、私は知っています。こんな甲、乙なんかで、大学を卒業して、これから公務員になって、サバントになる者を、こんな色分けをするということは考えられないと思うのですが、どういふわけか、こういうことをやったか、すぐにこれは改めるべきだと思う。かりにあな

た大学を卒業して試験を受けて、たとえば文部省に入ったとしますよ。滝本さんと一緒に入った。滝本さんは甲だ、一万二千九百円。あなたは乙で一万二千円。文部省にいるむすめさんの前でどんな気持がしますか、それで仕事ができるかというのですよ。大学を出て、勤めて、それで仕事の困難性とか、その能力とが何とかで、いつかの時期に差がついてくるというなら、それは私はわかりません。ある人は課長になり、ある人は同じに入っただけでも課長にまだならない、こういうことはわかります。しかし採用するときに、甲と乙で九百円の差をつけ

てやっていくというのは、私はどうしてもこれは納得できないのです。私の質問は二つあります。初任給は低過ぎるという実態からこういう問題が起こってくるということ、従って、初任給の是正というものは必要欠くべからざるものであるということ、数字は雄弁に示している。それから、甲、乙なんか、こういう制度はやめるべきです。どういふわけか、こういうことをしたか、やめるべきです。この二点について御所見を承ります。

○政府委員(入江誠一郎君) まず、初任給の問題でございまして、初任給の問題は、やはり民間給与と比較いたしますと、たとえば昨年の勧告の時点で申ししますと、やはり民間の給与とやはり相応しているわけでございまして。結局ここで論議が分かれましては、どの程度の民間の企業と比較すべきだろうかという問題だと思えます。たとえば五百人以上の企業と申しますか、事業所、つまり五百人以上の会社と比較いたしますと、公務員の初任給

た大学を卒業して試験を受けて、たとえば文部省に入ったとしますよ。滝本さんと一緒に入った。滝本さんは甲だ、一万二千九百円。あなたは乙で一万二千円。文部省にいるむすめさんの前でどんな気持がしますか、それで仕事ができるかというのですよ。大学を出て、勤めて、それで仕事の困難性とか、その能力とが何とかで、いつかの時期に差がついてくるというなら、それは私はわかりません。ある人は課長になり、ある人は同じに入っただけでも課長にまだならない、こういうことはわかります。しかし採用するときに、甲と乙で九百円の差をつけ

た大学を卒業して試験を受けて、たとえば文部省に入ったとしますよ。滝本さんと一緒に入った。滝本さんは甲だ、一万二千九百円。あなたは乙で一万二千円。文部省にいるむすめさんの前でどんな気持がしますか、それで仕事ができるかというのですよ。大学を出て、勤めて、それで仕事の困難性とか、その能力とが何とかで、いつかの時期に差がついてくるというなら、それは私はわかりません。ある人は課長になり、ある人は同じに入っただけでも課長にまだならない、こういうことはわかります。しかし採用するときに、甲と乙で九百円の差をつけ

人事院並びに文部省と十分連絡をとって、ましてこの検討をし、改善に努力したいということをお願い申し上げましたわけでございますが、現在におきましてその通りでございます。

○矢嶋三義君 立法院の決議等を尊重してやっていたかなければならぬと思ふんだね。それからまたここで答弁されたことを忠実にやっていたかなければならぬと思ふんですね。文部大臣、この問題いかように推し進められるつもりか。ただ、人事院と公務員調査室とで協議し云々ということでは問題は前進しないわけです。所管大臣としてたれに命をして、そうしていつを目途として研究していただけるか、それを特定しないと、国会で適当な答弁をするだけでは問題は進んでいかななと思う。それから何でしょう、去年の十二月に本院の内閣委員会で決議されたことがあるわけです。これは増子さんも御承知のはずです。三十二年の三月三十一日において学歴是正が行なわれた。それ以後に新制大学の資格取得者に対しての是正は当然だという答弁をあなたがされたわけです。だから決議したわけです。さらに昭和十八年以降の師範科卒、昭和十九年以降の青年師範学校卒、数力年続いているわけですね、それらの学歴は正について適切な措置をとってほしいという決議があり、これに対して大臣は所信を表明しているわけです。一体、その後どういふふうになされたのか、こういうのもちもの教職員の給与という問題を解決しなければ、民間が景気がよくてそちらの方に引っぱればそれは優秀な先生方を確保するということではできませんよ。ただ、そのときに努

力しますといつて通ればいい、もう終わりくらいに思われておったのでは心外なんですがね。だから私は大臣にどなたを担当に特定して、いつを目途に研究していただき善処するといふ、や具体的性を持ったお答えをはっきりしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 給与体系といふことでは、文部省だけではどうもいけません、国会における政府側の答弁は当然それぞれの制度上責任を持つところで、その国会の特に決議等がなされたことについては、それを尊重しながら、直ちに検討に着手して、できるだけすみやかに実現するといふ心がまえでやることは当然であつて、それは一々念を押しませんでも当然のこととして考慮されつゝあると私は信じております。また教職員に対する給与体系上のいろいろな御議論でござりますが、これはなるべく実質給与をよくしたいといふそのつどの意欲が結論づけられたことが給与体系的には幾らか混乱を来たしておるといふことを御指摘されたことと私は心得て承つておるのでありますが、それを体系づけるのにどうすればいいかといふことになりまして、やはり人事院なり給与担当の所管のところと一般的な検討をしてみたい、同時に私どもの立場におきましては、そういう権限を持った方面に注文もいたしまして、協議もいたしまして、実現をはかるように努力する、こういう心がまえでおるわけでござります。今後ともそういう考え方で進んで参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 では文部大臣にこの法

案に直接関係してお伺ひしますが、臨時教員養成所を卒業した方の初任給は四年制の大学卒と同じように扱われるお考えですか、どうですか。政府部内の意見はどうなつておるのですか、お答えいただけます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 大学卒と同じような取り扱いをしてもらいたいという考えでおるわけでござります。これは人事院規則の改正を必要とするわけでござりますから、人事院と事務局同士で折衝中でございます。私どもの希望は大学卒と同じようにできればしたいものだと思つております。

○矢嶋三義君 人事院に伺ひますが、今のわが国の給与制度からいふことは可能かどうか、どういふ御見解を持っておられますか。

○政府委員(滝本忠男君) これは文部省からも事務的に何回も御連絡があつたのです。それで科学技術振興のために臨時に工業教員養成所を作られるという趣旨があるのですが、これはそういう意味から、そういう観点から十分その目的に沿うように初任給等も考慮しなければならぬ問題は確かにあると思ひます。で、まあ内閣委員会につけておられます附帯決議で、全般的に初任給問題というのはいずれも検討しなければならぬ立場にあるわけでありまして、これは附帯決議がなくとも十分われわれはその問題を検討したいと思つております。ただ現在の教員給与におきましては、免許と修学年数という二つの柱になつて現在給与体系ができておるわけでござります。初任給もそういうふうなきまつておるわけであります。従ひまして、これは事務的に文部省にも申し上げたの

であります、それは全体として高くする努力はしたいのでありますけれども、少なくとも給与体系上これを同一にするといふことは――まあこの問題だけに局限されるならば、あるいは場合によつてはそういうことも考え得るかも知れませんが、やはり初任給体系といふものは、全般的にいろいろなところに問題があるわけでござります。従ひまして、われわれとしては人事院として、文部省でいっておられるように四年制の大学を出した者と俸給上の号俸を同じにするといふことは、これはもう初任給体系上から見まして適切でないのじゃないかというようにわれわれは考へておるわけであります。現段階におきまして、ただ問題は、俸給表上だけではない、そのほかの面で考慮する余地があるかも知れません。そういうことにつきましては、一つ文部省と今後事務的に相談して参りたいと思ひます。

○矢嶋三義君 そういう点から見た場合に目に余るものがあるのだね、この内容は、教職員の場合に、今、滝本給与局長が言われたように、免許といふものが非常に大事な要素になつてゐる。これは一貫した政策をとつてゐるわけですね。ところが、この臨時教員養成所なるものは、いづれこの法案の本質論になつてから伺ひますが、僕は免許法を曲げてゐることだと思ふ。免許法がそのまま生きてゐない。修正しなければならぬ。免許法に抵触する。それから今までの給与といふものが修学年数に重きを置いてきた。その修学年数をまたそれを修正、曲げてさうして大学卒と同じようにしたい、こういうのです。これは希望としてはけつこ

うかもしれないけれども、今までの日本の給与体系からいって、できることじゃないのです。相談を持ちかけることが間違ひです。そういう点で免許法等からいっても、給与の点からいっても非常にこの法律案なるものは、あとで審査していけばいくほど出てくると思うのですが目に余るものがあると思ふのだ。これは給与のことだからここにどうもしておきませんが、そこで結びとして伺ひますが、先ほど給与局長からもちょっとお話が出ておりましたが、問題は初任給にあると思ふのです。これは文部大臣にお答えいただけますが、この初任給調整手当を今度からやる、いわゆる臨時教員養成所卒業生にも準用するようになるというのですが、こういう初任給調整手当といふものをやめて、さうして先ほど内藤さんの答弁の中にも出てきてゐるわけですが、教育職俸給表の一表及び二表、三表、この三表いづれも初任給の適正化といふことをやられることが給与政策として必要だと思ふし、私は妥当であると思ふのですが、この点についての問題をお答えをいただきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今のお尋ねの点は、私は人事院の方で客観的な立場から給与体系の一環として御検討を願つた結果に待ちたいと思ひます。

○矢嶋三義君 それでは人事院、文部省、それから総理府を代表して公務員室長ですね、この三方に伺ひますが、この昨年来継続して、本日もたまたまわけですが、教育職俸給表の再検討ですね。それには既得権の復活といふこともあります。それから初任給は正と指摘しました、昨年十二月の本院に

おける高学歴は正の決議の趣旨も含まれるわけですが、こういうものを一括して研究、是正、改善ですね、この結論を人事院報告がことしの夏行なわれる前に間に合うかどうか。なすべき義務が私は教育職に対してあると思ふのです。出していただきたい。それをお約束していただきたい。それをお答えいただけます。

○政府委員(入江誠一郎君) ただいまいろいろ御指摘の問題は、先般の附帯決議にもございました問題でございまして、特に初任給の問題につきましては、この八月と申しますか、この次の報告あるいは報告のときに民間給与の問題が出て参りますから、十分附帯決議を尊重しながら検討したいと思つております。

○矢嶋三義君 文部省はやはり人事院に実情を訴えなければ人事院忙しかからぬ過していつちまいます。少しも文部省は人事院に説明に來ないやうです。下の方の人に関係をさう言います。

○理事(豊瀬慎一君) 答弁求められるのですか。

○矢嶋三義君 ええ、そうです。文部大臣、公務員室長。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 人事院總裁のお話と相呼応して努力します。相呼応して、こちらだけではできませんから……。

○政府委員(増子正宏君) 先ほどの御質問は、人事院のこの次なされるであろう報告の前に結論を出すようにといふ御趣旨であつたように思ひますけれども、私どももいたしましては、実は教職員だけの初任給を切り離して具体的な結論を出せるかどうかにつきまし

○理事(豊瀬慎一君) 次に、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので発言を許します。千葉千代世君。

○千葉千代世君 私は市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について質問いたしますが、ちょうど人事院がいらっしゃいますので資料要求したいと思いますが、この法律の審議にあたりまして、先ほど矢嶋委員から話されました専門技術の科目ですが、それに関連する問題がございますので、三月三十一日に初任給調整手当支給規則というのを人事院でお出しになっておりますが、その規則をあす中にもちようだいしいと思っておりますが、お願いできませんか。

○政府委員(入江誠一郎君) 提出いた

○千葉千代世君 それじゃ、人事院よろしゅうございます。

昨年、国家公務員の給与法が改正になりました。初任給の調整手当が加えられたわけなんですけれども、今回の改正法案の市町村立の職員の場合ですけれども、これは関連法案として出されたわけでしょうか。

○政府委員(内藤善三郎君) お説の通り関連法案でございます。本来ならば一般職の職員の給与に関する法律の附則か何かでやるべきでございましたが、当時は高等学校まで初任給調整手当を出すかどうかという点で人事院と折衝しておったわけでございます。ようやくまあ人事院が高等学校の工業を中心に科学技術が必要とするもので、しかも欠員の補充が困難なものについて認める、こういうことに最近決定い

たしましたので、その場合に、高等学校の先生のうちで市町村立の学校の教員につきましては、給与をどこで負担するかという問題があるわけでございます。そこで本俸は都道府県で負担することになっておりますので、本俸を負担するところが初任給調整手当を負担するのが適当である、こう私も考えましたので、この法律案の改正をお願いしているわけでございます。

○千葉千代世君 そうしますと、国家公務員給与法の改正の内容を準用するわけでございますか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○千葉千代世君 そうすると、具体的には国家公務員法にありますが初任給手当の中で、一年目に二千元とか、二年目に千四百円、三年目七百円、四年目から一般並み、これが準用される、こういうわけでございますか。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。

○千葉千代世君 先ほど資料を要求いたしましたその人事院規則の中に支給範囲などが示されてあると思うのですが、矢嶋委員からの質問の中にございましたように、工業の教科の担任の先生だけ、こうなるわけでございますね、同じようになるわけですね。

○政府委員(内藤三郎君) さようでございます。工業に関する課程の専門教科を担当する教員でございます。

○千葉千代世君 そうしますと、工業と、国家公務員給与法の中にございます教育職の俸給、(二)の二等級ですね、そういうものが適用されていくわけですね。そういう場合には、工業の科目、人事院規則の中には、私は、はっきり

記憶をいたしておりませんが、たしか十三の科学技術の部門があるように伺っているわけなんです、十三の科学技術のことが、それを選定した根拠というものを先ほどかすかに伺ったわけなんです、やはりこれをもう少し明確にしたいのだと思うのです。十三科目を選んだという理由です、十三科目、電気とか、工学とか、そういうように十三科目でございますように聞いたわけでございます。

○政府委員(内藤三郎君) 明日資料が提出されると思いますが、これを文部省側で承認しました理由は、工業の部門がございまして、その中で、この科学技術の専門的な知識と、それから採用が困難である、こういうように認定されたもののうち、工業だけに実は高等学校はしぼったわけでございます。このほかにも私も希望を持っておりましたけれども、今回は見送った、こういう趣旨でございまして、これで将来ずっと固定するという意思ではございません。

○千葉千代世君 この前に文部大臣が、この法律案の提案理由を説明した中にも内容が明らかにされてない、今、内藤局長がおっしゃったように、専門的知識を必要とする、容易に採用しにくいとか、こういう条件しかあげられていないわけですね。この十三の科目の内容について、たまたまの問題をはらんでおられると思いますけれども、資料をちょうだいして細部まで検討したいと思いますが、たとえば工業の中身にどれくらい入っているかという問題について明らかにしていただきたいと思うのですが、たとえば工業の科目の中で、さっきも一般化学は

入っていないと言われたですね、応用化学とか、工業化学とか、一般には入っていない物理が入っているとか、その不均衡について矢嶋委員から述べられましたけれども、やっぱりこの点が非常に重大じゃないか、こう考えますので、特に理由をつけたという点について伺いたいですけれども。

○政府委員(内藤三郎君) 高等学校の場合には、特に工業の電気、機械、土木、建築等が対象になったわけでございまして、その中でいわゆる専門教科、実験、実習を伴うところの専門教科を中心に選んだわけでございまして、今お話の中の物理とか、化学とか、数学というような普通教科は、これは除外したわけでございまして、それは民間との競争が特に著しいものに限定したわけでございます。

○千葉千代世君 そのように限定されますという、これは先ほど矢嶋委員から申されたように、ほんとうの教育を進めていく場合、教員間の感情の問題はともかくとして、根本的に教育そのものがくずれていくんじゃないかという心配をしていくわけなんです。内容はともかくとしても、給与の面だけ考えていっても、さっきお話がありましたように、大学卒が一万二千八百円というのを言われましたが、四年の課程を終えた者について、一般職と比較した中で述べられたのですが、初任給、そうしますと、今審議しておいた工業教員養成所と、今審議してあった工業教員養成所と、この例をとってみますと、たとえば工業教員養成所では、そうすると、それが大学卒と同じような初任給をやりたい、考慮すると、こうおっしゃった。そうすると、具体的には一

万二千八百円と、こうなるわけですね。それに二千元の調整手当をつける、そうすると一万四千八百円ということになるわけですね。そうして、その修業年限は三年だと、こうなるわけですね。そうすると、その人たちは別の面で保護されている面は、三年で終わるけれども、大学に進学したいときには自由で、大学という道が開かれていますね。工業教員養成所を卒業した者は、もう一年やればやれる道が開かれています。今度は育英資金の方ですと、大学と同じように返還免除がされる、こうなっている。もう一つの面で申しますと、免許法でも、教養課程なんかについての特典がある。工業科目に行く場合とか、理科系統に進む場合と二分の一免除とか、こういうふうな特典がある。そうすると、一般の大学を卒業した者が一万二千八百円ですとこれはいきます。ところが三年で卒業した者が大学と同じ初任給でこういう特典を持っている。そうすると、これは大へんな開きなんです。私どもの考

えとしては、なるほど、当面そういう技術者について教員が必要だということとはわかりますけれども、やはり工業にしろ、すべての産業の基礎になるものが、基礎的な学問という上に立たなければ、これは伸展しないじゃないか、こういうふうな考えますので、大へんな矛盾をはらんでるんじゃないかと考えます。それについてどうお考えになりますか。

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど質問がございましたのですが、今の四年制の教員養成課程で、昭和十五年に工業学校に行った者はわずかに一人であるというような実情でござ

いまして、これは結局は民間に吸収される。これは問題はやはり初任給の問題があるかと思うのです。そこで三年制にして、しかも能率的に教育を施して四年制の免許状を与える。同じ免許状が与えられますので、そこで四年制の大学と同じような実力のある者、こういうふうな認識をいたして、その上でまあ差がついたわけでござい

ますが、この場合に、民間の場合に大体一万五千元ぐらいというのが民間の相場でございますが、その相場に合うようにして、教育界に人材を吸収したい、こういう趣旨でこの法案が出てくるわけですが、一般の教員につきましては、やはり同じように上げるべき点もあるかと思う。決して十分とは私ども考えていないのですが、この方は採用はともかく間に合っている、今一番当面の急務として学校運営上困っている問題は工業学校でございますので、この工業学校の先生にも初任給手当を出したい、こういう趣旨でござ

います。

○千葉千代世君 三十五年の卒業でわずかに一人だと、そうすると今度は、初任給手当を加えたらこれは多くなると、こういうふうな予想していらっしやるのですか。

○政府委員(内藤三郎君) 年限が一年短くなり、しかも待遇が四年制と同じ、少なくとも民間の待遇とのバランスがとれますならば、教育界にも人材が誘致できるのではなからうかという趣旨でござい

○千葉千代世君 それはまあ工業教員の臨時養成所の問題でしょうけれども、これは工業教員の養成に限ったことではなくて、一般大学を出た方で工科

を専攻していらっしゃる方々でも、これは同じに適用されるわけですか。この問題はそうしますと、その一般の大学の工科を出た方々で、民間でそのようにたくさんはいっているのに、教員のなり手がなく、初任給手当をつけただけでたくさんくると思うのですか。一人が十人になる、二十人になるという予想がつかますでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 民間の方に今流れておるのが、初任給手当の二千円であるというお話でございますけれども、少なくとも、今よりはるかに少ないかと思ひます。しかしながら、それでもなおお私どもは不安がございますので、修業年限を短縮して実力をつけて四年制に負けないような方法で工業高等学校の先生を確保しようというの、この法律案の趣旨でございます。

○千葉千代世君 非常に無理な法律じゃないかと思うのですけれども、さき申し上げたように、教員個々の問題と、それから民間との問題、教員個々の問題ですと、私が申し上げるまでもございませぬけれども、教員は非常に薄給なわけですね。一万二千八百円。それが一般の学科を教える先生はそうだと。そうすると、工業の教科だけ受け持つ人だけに二千円手当をつける。一万二千円に對する二千円という比率は非常に大きいわけですね。先生方にしてみればですね。だから、その面について、この工業の先生だけ上げるのではなくて、やはり一般の初任給を上げていく、この方向の中でやはりこれは考えていかなければならぬんじゃないか、こう考えるわけなんです。

す。初任給の引き上げについてどうに考えていらっしゃるのか。それは全然据え置きままで、一時的に糊塗するように二千円上げていった。こういうふうには、この前の国家公務員の給与法のときには、私どもはやはり抜本的に初任給全体を上げていくべきだ。だから、手当を部分的に限られた人に二千円なり、あるいは千七百円なりつけていくというところについては反対だ、そういう意味で給与法に反対したわけなんです。しかも、現実的には市町村立の高等学校にもふやしていきこう、こういう点でわからないわけじゃないのですけれども、どうもやはり割り切れない点があるわけですが、初任給を上げていくという方向に検討されたことがございましてどうでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 初任給の問題についても、文部省として上げていただきたいという気持を持っておるわけですね。これは先ほど来、人事院や、あるいは公務員制度調査室長からもお話がありましたように、全体の公務員との、実はバランスの問題があるわけでございます。人事院が勧告しましたのは、それぞれ相応の理由があると思うのです。ただ、一番困っておりますのは、科学技術者を民間に取られて学校に確保できないという点がございまして、人事院も、一般職の給与に関する法律の中で、初任給調整手当というものを新しく創設したわけですね。その創設の線に沿って、まあ今回は高等学校の先生にも及ぼした、こういうわけでございます。

○千葉千代世君 やはり工業を受け持つ先生が少くないという理由の一つに、民間との賃金の差もございましてわけですけれども、やはりこれは今のうちに根本的に直していかなければならない、まずまずこれは細っていくのじゃないか。具体的には、初任給と、それから教師の中で最高に行つた号俸とがあまり開きがあるということが原因で、やはりこれは初任給と、それから最高号俸の開きが二倍以上、あるいは二倍半以上になるということについては非常な問題があると思ひます。これは一般の給与の問題でございますが、これは工業の教科に限ってつていいますので、ここでは省きたいと思ひますが、工業の教科に限ってつていく、しかも、教科の内容について支給の範囲を定める場合に、人事院と十分な打ち合わせもできていないようだし、もっと広めていきたいという意向も文部省の中に見えようという感じがするのですけれども、具体的に、たとえば一般化学なら一般化学について、来年度はこれを範囲を広めていくというふうな、こういう考えはございましてどうでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 今回、人事院がきめた規則によりますれば、これは工業高等学校の工業に関する学科の専門教育を担当する教員を全部対象にしたわけでございます。ただこれで十分かというお尋ねでございますが、あるいは農水産物の場合もあるでしょう、あるいは物理化学の問題も起きてくるかと思ひます。問題は、採用困難の度合いによつて決定されるべき課題でございますので、今後採用が困難でございすれば、この範囲をさらに拡張するようにしたいと考えておるわけでございます。

○千葉千代世君 これはずっとこれから先初任給手当をつけていくという法律

律なのでございましょう。時限立法ではないわけでしょう。ずっとやっていく、こういうわけでしょう。その採用困難という判定は、たとえば三十五年に卒業した人は一人なんという、こういうふうなばかげたことではなくて、卒業した人数の中で、教師になる資格のある者について大体何%ぐらい満たされればこれはいいのかという、こういう問題について答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) これは先ほど人事院の給与局長が申しましたように、供給者の九割ぐらゐが確保できればよろしい、まあそれ以上に確保できないという場合には検討したい、こういうふうなことを申し上げておりましたので、まあその線で御了承いただきたいと思ひます。

○千葉千代世君 供給者の九割と申しますと、たとえば百二十名なら百二十名、工業の教員の免状を持った者の九割と、こういうわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) 供給者と申しましたのは間違ひしました。需要者側ですね。要するに学校で採りたいという場合に、たった一人しか採れないというわけじゃ、これはとても困りますので、大部分のものが採れば、これは採用困難というわけには参らぬと思ひます。先ほど人事院は、需要者側の九割しか確保できない、それ以下の場合には手当をつけたといふ、こういうことを述べておつたわけでございます。

○千葉千代世君 需要者側の要求の九割ですか、需要者側の九割を満たす。そうすると、初任給のこの手当をつける、この法律を改正してこれが早くに九割になるとは考えられない

わけなんです。で、工業教員養成所の問題もございまして、これを抜きにして考えてみます。抜きにして、今のままで大学の四年終わった方の工業教員なり、その方々が教師になるというのが、三十五年度が一人だというのが、この調整手当が出てから幾らか多くなるといふことは想像されますけれども、安心していられないんじゃないかと、こう考えるわけでありまして、どうなんでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 御説の通り、二千円の手当をつけて安心して確保できるというわけには参らぬと思ひます。それだからこそ、三年の短期の工業教員養成所の設置をお願いしておりますわけでございます。

○千葉千代世君 そうしますと、まあこれは一応の望みとして一般の大学の工科の卒業生にはつたわけなんですか、それで工業教員養成所の方へ重荷がずつかかっているわけなんですか。これにひたすら望みの綱をくつつけると、こういうわけですか。

○政府委員(内藤三郎君) 初任給の調整手当も一つでございますけれども、これだけでは不十分でございますので、お話しのように、この臨時教員養成所に非常な期待と希望を持っておりますので、ぜひそういう趣旨で御協力をお願いしたいと思います。

○千葉千代世君 これはやはり何です、そのこと自体の、当面局部的に見た面だけでは、臨時教員養成所の問題も必要だから作る、こういうふうな言われておるわけなんです、やっぱり全体の日本の工業教育の水準、科学の水準を上げていく、やっぱり世界の今の趨勢の中で、どの国でも科学教育と

いうものを一生懸命やっていく、これは世界あげてやっている、こういう中で、工業教員養成所、あるいは一般の大学を出た方に二千円の調整手当をつけて当面を糊塗していこうというにはあまりにも情けない気がするわけなんですけれども、まあ重ねて伺いますけれども、これは各大学の学長さん方、そういう方々のやっぱり要望というのも入れているんでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君)　ともかく高等学校側で工業教員を採るのに非常に困って、何とかしてくれという切なる御要望に基づいて、二千元という額は少ないかもしれませんが、まあこれでも一歩前進しておりますので、この程度を支給したいと、こういうふうになったわけでございます。

○千葉千代世君 この法律のもとにな
ります。国家公務員給与法の改正ですけ
れども、これは議員立法になっており
ます。高等学校の先生方、たと
えば高等学校の校長会あるいは高等学
校の組合の方々、こういう御意見はど
うだったのでしょうか。

○政府委員(内務省三郎君) まあいろいろ私は意見があろうと思うのです。高等学校側におきましては、全体の初任給を上げてほしい。先ほど矢嶋委員からいろいろ御指摘になりましたように、各学校の経営から申しますと、手当をもらう人、もらわない人があって、学校運営に困っているという事情も私もよく聞いております。しかしながら、当面の問題として工業学校の先生が確保できない、こういう実態はこれを目をおおうわけには参りませんので、これは何とかして工業の専門の先生を入れませんかと学校教育が麻痺し

てしまふ。仕方がないからこういう措置をとらざるを得なかった、こういう点を一つ御了承いただきたいと思うのです。

○千葉千代世君　それはよくわかりますけれども、やはり全国の高等学校のなかでたくさん先生の教師がいるわけなんです。その中でそういうふうにならぬ収入の面できめんに二千元なら二千元違ふ。すると、俸給をもらつて側から見ますと、二千元というのはこれは大へんな額の相違になるわけです。そういう中で全体を運営をしていくということについては、教師はお金のことは考えないといった時代は別として、やはり生活の安定の上に立つて安心して研究もできるし、それから教育もできるし、自分の力を十二分に發揮していくという、こういう意欲が学校の中で一人々々は持つて要求を出しているわけです。その中で工業教員だけ二千元の手当をつけていくということについては、学校運営上校長さんとしても非常に問題じゃないかと思うのですが、校長会の意見として、そういう点は強く出なかったのでしょうか。

○政府委員（内藤三郎君）　これが將來ずっと二千元の差がつくというならば、私は御指摘のように大問題だと思ひます。しかしながら、この初任給調います。しかしながら、この初任給調います。しかしながら、この初任給調います。しかしながら、この初任給調います。

ら私はやむを得ざる措置だと、こう考
えているわけでございます。

○千葉千代世君 この三年が大事じゃ
ないのでしょうか。初めて勤めた場合
はみんな同じような希望を持って、そ
うして一生懸命やろうという気力に燃
えてくるわけですね。それで学校を卒
業してすぐですから、経済的に恵まれ
ていないし、本も買いたいだろうし、
洋服も買いたいだろう、こういう中に
おける二千円の差というものは、これ
は安い月給をもらった者でないとわか
らないのです。私どもも勤めたとき
に、男の先生が五十円、女は四十五

幾らとなっている。ところが勤務評定というものができまして、またおかしくなっちゃった、そこへ持ってきて今度は政策的に、国が政策的にそういうものを仕向けていくというところに非常な問題がある。ですから一年、二年、三年、四年目には解消していくというけれども、初年度におけるやはり打撃が非常に大きいのではないか。こういう点についてごく給料の少ない生活をなさったことのない文部省の方方、おわかりにならないと思うのですけれども、これはもう一ぺん考えてみる必要があるのではないでしょうか。

○政府委員(内藤善三郎君) 私どももその点薄給から上りましたのでよく身にしみて感じておるわけですけれども、ただ、問題はこういうことじやないかと思うのです。学校運営上確かに好ましいこととは思っていません。できるだけ同じような待遇が保障されるべきだと思いますけれども、現実の問題としては学校の先生がいらないということとは学校運営ができないわけなんです。その必要に迫られた場合にどち

らに弊害が大きい。工業の先生一人もいないという学校は学校運営できないわけです。多少の気まづさはあっても工業学校の教員を確保するという方が、工業教育を進める上から見すれば、これは忍んでいただかなければならぬ。そういう点で一つ多少の気まづさはありまして、工業学校教育を推進するという点から御理解いただきたいと思います。

○千葉千代世君 多少の気まづさは忍んでも、一人や二人だから、まあ大勢の人が、はつきり言えば犠牲になっているわけですね。これは言いようが悪

いですがけれども、そういう場合には、やはりそういう気持とか経済的な基礎を築いてやるという責任をお互いに持っていくならば、初任級の引き上げと同時にこのことも考えていくと、こうなればまだまだこの話がつくわけなんです。ところが初任給はそのまま据え置きだという、しかも教育職については、一般公務員のさっきの人事院の採用試験の中の甲については比較的いいわけです。そういうふうになりますというとき、やはり教育の職だからたくさんよこせという無謀なことは言わなないけれども、やはり教師という特別な

のじゃないか。この点は非常に残念なわけなんですけれども、これに関連しまして、さつき長くじゃなくて一、二、三年先だから、こうおっしゃったのですが、毎年暫定手当なんかもらってありましたね。それは本俸に一年づつ繰り入れられていて、これは一時的である。そうすると、これは一時的であるけれども、工業教員になり手が少ないから、この初任給を本俸に繰り入れていくのではないかと、こういうふうな方向に出ないとも限らないと、私はこう考えているわけです。これは思い過ごしでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 現段階におきましては工業教員が不足している。日本の科学技術が非常に進歩したために、こういう制度を取らざるを得なかった。しかし、日本の経済が安定して、学校の人材養成計画が的確にいきますれば、まあ千葉委員の御指摘のような事態がないとも私も言えないと思います。むしろ、そういう事態になった方が、あるいはいいかとも思っているわけではございません。

○千葉千代世君 最後伺いますけれども、この初任給の調整手当は二千円、千四百円、七百元、こうつけていますね。これは大体どのくらいの期間の見通しでやっていらっしゃるのか。さっきのお話では、需給関係がまず九〇%くらいになったら、これはよしとしていこうじゃないか、こういうお話をしたね。そうじゃございませんでしたか。

○政府委員(内藤三郎君) 当然その採用が困難でなければ、これも解消するべき性質のものと考えております。

○千葉千代世君 そうすると、この法の適用は大体何年ぐらいの予定でいらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(内藤三郎君) 今日のよう時代に科学技術の急速な進展をしている。これは当分解消は困難ではないかと考えております。

○千葉千代世君 そうすると、ずっとこれを適用していくわけではございませんか。

○政府委員(内藤三郎君) 別に未来永劫というわけじゃございませんが、千葉委員の御指摘になったように、安定して参りますれば、こういうものも本俸に繰り入れられる可能性が出るのではありませんか、全体のベースの問題が上がってくるのではなからうかという期待を持っているわけではございません。

○千葉千代世君 時間もきたようですから、質問を後日に譲りたいと思ひますけれども、やはり今の学校の運営の問題、それから今後の見通し等についても問題点があると思うので、きょうはこれだけにしておきます。

○理事(豊瀬一君) 一分間休憩いたします。

午後五時十七分休憩

○理事(豊瀬一君) 再開いたします。

午後五時二十二分開会

○理事(豊瀬一君) 再開いたします。本案に対する質疑は、本日ところはこの程度とし、再び国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案を議題といたします。

質疑の通告がございますので発言を許します。矢嶋三義君。

○矢嶋三義君 経済企画庁長官に若干お伺いします。所得倍増計画の立案者でいらっしゃいますが、最近の経済成長の実情、それから最近の国際収支、特に外貨の經常収支の実情等から、あなたが主になってお立てになりました所得倍増計画については、いささかも修正することなく所期の方針通り進んでも大丈夫だという御見解でいらっしゃいますでしょうか。それとも実施段階に入らんとするの後の情勢等から修正を必要とするときがくるのではないかと、近いうちに御所見を持っていらっしゃるでしょうか。その辺のところをお伺いしたい。

○国務大臣(迫水久常君) 何しろ所得倍増計画は十年間の長期計画でありまして、しかも三十六年度をスタートとして、三十七年度の計画となっております。三十七年度が始まるまで、二十五日しかたないというところで、改訂するとかしないとかいう状態とは全然現在の状態はそういう関連ではないと思っております。ただ、今年度の国際収支の見通し、貿易經常収支においては、一千万ドルの黒字が出る、あるいは総合収支においては二億ドルの黒字が出る、こういうような見通しは、本年度の見通しはどうかという御質問に對しましては、現在のところもう少し様子を見なければその見直しを要するに決まらぬかどうかというところについてははっきりしたことが申せません。こういうお答えができますけれども、所得倍増計画自身はややもう昭和三十五年自身は位置が高くなりまして、その高い位置からスタートして

ているので、所得倍増計画の初期の昭和三十三年の価格水準によって二十兆六兆という総生産は十年を待たずして到達ができるだろうと思ひますが、これを改訂する必要はまだ全く認めておりません。

○矢嶋三義君 所得倍増計画を実施していくのは人でありまして、だからその計画立案者並びにこれを実施される場合においても教育計画、人材開発計画というものを重視されておられると思うのです。その所得倍増計画にマッチした教育計画ですね、人材開発計画についてはどう御所見と御構想を持っておられるでしょうか、お伺いします。

○国務大臣(迫水久常君) 所得倍増計画に書いてあると思ひますが、ごらんなさったと思いますが、要するに経済の発展に即応して必要な能力を備えた人間を養成してそれを充足していくということでございます。それで所得倍増計画におきましては、人的能力の問題についてはさらに一そう精密に掘り下げて研究すべきであるというような答申が出ておりますので、本日の経済審議会において人的能力向上政策部会というのを創設いたしました。大原総一郎氏を部会長とする部会を作りまして、それでさらに掘り下げて研究をしていくようにして参りたいと思ひております。

○矢嶋三義君 過去の日本の歴史を振り返ってもそうですが、近代においてはその傾向は顕著なんです。経済拡大政策をとると具体的には、たとえば所得倍増政策にマッチした人材開発、教育計画という場合に、当面の実利の追求に偏向をし過ぎる傾向があるの

ですね。基礎的な積み上げを不足して成果をあげずに要求して参るという通弊が過去にあったと思うのです。もう原子力発電にはつきり現われておりますね。茨城における東海村の原子炉二号炉の問題についてもその部類です。

よ。それから私は最近の飛行機事故についても結論は基礎的研究が足りないという一言に尽きるところです。たとえば航空自衛隊あたりのジェット機の事故が非常に多い。これはある人はパイロットの練習期間が不足だの、それをすぐジェット機に移す、それが早いのだとか、あるいはジェット機を乗りこなせるようになってからまだ射撃訓練練習等をやるのには飛行時間が少ないのに、早く射撃訓練等に入り過ぎるがゆえに事故が起るんだという見方をしておる人もある。これは一面の理由はあると思う。しかし、その根底にはやはり基礎的な修練を得ていないという一語に尽きるところです。きのう、羽田飛行場で日航機が――原因は調査してみなければわからないが、事故を起したようですが、あれだけ科学が進歩して機械が精密になって参ると、パイロットが乗ってから、ことに軍用機の場合そうですが、三十秒か四、五十秒の間に、さつと一べつして、これで調子がいいか悪いかわからず、これを判断しなければならぬわけですからね。こうなれば、勘です。科学的な勘です。その勉めるものは、基礎教育がなければできないものなんです。そういう基礎的なものが十分積み上げられないで、成果とか、結果といふものを追求していく。そのあせりといふんです。それが事故の原因になっている。私の知識をもってすれば

長官が科学技術庁設置法の十一條に基
づいて文部大臣に勧告書を出されまし
たが、あれを経済企画庁長官ももちろ
ん御存じと思いますが、あの勧告をいか
ように評価いたしますか、見ておられ
るか、御所見のほどを承りたいと思ひ
ます。

○国務大臣(迫水久常君) ただいまの
御質問に対しては率直に言つてあまり
答弁をいたしたくはないのですけれ
ども、これはまた池田科学技術庁長官
としてはこういう必要を認めてやられ
たのだらうと、こう一応考えました。

○矢嶋三義君 科学技術庁長官は経済
企画庁長官の作成された所得倍増計画
を成功したいというお気持ちであの勧
告書を出されているのですね、その観
点から、それでその勧告の内容を経済
企画庁で御検討なされた場合、これは
お節介の勧告だというようにとられた
か、われわれが立案した所得倍増計画
を推進するのにこれは適切な勧告で、
推進力となるといふところがなされ
たか、そのところを承りたいと思ひ
ます。

○国務大臣(迫水久常君) 実は経済企
画庁にも各省に対する勧告権があるの
ですね。私はそれを一べんも使つたこ
とはないのですが、池田長官は勇敢に
使われたなあという感じが私は率直に
言えると思ひます。うちの方の所得倍
増計画を推進してやろうという非常
な御熱意は非常にありがたく存じま
す。ここに書いてあるような数字に
つきましては、私の方の事務当局で一
応それに対する見解を作つております
から、大来局長より御答弁をいたしま
す。

○政府委員(大来佐武郎君) 実は先ほ

ども御説明いたしましたようなこと
で、理工系の卒業生の不足数が出てお
りまして、これを算出したとしますと、
約十七万人になるというところは科学技
術会議の報告にも出ておるか存じま
す。政府の所得倍増計画の中にもその
数字が出ておるわけでございます。文
部省の計画によりまして、最終年次に
約一万六千人の理工系の定員増加を達
成するという、それを順次毎年やって
参りますといふこととして、積み上げで
約七万人の十年間に新たな理工系の卒
業生の増加がプラス・アルファの分が
出るわけでございます。その十七万と
七万とを対比すると大きく不足するで
はないか、これが科学技術庁長官の重
要なポイントになっておると存じま
す。それは確かにこの十七万という不
足の数字は理工系の大学卒業程度とし
て不足するといふことを倍増計画でも
いっておるわけでございますが、現実
の問題といつたしまして、ことしからの
不足数を累積しております、三十五
年、三十六年といふふうに、これは、た
とえば今大学に工科を新設いたしまし
てもその新設した卒業生が出て参りま
すのは四年後でございます。四年間は
もういかようにも手の打ちようがない
わけでございまして、先ほど矢嶋先生
の言われました年次別の不足数の四年
間分平均して約一万五、六千人で四年
間でございましてから六万人、これは
間でも充足できない、物理的に充
足できない不足数でございます。教育
に四年かかるわけでございまして、その
後のなるべく早くギャップを小さ
くするために、この定員増加を最終年
次に一万六千の定員増加にするよりも
少し早くそこまで持つていったらど

うか。これは私の方としても望ましい
ことだと存じております。ただ、その
増加したものをそのまま伸ばして参り
ますと、今度は最終年次一万六千とい
うことと合わないで参ります。その
で、やはりその状態に一年でも早く近
づける、その意味で、たとえば私立大
学の活用等についてさらに積極的に検
討していただく。これは倍増計画の趣
旨からしても望ましいことだと私も
考えているわけでございます。結局不
足数を認めながら、ただ大学を増設
し、定員の増加をし、これに必要な教
育、校舎、施設等を補充して参ります
場合に、ある程度物理的に拡張のス
ピードに限界がありはしないかとい
うような点と、最初の四年の約六万とい
うのは、これはどうしても現実問題と
して充足困難といふことから、そうい
う養成計画になつていくわけでござ
いまして、そういう意味で科学技術庁
長官の御指摘になつておられる点、な
るべく早く少しでもギャップを小さ
くしようといふお考えには私も賛成
でございます。

○矢嶋三義君 事務当局の発言は明快
です。事務当局もまた大臣も池田長官
の勧告の内容は大筋としてよろしいと
思ふ。しかし、関係の一人である国務
大臣としてあいつ時期にああいう勧
告をすることが、政治的に見た場合に
は、必ずしも両手をあげて賛意を
しかねるという政治的な見解を国務大
臣が持っている、かように私はただ
いまの答弁を承つたわけではござい
ませんが、この文部省から出た資料によ
りますと、三十五年度において皆さん方
の数字をかりますと、一万七千九百八
十三人の不足。で、たとえばずつと飛
んで昭和三十三年にいつて一万二千七
百六十八人の不足といふ計算をすれば
数字が出てくるわけですね。だから、だ
とえば四十二年をとると、三千八百九
十八人の不足。これは計算すればそう
いふ数字が出てくるわけですね、この表
から。これは所得倍増計画を推進して
いくにあつては、こういう過程にお
ける不足といふものは計算に入れてお
られるのですか、どうですか。

○政府委員(大来佐武郎君) この点
は、実は現在現実にも不足をしておる
わけでございまして、結局本来なら大
学卒業程度の人によって満たすべき仕
事が、もっと教育程度のそれよりも低
い人々によって充足されておる。それ
は充足は必ずしも満足すべき状態では
ございませんが、一応は満たされてお
るという格好になつておりますので、
その程度のズレのマイナスがあるとい
う条件のものにおきまして、倍増計
画で考へております経済成長ないし工
業の拡大は、達成可能であるといふ
うに判断いたしておるわけでございま
す。

○矢嶋三義君 それではこの文部省の
計画はあなたの方にも御相談になつ
ておると思うのですがね。たとえ
ば十年の最終年度の四十五年ですね。
四十五年において四百十九人は不足
ですね、この文部省から出た数字を計
算しますと、四十四年においても八百
三十四の不足ですね。これで了承して
いるの。四十五年の最終年度で四百十
九は不足になりませんか。だから、
その年次の最終年次はほとんどになる
というの、この調子で行けば四十七
年か八年になるのじゃないかと思ふの
ですが、そういうことを了承なさつて
いるのですか、いかがですか。

○政府委員(大来佐武郎君) 確かに御
指摘のように四十五年に需要が一万六
千八百四十九、供給が一万六千四百三
十という形になりますと、少し、四百
ばかりの差額があるのですが、当時私
どもも承しておる限りでは、端数を大
体切り捨てまして、一万六千人程度と
いうことで、何分にも長期のことでご
ざいまして、最後にはそういうある程
度大まかに見たということがございま
すので、少しそういう不つり合ひの点
はあるかと存じます。

○矢嶋三義君 数字を使うときには、
同じ一つの問題を計画し、やつていく
場合は、同じ精密度の数字を使わない
と意味をなさぬですよ、計画はね。あ
る作業をする場合、ある面においては
十分の一の精密度の数字を使う、ある
面においては百分の一の精密度の数字
を使う、それを一緒に作業したつて、
それは正しいものは出てきやしません
よ。これは数字を使う場合のいろはの
いですよ。

それで文部省に伺いますが、この点
どうお考えになりますか、先ほど大学
における工業教員養成課程は、定員が
百三十人で、大体卒業するときは百二
十人になる。だから一割損耗するとい
うことを大学課程が答弁しているの
ですね。それから経済企画庁の人は、こ
れは死亡その他の損耗率を計算して、
その表は共同作業をしたというわけ
ですね。ところが、この文部省で出た数
字は、一人も死なないことになつてい
るのですよ。入学した人は、全部卒業
することになつておる。そうしてなお
かつ、四十五年の完成年度で四百十九

不足ですよ。そっちを切り捨てたというのなら、こちらの、さっき言った五けたの数字の第一位まで正確な有効数字を並べているじゃないですか。それだけの精密な数字を並べて計算している。それだけの精密度で計算してきて、なおかつ最終年度に四百十九不足している。こうなると、数字の扱い方がずさんだというそりを免れないと思うのです。これは私は科学技術庁が目を付けていたに違いないと思うのです。その点に關する限りは数字がずさんだと私は思うですね。はたしてこれ自体が責任のある計画としてこのままわれわれが認めていいのかどうかという点に疑問を持たざるを得ないのです。ある面においては損耗率を考え、ある面においては損耗率を考えない、しかも、損耗率を考えないでやって、最終年度でなおかつ四百十九の不足である。この点は、経済企画庁としては、文部省のこの計画をどういうふうに了承されておるのか、この点をお答え願いたい。

○政府委員(大来佐武郎君) この数字の計算は、先ほど申しましたように、相關関係、減耗率、それから減員の卒業生の予測数というようなものから出しましたもので、その差引勘定からこの五けたの数字が出て参りますが、御指摘のようにだいたい先になるに従いまして、そのけたの一番こまかいところは、不安定なといえますが、わからない要素がだんだん出て参ると思ひます。まあそういう意味でこの定員の数の計算というのは、十年先の目標については比較的大まかな見積もりでございまして、もとと百以下の単位まで正確にはかかれるというものではないと

存じておるのであります。たとえば国民所得増進計画でも、すべて今後おむね十年に国民所得を増進するといふような、かなり幅のある表現をいたしておりますが、これはやはり従来私どももいろいろな経済計画の仕事をやつて参りまして、自由経済のもとで——これは計画経済でもある程度そうした問題はございしますが、将来について非常に予測できない要素がございします。いづれにしても、まあ三年くらいたてば、その後の進行状況なり、経済成長の実態なり、技術者の獲得状況なりでさらにこれを検討していくということには当然なることだと思つておるわけでございますが、大体の大ワタとして一応事務当局で一万六千という目標で作業を行なつたわけでございます。

○矢嶋三義君 文部大臣にお伺いしますが、こういう計画をする場合です。ね、關係のある科学技術庁、経済企画庁、これらの省庁の事務当局間では、十分この数字を練らなくちゃならぬと思つて、練らなかつたのじゃないですか。僕は、文部省と大蔵省とで予算編成のときにそういうお話だけして、そうして予算がきまつて、その予算の範囲内で一応数字を並べて理由づけた、こうじゃないかと思つたのです。あるいはこういうものをやる場合に、経済企画庁と科学技術庁と文部省とで数字をずつと練つて、それを基礎に三者一体で大蔵省の予算折衝をやる、こういう形が私はとらるべきじゃないかと思つた。その形がとられないのかと思つた。その形がとれないのじゃないかと思つたのです。ね。それが科学技術庁長官とあなたの意見の相違の来たして一ある一番大きな理由じゃないか。それからあ

なたのどこかの使つてゐる数字と、その説明と、こちらのさんの経済企画庁で出されてゐる数字と、説明とは違ひますよ。数字の質が違ふのですよ。こちらは盛んに損耗率とか、それらの消耗率であるとか、そういう経費を勘案して云々といふことを言われているわけですね。あなたの方はそれが全然入つていないわけですね。だからそういう点で、所得増進計画とその要員の数字については私はとやかく言ひませんが、これをいかに充足するかという實際政治に移す面において關係省庁と連絡不十分、不調整であつたというそりを私は免れないのじゃないかと思つたのですが、大臣はどういう所見を持たれますか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘のようなそりしは受ける意味があつたと思ひます。先ほど経済企画庁からのお話の通り、所得増進を十年後に達成するといふことからいたしまして、文部省の調査局によつて調べました大学卒業者の就職した状況を克明に調べ上げて、そしてそれぞれの理工系ごとにそれぞれ就職にどういう率で今までは就職しておるかといふことを今後の十年間の経済成長に見合つて推算されたものが、先刻の話の通り約十七万人現状のままなれば不足する、そのことについては先刻の御説明の通り、きつめて合理的にできておるわけでございます。それを年次別にどういふふうに大学卒業という形で充足するかにつきては、事務的には連絡はしておると思ひますが、不足数の計算は合理的な精密な根拠があつてでございまして、私は私も承知してないものであります。

す。それは教育の立場から、第一には質を落とさないといふこと、第二には落とさないために当然必要な要素であります教授陣の充足といふこと、さらには国家財政上大学理工系の大学卒業者を充足するための施設、設備の予算、それも幾らでもとれるんだという計算は勝手にできるわけですね。けれども、現実性を持った良心的な立場において考へるとするならば、まあ三十六年度で一応考へておる程度の比率で獲得できるといふような要素を考へあわせて年次別に振り分けたといふものでございまして、不足数の推算に比べまして減耗率その他一定の率をもつてはじき出してどういふ数字になつていないと思ひます。ただ減耗率は考へてない格好にはなつておりますけれども、先日この委員会で説明員から申し上げましたように、また本日の委員会でまたまた話がつたに及びましたように、定員は定まりまして、現実にはある学校では定員より少な目に入學することもあるし、ある程度オーバーすることがある。私学の関係におきましては、その差が相当なものであるのが現実でございます。さりとてその正確に把握できない私学面のプラス・アルファの数をこれに入れてさらに減耗率をかけて計算しますことの一旦正確さうに見えなくとも、むしろ定員を押えまして、それがそのまま卒業するのだといふことの方がわかりやすくもあるし、減耗率を十分考へた意味合ひは当然含む道理でございすから、かような数字になつておると私は心得ております。さらに逆に申し上げれば、現実の数を掌握して、そして減耗率をかけてずっと積算していき

ますれば、最終年次における不足数というものはもつと少ない結果にならうかと推定されるわけでございます。しかし、それは不正確な根拠に基づきません推定でございますから、今申し上げるうちに、むしろ定員そのまゝが卒業して社会に出るのだといふ数字をとつた方がいづれかといへば筋が通るんじゃないか、こういう考へ方でございましてあります。

○矢嶋三義君 時間が迫りましたから、もう一、二点伺つて、きょうのところを終わりたいと思つたのですが、経済企画庁の局長に伺ひますが、大学卒業程度の理工方面修得者が約十七万で、今の文部省の方に提出してゐるのは、七万充足できる、あとの十万もこれはこの間山下参事官が御答弁なされたのですが、きょうもあなたの答弁に出ておりましたが、大学卒業程度の技術者が十万人必要だ、こういうことですね、そこでこの十万を所得増進計画をスムーズに推し進めていくためには、その十万を現在の中等技術者をこゝれを何か適当な機関で再教育することによつて充足すると、そうすると中級技術者がそれだけ不足してくるわけですね。こういう認識に立つておられるわけですか。いかがですか。

○政府委員(大来佐武郎君) この点が、ただいま現状でその不足が、何らかの下の方から充足されておる結果になつておりますので、その状態を認めたまふで、この工業学校の方の不足数を計算したことになっております。

育して、それを充足するとすればすね、その分計画は中級技術者は不足してくるということになるでしょう。簡単な算術でしょう。

○政府委員(大来佐武郎君) まあ中級技術者については、御承知のように計画期間中に四十四万人の不足があるというので、最終年次までに定員八万五千人をふやさなければならぬという目標になっておりますので、確かに計算から申しますと、ただいま矢嶋先生の御指摘の通り、まあその不足分を繰り上げていくのが中級技術者に食い込むということになると思うのでございませうが、その分を含めて不足分として四十四万ということになるかと思ひます。矢嶋三義君 其の辺のところ……

○矢嶋三義君 冗談じゃない、経済企画庁、そんな計画であるか。一人二役という俳優みたいなものだ。はつきり伺いますが、経済企画庁としては何ですか、十七万人の、文部省で七万計画して、あとの十万は、できるだけ一万六千人の定員増を、年次を繰り上げて、その一万六千人の定員を一年も早く充足をして、そうしてその十万のギャップを大学卒で埋めたいという考えなんです。それとも、経済企画庁としてはやあもう七万充足すればそれでよろしいと、あとは中級技術者の再教育をして、そうして大学卒に準ずるような人で埋められればそれでよろしいと、所得倍増計画はそれで推進できると、こういう御見解に立っておるのか、いずれですか。

○国務大臣(大来佐武郎君) 計画といひましたは、大学卒業の理工系は十年間に約七万人増加する。それから工業高等学校の卒業生の定員を八万五千

人定員増加を実現すれば、これで一応充足する建前になっておるわけでございます。その不足の十万分というものはその中から見ておるということになります。

○矢嶋三義君 その中からというのは、どこからですか。

○政府委員(大来佐武郎君) この大部分はおそらく中級技術者から参ると思ひます。そこは法文系から卒業生でかなり近ごろは会社に入ってから技術教育をやっております。いろいろなソースがあると思ひます。いろいろなたしておらない。で、そういう意味でいろいろな源泉がございしますから、全部が工業高等学校から食い込むというふうには私どもは考へておらないのであります。

○矢嶋三義君 では山下参事官、この前出席されて答弁されておりますので、山下参事官と御協議の上、この次の委員会にちよつとおいでをお願いしたい。そうして経済企画庁の統一確定答弁を要望申し上げておきます。

そこで内藤局長に伺ひますが、この中級技術者の養成計画が出ています。これは文部大臣は高級技術者の十万人を企業内教育で充足したいという答弁を衆議院でされておるのですが、そうなるとその十万を加へた五十四万といふことと考へられておられるのか、それともこの勧告書にある十七万と四十四万のこの四十四万の数字を考へておられるのか、いずれで立案されたのか、お答えいただきたい。

○政府委員(内藤三郎君) 初等中等教育局としては、この四十四万人を基礎にいたしております。今お尋ねの十万の問題は、これは先ほど経済企画庁の方からお話がございましたように、この調査をするときに職種によつてこれは大学卒に置きかえた方がいい、あるいは法文系に置きかえていい、あるいは理工系で埋めたい方がいい、というわけで、現実には何らかの形で埋めたい、それを大学卒の技術者でかえた方がいいといふことで、現在には間に合っている数字になっておりますのでこれに手を加へる必要はない、そこで私の方は工業高等学校については四十四万を目標に充足すると、こういうこととございします。

○矢嶋三義君 そうすると、私の予想よりは逆の目が出たのですがね。きょうは時間が来たからこゝろあたりでとどめますが、あなたの計画書を見ると、これは計算しますと四十二年にしろても工業高等学校卒業生は一万五千人過剰です。四十四年には四万七千五百七十九人過剰です。四十五年には四万七千七百七十三人過剰です。一方大学の卒業生はさつき言つたように、四十五年になおかつさつき言つたやうに四百何人不足と、こうして見るわけですね。これ非常な疑問持たざるを得ないのですか。これいかうに説明されるか、この次まで宿題にしておきたいと思ひます。

そこで、最後に経済企画庁長官に伺ひますが、この中級技術者と高級技術者の計画が文部省から出ているのです。この数字から教員を年次計画で幾ら養成しておかなければならぬといふ数字が計算出てくるわけですが、これ非常に基礎数字になるわけですが、さき

き委員会からこれ出していただいたのですがね、どちらの計画の方が経済企画庁にとつて、所得倍増計画を進めるにあつて、適当な計画だといふやうに御判断されたのでしょうか。これと、この計画の立て方が違ふわけですね。即答できないければ、この次まで研究して、御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(大来佐武郎君) それでは、次の、事務当局とそれからよく突き合せてみまして、そうしてその結果を事務当局からお答えいたします。

○理事(豊瀬一君) 本案に対する質疑は、本日のところこの程度とし、散会いたします。

午後六時十六分散会

四月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、建国記念の日制定に関する請願

(第一七九号) (第一八一六号)

(第一八四号) (第一八七〇号)

(第一八七号) (第一九〇八号)

(第一九二二号)

一、長野県に第十回冬季オリンピック招致に関する請願(第一八一九号)(第一九三四号)

一、義務教育無償の明確化等に関する請願(第一九二六号)

第一七九号 昭和三十六年四月七日受理

日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 札幌市南二十条西七丁目 沢本浩二外千三百四十二名

紹介議員 井川 伊平君

現行の国民の祝日に建国を記念する祝

日が欠けていることはまことに遺憾である。独立回復以来、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声は急激に高まつており、この純正な国民感情は当然尊重するべきものと思ふ。祖国の歴史と伝統を回顧し、国家興隆の前途に思いを寄せるこの国民的世論を明察の上ぜひとも建国記念の日を法制化せられたいとの請願。

第一八一六号 昭和三十六年四月七日受理

日受理

建国記念の日制定に関する請願(四通)

請願者 長野県上水内郡豊野町二、三六四 和田修理外三名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第一八四号 昭和三十六年四月八日受理

日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 岡山県小田郡矢掛町東川面 山室時太郎

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第一八七〇号 昭和三十六年四月十日受理

日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 東京都北区滝野川二ノ四二 国井善弥外八名

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第一七九号と同一

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第三

第一八七一号 昭和三十六年四月十日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 岡山県津山市本町三ノ二 加藤智子

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第一九〇八号 昭和三十六年四月十一日受理

建国記念の日制定に関する請願(五通)

請願者 東京都足立区千住五ノ五三宗教法人東京自力大教会内 野口浩正外四名

紹介議員 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第一九二二号 昭和三十六年四月十二日受理

建国記念の日制定に関する請願

請願者 岡山市弓之町一三四 橋本愛子

紹介議員 加藤 武徳君

この請願の趣旨は、第一七九号と同じである。

第一八一九号 昭和三十六年四月八日受理

長野県に第十回冬季オリンピック招致に関する請願

請願者 長野県議会議長 羽田 義知

紹介議員 棚橋 小虎君

千九百六十八年第十回冬季オリンピック招致に関する請願は、関係者が目下

昭和三十六年五月四日印刷

懸命の招致運動が続けているが、これが国内で開催されることになった場合、地形、気候、標高差等の自然的条件はもとより、交通、通信、宿泊等の人為的条件の完備が第一要件である。幸い、長野県は、従来からわが国の冬季スポーツの理想郷として古くから愛好者に親しまれてきた関係上、年ごとに諸施設の改善が行なわれてきたので、冬季国民体育大会、全日本選手権及びオリンピック選手の訓練地として常に利用されている実情であり、オリンピック招致委員会が示す諸条件にもつとも適合するものと確信するから、第十回冬季オリンピックは長野県内において開催するよう、特段の配慮をせられたいとの請願。

第一九三三号 昭和三十六年四月十二日受理

長野県に第十回冬季オリンピック招致に関する請願

請願者 長野市妻科町長野県議

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第一八一九号と同じである。

第一九二六号 昭和三十六年四月十二日受理

義務教育無償の明確化等に関する請願

請願者 岩手県水沢市大畑小路 水沢子どもを守る会

内 菊田輝雄

紹介議員 高田なほ子君

憲法第二十六条の後段に「義務教育はこれを無償とする」と明示されている。しかるに、現況は義務教育を国民の権

利として受けるのに戦前にもまして大きな経済的負担となつて父兄の生活を圧迫しているから、(一)義務教育無償とは、義務教育の中で、今まで国民個々が経済的負担をしてきたなになにを無償にすることなのか、(二)天野文相当時一年生に教科書の無償配布をされたが、ただの一年で中止されたのはどんな政策によるのか、等国会において十分審議の上明確にされ、国民に義務教育無償についての正しい認識を与えられるとともに、第二十六条完全実施のために予算措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十六年五月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局